

令和元年第4回伊仙町議会定例会

会期日程

令和元年第4回伊仙町議会定例会会期日程表

令和元年12月10日開会～12月12日閉会 会期3日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
12	10	火	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告 (2) 行政報告 ○諮問 1件 (諮問第3号 人権擁護委員の推薦) ○議案 14件 56号～69号 (提案理由説明のみ) ○一般質問 (牧議員 1名)	町長提出
"	11	水	本会議	○一般質問 (樺山議員、牧本議員、福留議員、佐田議員、清議員 5名) ○総務文教厚生・経済建設常任委員会 (陳情審査)	
			全員協議会	○全員協議会	
"	12	木	本会議	○議案 14件 56号～69号 (補足説明～質疑～討論～採決) ○陳情審査報告：総務文教厚生・経済建設常任委員 (委員長報告～質疑～討論～採決) ○議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 ○閉会	町長提出 委員会申し出 委員会申し出 委員会申し出

令和元年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和元年12月10日

令和元年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年12月10日（火曜日） 午後1時30分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○日程第6 議案第56号 30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約（提案理由説明）

○日程第7 議案第57号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更（提案理由説明）

○日程第8 議案第58号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）

○日程第9 議案第59号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）

○日程第10 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）

○日程第11 議案第61号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明）

○日程第12 議案第62号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明）

○日程第13 議案第63号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（提案理由説明）

○日程第14 議案第64号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明）

○日程第15 議案第65号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明）

○日程第16 議案第66号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明）

○日程第17 議案第67号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明）

○日程第18 議案第68号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（提案理由説明）

○日程第19 議案第69号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（提案理由説明）

○日程第20 一般質問（牧 徳久議員）1名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

令和元年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	牧 徳久 (議席番号7)	1. 町政について	<p>大久保町政が平成13年に誕生、スタートし5期目も10月末で2年が経過、折り返し点となりましたが、町を変えた「本物の力」を発揮し、さらなる飛躍で明るい町づくりのため順調に推移していると思います。就任にあたっては、数々の公約を掲げ実現に向け日夜ご奮闘の事と思われませんが、これを100%実現するためにも残任期間は大事な期間であり、日々努力をしていただきたい。そこでこの公約やマニフェストがどの程度達成できたと思うのか問う。</p>	町 長
		2. 農林漁業の振興について		
		①さとうきび収穫に係るハーベスター利用料の助成について	<p>このことについては、令和元年第2回定例会において質疑を行い、国・県へ要請活動を行えないか等の質問であったが、その後どうなったか。</p> <p>今期の製糖も19日から年内操業が始まる予定で、適度な降雨に恵まれ台風被害もなく豊作が期待されます。</p> <p>しかしながら消費税の10%増税や肥料など物価の高騰で掛かる諸経費を考えた時、さとうきび農家にとっては必ずしも経営が安定、向上するとは言えません。基幹作物であるさとうきび産業を衰退させないため、南西糖業やJAなど関係機関とも協議し負担していただき、町単独事業でもこのハーベスター利用料を助成できないか問う。</p>	町 長
②浮魚礁の設置について	<p>当町には面縄、鹿浦の港湾と前泊漁港の3港があり、漁業組合員も高齢化で減少の一途である漁民は、半農半漁で生計を維持している現状であります。各港の沖合に以前設置した浮魚礁が台風などの高波で固定ロープが切断され流出し皆無の状況となっており、漁民はカツオやシビなどが釣れず非常に困窮している。このことを踏まえ早急に各港の沖合に魚礁を設置することは出来ないか問う。</p>	町 長		

2	樺山 一 (議席番号13)	1. 町の入札制度の課題について	①「伊仙町不当要求行為等の防止に関する要綱」に該当する不当要求行為に対する組織的(町)な対応について問う。	町	長
			②「伊仙町建設工事入札参加有資格業者指名停止等の措置要領」に該当しない業者の指名外しについて問う。	町	長
			③「伊仙町請負工事入札者指名選考委員会設置規定」に準ずる指名委員会での指名選考について問う。	町	長
3	牧本 和英 (議席番号2)	1. 農業政策について	①町として、5年後の徳之島の農業をどのように考えているのか問う。	町	長
			②ハーベスター利用料の一部助成予算化について問う。	町	長
		2. 教育行政について	町内の学校存続について、町長の考えを問う。	町	長
		3. 町の活性化について	少子高齢化や人口減少で地域における関係性、そして孤立する高齢者や生活困窮者の方々に対し、町の対応や取組みについて問う。(民生委員の活動や町独自で取り組んでいる事や対策等)	町	長
4	福留 達也 (議席番号10)	1. 世界自然遺産登録に向けての取組みについて	①来年夏頃の登録決定に向けて、外来動植物対策や不法投棄対策、普及啓発活動、入込客等の観光管理に関する取組み、これら以外にも数多くの取組みがなされていると思われるが、それらの取組みに対する現状と課題を問う。	町	長
			②NPO法人虹の会等より要望のある「徳之島3ヵ町世界自然遺産保全管理室(仮称)」の設置について、その重要性を認識し、早急に設置対応する予定はないのか問う。	町	長
			③世界自然遺産登録による観光振興、その結果としての地域振興策はよく耳にするが、世界自然遺産登録のメリットを生かした農業振興策などは検討されていないのか問う	町	長
5	佐田 元 (議席番号4)	1. 一般競争入札導入について	平成31年第1回定例会において、町内業者に限ってでも一般競争入札にすることができないかと質問したが、再度、町内業者に限って一般競争入札を導入する考えはないか問う。	町	長

5	佐田 元 (議席番号4)	2. 民生委員の選任について	①選任の結果について問う。	町	長	
			②再任の意思確認に関して問う。	町	長	
			③再任されなかった理由を問う。	町	長	
		3. 教育行政について	①教育委員の定数は何名か。また現在の委員数は何名か問う。	教	育	長
			②長い期間、教育委員が不足していると思うが、いつまでこの状況を続けるのか問う。	教	育	長
			③学校教育に支障はないのか問う。	教	育	長
6	清 平二 (議席番号5)	1. 学校教育について	①全国学力検査は本町では実施されたのか。実施していれば平均正答率はどうだったのか。また、その結果を分析や検証を行い、課題と対応策について検討したのか問う。	教	育	長
			②ここ2～3年は子どもの出生数が50人以下となっていますが、この現状と対策はどう考えているのか。また、学校生徒も減少するが教育委員会はどう考えているのか問う。	町	教	育
		2. 直売所「百菜」について	①令和元年伊仙町一般会計補正予算(第4号)に損失補填が提案されていますが、この損失の詳細な経緯と町の対応について問う。	町		長
			②基本協定第27条の備品台帳は作成されているのか問う。	町		長

△開 会（開議） 午後 1時30分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから令和元年第4回伊仙町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美島盛秀君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、明石秀雄君、樺山 一君、予備署名議員を杉山 肇君、牧本和英君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（美島盛秀君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月10日から12月12日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日12月10日から12月12日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程のとおりであります。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（美島盛秀君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和元年第2回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してありますが、主な項目についてだけご報告いたします。

令和元年第4回伊仙町議会定例会における議長の動静の報告です。

9月28日に、天城町役場におきまして、徳之島空港利用促進協議会が開かれまして、ホッピングルートについての報告がありまして、午前、午後の便の時刻等、報告がありまして、利用利便性について説明を受けてまいりました。

10月9日と10月22日です。非常にごみの分別が悪いということで、議会あるいは執行部の皆さんと一緒に、各ごみのステーションに行って、名前が書かれているか確認をする。また、分別

方法について指導するというものでありまして、その後確認をしてみますと、名前が書かれてないのがステーションに収集されずに残されていたというのが大部分ありましたので、そこらあたり今後また執行部も分別方法等について、収集の方法について検討をしていただく必要があるのではないかなというふうに思いました。

11月になりまして、11月3日に2019奄美フェスティバル in 中部というのがありまして、名古屋市のほうであったわけですが、このときには関西の秋の運動会と重なりまして、徳州運動会に他の2名の議員が行っておりまして、議長の方は名古屋でありましたけれども、すごく盛り上がったフェスティバルで、400人近い出身者の方々が集まり、また、関東の郷友会あるいは関西の郷友会等が集まりました。また、中部奄美会にとりましては、ふるふるさと納税等々、今後協力をしていける可能性もありますので、今後こういう活動は必要なことだと思っております。

11月5日に、さとうきび甘味資源研修会がありまして、糖度取引関係、また、今3町で取り組んでおりますハーベスターへの助成関係、甘味、含みつ糖の要望等などの活動内容を報告して、非常に皆さんに理解をしてもらったところです。

11月12、13、15日は、東京のほうで陳情活動等、または離島振興市町村議会議長全国大会、町村議会議長全国大会、新過疎法制定実現総決起大会、この三つの会合に参加をして、今後こういう会合にはぜひ参加をしていかなければいけないと。そして全国あるいは今の議会のあり方等々、こういう勉強会を進めていく必要があると考えております。また、ここで培ったそういういろんな勉強をまた皆さんにも一緒になって協力をしていただきたいと考えたところであります。

11月23日には伊仙町の産業祭があつて、雨のためにいろいろカットされたものもありましたけれども、今後こういう祭りあるいは文化祭、こういう文化的なことにももうちょっと力を入れなければならないのではないかなという考えを持ったところであります。

それから、11月27日、その前日ですけれども、福岡県議会との交流会等々、また、福岡県議会の行政視察などがありまして、非常に500万人以上の大きな都市から、我が小さな伊仙町の行政視察に来られたということで非常に伊仙町の今の政策が全国に知れ渡っているというふうに自負をしたり、あるいは自慢したりして交流会を過ごしたところでもありました。

12月2日には、徳之島3カ町の議会の役員会がありまして、2月5日には3町の議員大会が天城町であるということを決定しております。

12月7日には、世界自然遺産シンポジウム in 徳之島が徳之島町の文化会館でありまして、樟南高校生の世界自然遺産への取り組み、あるいは徳之島町の小学生の遺産への環境問題等への取り組みの発表がありまして、非常に大人として今後また子供に教えられなければならないようなこともたくさんあるのだなということを感じ、感動したところであります。世界自然遺産につきましては、やはり議会としても、もっと真剣に取り組んで今後いかなければいけないという思い等をしておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、議長の動静についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和元年11月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備してございますので、ご確認ください。

△ 日程第4 行政報告

○議長（美島盛秀君）

日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

9月議会以降の行政報告を行ってまいりたいと思います。

お手元の資料を抜粋いたしまして報告いたします。

9月20から23日の間、来年のオリンピック・パラリンピックのホストタウン事業で、ボスニア・ヘルツェゴビナのほうから、闘牛協会長、事務局長、そして日本在住のボスニア・ヘルツェゴビナの大使、そしてボスニアにいる日本大使館の一等書記官が来島いたしまして、いろいろ闘牛舎を見るなど、子供たちとの交流、そして町民との交流大会が盛大に行われました。これから世界と交流ということも可能になる時代になってきたと思いますので、今後とも闘牛を交流のチャンスとして、来年、オリンピック・パラリンピックでまたボスニアの選手等を本町に国の予算で招聘したいと考えております。四つの小学校に、運動会に参加いたしまして、大変、島民の方々も喜んでいらっしゃいました。

9月26日に、徳之島の4Hクラブの連絡協議会の50周年記念式典が開催されまして、この中で鹿児島県の南九州市、昔の穎娃町で観光と農業を結びつけた地域おこしをやっている加藤様の講演がございました。

9月27日には、徳之島3カ町一斉ボランティア清掃活動が3町同時に行われまして、自然遺産に向かって環境省、県と協力して清掃活動を行ってまいりました。

10月2日には、千葉県東金市から議会から6名の方が来られまして、この方々も伊仙町の取り組み等の視察でございます。今回は面縄の伝泊のほうに全員宿泊していただきました。

10月3日に、徳之島ライオンズクラブの交流会が初めて伊仙町で開催しまして、伊仙町のライオンズクラブの会員が少ないということで、5人の会員を目指して今後やっていくということになります。

10月6日には、関東鹿児島県人会のふるさと交流の旅という形で、奄美群島全島を交流をしてまいりました。その中で伊仙町の取り組みとして、今後、都会の高齢者、知的障害者、そしていろんな富裕層も含めて、徳之島との交流から定住にもっていく計画を説明いたしました。

10月8日、さとうきび部会の新しい役員が表敬訪問されまして、今後、交付金の問題、イノシシ対策、また、いろんなドローン等の新しいスマート農業についての方向性をお伺いいたしました。

10月8日から10日は、これは来る前は、これは内密裏に進行しましたが、IUCNの今回の世

界自然遺産の調査員お二人、女性の方が徳之島に来島いたしまして、日帰りで奄美大島に参りました。また、3町長を含めて奄美大島で交流会がございまして、この中で今回の調査員が河川土木の非常に専門な方だということで、そのことで、ある地区で、奄美大島のある地区でのリュウキュウアユが大分ふえているというところを視察に行ったときに、その護岸工事についてかなり指摘をしていたということで、このことが自然遺産になるかならないかの影響になるかどうかは未定でありますけれども、懇親会のほうでもそのことを指摘していらっしやいました。

10月13日の町民体育大会は、犬田布校区が24年ぶりに優勝という快挙を成し遂げました。この1人の教員のすばらしい指導で校区民がまとまって一体となって勝ち得た24年ぶりの快挙であります。

10月16日、夢ある農業絵画がございまして、この中で子供たちの夢ある農業ですけれども、ほとんどがドローンを活用した絵画でありまして、中には収穫から加工まで一度にやるような夢のある絵画がありまして、こうなる可能性はないわけではありませんけれども、全て機械であるということで本当にいいのかというふうな形、感じもいたしました。

その日に、さとうきびの、私が町長に就任して以来、初めての拡大会議がございまして、86人のJA、そして行政、農家の方々が集いまして、南西糖業も含めまして今非常に危機的状況にあることを、いかに団結して取り組んでいくかという細かいさまざまな議論が出た状況であります。このよううねりは今かつてないほどの危機感を持った状況での大会でありました。

10月22日には、糸木名秋祭りとして、日本マルコの職員も含めて、大変な豪雨のためにほーらい館で急遽開催になりましたけれども、今後、日本マルコ株式会社の社員を40名から60名という形でふやしていく可能性がありますので、そのことを期待してお祭りでもございました。

10月30日には、第2回伊仙町農業振興計画の策定委員会がございまして、今回はいろんな各論についての議論がございました。徳之島の医療と福祉を考える会で、島民の子育て世代の方から小児科の常勤の先生がいないということ、それから最近は発達障害という診断を受けるようになりまして、その対応する先生が徳之島から不在になったための対応でありまして、考える会の代表として鹿児島市立病院に要望に行きまして、小児科の先生が早速、常勤ではありませんけれども応援に来ることになりました。

11月3日は、伊仙町ほーらい祭りが、いろんな事情で11月に持ち越しになりましたけれども、テトラポットがそのままの形でお祭りが行われまして、今後3町においても夏の台風シーズンに何回も延期するよりは11月がいいのではないかというふうな意見も出ておりました。

それから、11月8日に、日本ロサンゼルス協会の会長さんが来島いたしまして、この人は、本人は天城町与名間出身で、奥さんは東伊仙の出身であります。前回行ってないので今年は必ず来てくださいという要望でありましたけれども、3町で協議して、誰か1人の首長が行くことになるかもしれません。

伊仙町駅伝大会が開催されまして、伊仙校区の連覇ということでありました。

11月10日の日に、にしかわ酒造株式会社の観光型新工場の竣工祝賀会がございまして、にしかわ

酒造による杜氏の方々の能力がこのように売り上げ上昇につながったというふうな話でありました。

11月12日には、伊仙町ふれあい福祉スポーツ大会が開催されまして、東部、中部、西部、そして多くの障害者施設から参加して、これからは全ての町民が活躍する時代を象徴するような大会でございました。

11月14日は、奄美群島の農業農村事業の中央要請活動がございまして、この中で交付金の話に關しまして、金子先生は沖縄県も含めた、熊毛地区も含めた形での強力な運動が必要ではないかという話でした。一方、森山先生におかれましては、制度上、交付金をふやすということは非常に厳しいのではないかと指摘もございました。野村先生は、今TPP、アメリカとのいろんな貿易協定含めて中国での豚コレラ等発生でかなり中国への豚の輸出がアメリカ、オーストラリアから進むために日本にはさほど影響がないだろうというふうな話でもございました。

翌日、金子代議士、松下東京事務所長を含めて、ボスニア大使館を表敬訪問いたしました。

11月21日には、第2回目の庁舎検討委員会がありまして、場所は、現庁舎南のゲートボール場を中心とした土地として隣接する土地を中心に建設していくというふうなことで進んでおります。

先ほど議長の報告からもあったように、産業祭、食の文化祭がありまして、また、27日には福岡県議会20数名で部長級の方が3人も来ているという相当の力の入れようでありましたし、視察してまたすぐ翌日帰るというふうな状況で、福岡県のさまざまな議員の方々、徳之島にゆかりのある方とかいろんな方々がいらっしやいまして、もっとも福岡県との交流が進めていけたらと考えております。

11月28日には、定例となっております奄美群島要請活動等、2年に一回の奄美群島の首長、そして多くの関係の方々、そして奄美出身の政財界で活躍している方々との意見交流会がございました。この要請活動において、尾辻奄振委員長、金子事務局長との意見交換会が1時間ほどございまして、今回、特定重点配分対策事業という形で、これは奄美大島の龍郷町で民泊と伝統文化を生かした政策と集落散策に予算をつけていくということで、これをしっかりと今後ほかの機関も進めていくことが重要であるということでありました。世界自然遺産に関しましては、佐藤ゆかり環境副大臣に全員で陳情をいたしました。

11月29日には、鹿児島県の子ども子育て支援会議に、年3回ですけれども、参加いたしまして、この中で子供の貧困が県内でもかなり進んでいるということでありました。伊仙町の取り組みについての質問がございまして、例えば、わくわくクラブは今、阿権集落では集落のさわやかサロンの方々が見ているという報告などには賛同する方々がいて、そしてまた小規模校を存続するということに関しまして南さつま市の代表の方が、そのことは非常に重要であるというふうなことで発言をしていらっしやいました。

それから、12月4日には、文部科学大臣賞受賞、これは面縄小学校が長い間、登下校の子供たちの見回りを、見守りをしたということでの荣誉でございました。

12月5日には、約3万人以上の社員がいらっしやるセコムの最高責任者社長が来庁いたしまして、

今サテライトオフィス事業でやっている離島と本土の遠隔医療について、国の事業も導入して、今後、徳之島の遠隔医療、これは専門医がいなくてもテレビカメラを使った形での診療、そして診断をしていくという事業であります。

また、12月6日には、今回は東京の奄美会の会長を含めて20名が来島いたしまして、小島出身の勝さんが今回の奄美会の幹事長ということでやってまいりました。

12月7日には、自然遺産シンポジウム、先ほど議長が報告したとおりであります。講師の先生、これは鹿児島県の環境保護課長を歴任した屋久島の後の対応、そして知床、小笠原の成立に非常に影響を与えた方の講演がありました。もう一人は亘さんという、これは林野庁関係の学者が来て、徳之島のすごいということを発表いたしました。私たちも初めて見ましたけれども、徳之島のあらゆる希少動植物は非常に他の島に比べて大きいなどということでありました。

それから、昨日はふるさとレストラン、今、伊仙町が事業でやっています、年間約1,600万円前後のふるさと納税をしていただいている、ふるさとレストランの方が来られまして、今回は東京の有名なレストランの方、中華料理の第一人者が来て、島の食材をいろいろ探してまいりました。

昨日は、これに載っていませんけれども、山口県の柳井市という所の市の商工会の方々、そして来庁は山口県の建設業協会の会長が来まして、伊仙町の学校問題、少子化問題に対して非常に関心があるということでありました。今、地方創生に関しましては、民間の会社、例えば伊仙町で今交流しているアパマンという会社であっても、あらゆる会社が地方にいかにか貢献するかと、地域貢献するかということが会社の評価につながる、ではなくて、きたことを、まずはと感じる今日このごろであります。

以上でございます。

○議長（美島盛秀君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（美島盛秀君）

日程第5 諮問第3号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

諮問第3号は、人権擁護委員の任期満了に伴い人権擁護委員法第6条第3項の規定により提案しております。提案し意見を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（美島盛秀君）

諮問第1号について報告をいたします。

人権擁護委員のことにつきましては、人権擁護委員法第6号に規定されておまして、その一部

を読み上げてみますと、政治的意見もしくは政治的所属関係によって差別されてはならないという文言がありまして、今後こういうことにかかわらないということを条件にして認めるということに決しましたので、このことについて異議がないか確認をいたします。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号については、人権擁護委員候補の推薦につき、認めることに決定いたしました。

- △ 日程第6 議案第56号 30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約
- △ 日程第7 議案第57号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更
- △ 日程第8 議案第58号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第9 議案第59号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第10 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第11 議案第61号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- △ 日程第12 議案第62号 伊仙町税条例の一部を改正する条例
- △ 日程第13 議案第63号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）
- △ 日程第14 議案第64号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第15 議案第65号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第16 議案第66号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第17 議案第67号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第18 議案第68号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
- △ 日程第19 議案第69号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（美島盛秀君）

日程第6 議案第56号、30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約、日程第7 議案第57号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、日程第8 議案第58号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、日程第9 議案第59号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第61号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第62号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第63号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）、日程第14 議案第64号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第15 議案第65号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計

補正予算（第3号）、日程第16 議案第66号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第17 議案第67号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）、日程第18 議案第68号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、日程第19 議案第69号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）の一件を一括して議題とします。14件を一括して議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保明君）

令和元年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第56号から議案第65号について、提案理由の説明をいたします。

議案第56号は、30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負契約に変更が生じたので、変更契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案してあります。

議案第57号は、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

議案第58号は印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、議案第59号は伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第60号は国の人事院勧告に伴う伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号は伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号は伊仙町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案してあります。

議案第63号は令和元年度伊仙町一般会計、議案第64号は令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第65号は令和元年度伊仙町介護保険特別会計、議案第66号は令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第67号は令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第68号は令和元年度伊仙町簡易水道特別会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第69号は、令和元年度伊仙町上水道事業会計の既定の予算に変更が生じたので、地方公営企業法第24条の規定により提案してあります。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（美島盛秀君）

これで、議案第56号、30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約から議案第69号令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）までの14件について、審議を中止します。

△ 日程第20 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第20 一般質問を行います。

初めに、牧 徳久君の一般質問を許します。

○7番（牧 徳久君）

町民の皆様、こんにちは。7番、牧 徳久でございます。

令和元年第4回伊仙町議会定例会において、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従い順次質問をいたします。執行部の簡潔かつ明快なる答弁をお願いいたします。

2019年・20年産のさとうきびは、台風などの被害も受けず、適度な降雨や好天などが重なり、生産見込み量も17万tと増収が見込まれ、5期連続の年内操業も決定されております。また、きび交付金単価も微増ではありますが、130円の増額を農水省が決定したとの新聞報道がございました。きび作農家にとっては朗報ではございますが、消費税の増税や消物価の高騰などが続き、まだまだ厳しい状況だと思われまます。今後も農業立町として、さとうきび、畜産、バレイショの3基幹作物は、未来永劫衰退させないよう、あらゆる施策を講じ、農家を支援していただきたいと思ひます。

それでは、通告してあります質問に入ります。

1項目に、町政について。

大久保町政が平成13年度に誕生しスタートしましたが、5期目も10月末で2年が経過し、折り返し点となりましたが、町を変えた本物の力を発揮し、さらなる飛躍で明るいまちづくりのため順調に推移していると思ひます。

就任に当たりましては、数々の公約を掲げ、実現に向け、日夜ご奮闘のことと思われまます。これを100%実現するためにも、残任期間は大事な期間であり、日々努力をしていただきたいと思ひます。そこで、公約・マニフェストがどの程度達成できたか、できたと思ひのかお伺ひします。

2項目に、農林水産漁業の振興について。

①さとうきび収穫に係るハーベスター利用料の助成についてお伺ひします。

このことについては、令和元年第2回定例会において質疑を行いました。国・県への要請活動を行えないかなどの質問でありましたが、その後どうなったかをお伺ひします。

また、今期の製糖も19日から年内操業が始まる予定でありまして、適度な降雨にも恵まれ、台風被害もなく豊作が期待されております。しかしながら、消費税の10%増税や肥料など物価の高騰に係る諸経費を考えたとき、さとうきび農家にとっては必ずしも経営が安定、向上するとは言えません。基幹作物であるさとうきび産業を衰退させないため、南西糖業やJAなど関係機関とも協議し、負担していただき、町単独事業でもこのハーベスター利用料を助成できないかお伺ひします。

次に2項目、浮漁礁の設置について。

当町においては、面縄、鹿浦の港湾と前泊漁港の3港があり、漁業組合員も高齢化で減少の一途ではありますが、漁民は半農半漁で生計を維持している現状であります。各港の沖合には以前設置してありました浮漁礁が、台風などの高波で固定ロープが切断され流出し、皆無の状況となっております。漁民は、カツオやシビなどマグロが釣れず非常に困窮しております。このことを踏まえ早急に各港の沖合に漁礁を設置することはできないのかお伺ひ申し上げます。

以上、3点について一般質問を行います。次回からは自席のほうで質疑をいたします。よろしくをお願いします。

○町長（大久保明君）

牧 徳久議員の一般質問にお答えいたします。

町政についてでございます。このマニフェストをつぶさに点検いたしまして、この既に順調に
いって、それをさらに延長している政策とか、これは4年間で確実にできるものできないものがあり
ますけれども、さらに長期間かけて実現していく政策などがあります。何%ということは、非常
にこれは細かく分析してどのように判断するかでありますけれども、新しく取り組んでいくこと
に關しましては、まだまだ不十分なことがありますし、徳之島コーヒーとか、それから女性町政モニ
ターというのは、これは、まだ手をつけていない状況でありますけれども、いろんな縁結びイベン
トとか具体的に動いている政策がございますので、これが例えば「ヘルスツーリズム」そういうも
のが、どのような形で実施しても成果を上げるには時間がかかる状況もございますので、そういう
ことも含めて私としましては、このマニフェストに掲げたことは、ほぼ順調に進んでいると思
いますし、また、全てがこのテーマで「生涯活躍のまちづくり」、「すべての町民が主役のまちづく
り」に向かつては、これはどういうことかと言いますと、例えば、あらゆるこれは農業と福祉、農
業と教育・福祉、観光、環境問題、あらゆる問題が複雑に絡み合っていますので、これは全てにお
いてこの私が最近ずっと話をしている農業と福祉の連携をどのように進めていくかということは、
これは大規模機械化が進んでいって、この少ない農家の方々が多くの土地を占有したりした場合に、
人口維持ができるかどうかも含めて、今やっている地方創生というのは明らかに集落の活性化であ
りますので、今、さわやかサロンの中で高齢者たちが子供たちと集うと、そして議会終了後は、そ
の成功している日置市の高山集落に課長と視察に行きますけれども、その自治体がどうして、例えば
柳田もそうですけど、どうして活性化になってきたかということなどを細かく分析したら、やはり
集落が固まって、そして伝統文化が復活してきたと。

ですから、学校を残すということがいかに重要であるかということ、私たち伊仙町の集落に行
きますけれども、もっともっと進化した形の地方創生をやっているところに行くと、いろいろ学びな
がら、全ての町民、それは、今この前も話しましたが、シンポジウムでも行いましたいろんな
知的障害者の方々、アルコール依存の方々、そして、都会で地方に行つて住みたい方々を、本当集
中のに営業して回りますと、阿三地区のほうにはもう長屋のような形をつくって、まず、都会から
高齢者を呼び込むと。

そしたら、その人たちにも農業にかかわってもらうと、そして、また障害のある方々には島に帰
つて来て、いろんな介護をやるような方々を集めていくというふうな政策の流れが、着実に今、反
応が出てきた中で、そのことをどんどん、どんどん推進していくというふうにご考えておりますので、
具体的には、私も謙虚ですから50%は今のところ進んでおると思いますので、残りの2年間、さら
によくなるように頑張つてまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

大久保町長におきましては、平成13年度にスタートしまして、今期で5期目に入りまして、20数年間町政を携わっているわけですが、その間、非常に発達したものもあります。また、今後、努力しなければならぬ点もございますが、しかし、伊仙町においては農業が主であります。

この後、大きな2項目にサトウキビのハーベスターとか、浮魚礁とか農林漁業に対する補助の厚さが、まだ低いのではないかとということも考えられますので、ぜひ、この農業立町としてという項目も公約に掲げてございますので、徳之島3町は農業でなければ生活ができない、大きな企業もないわけでありまして、ぜひこの農家支援だけは、先ほど申し上げました、きび作にバレイショ、畜産、この三大基幹作物の低迷だけは、ぜひともこれから避けなければならない。

さとうきびにしても、昨年までは台風が続きまして、大変な不作で15万tを割るという年でありまして、また、バレイショにおいても3年連続価格が暴落しまして、50円とか60円以下に低迷したわけでありまして、こういったときこそ町長の政治力を発揮して、農家を支援していただきたいというのが私の考えでありまして、ぜひともこの農業立町の確立におきましては、今後とも努力し農家が潤わなければ、そこら辺の商店街も飲み屋もどこも潤わないわけでありまして、今後はこのようなことを肝に銘じて、農業に力を入れていただきたいと思います。ということも含めまして、ここの農業立町の確立に農業支援センターとも書いてありますが、支援センターはできましたが、これをもっともっと発展させて、この本物の農業で飯が食える伊仙町に仕立てていただければ、大久保町政の農業立町の確率は、これが100%達成できたのではないかとということも思われますので、今後とも全力で投球していただきたいと思います。

次に、健康長寿、子宝推進、教育、社会資本整備、雇用創出、世界自然遺産登録、いろいろ公約に掲げてございますが、ほとんどできているものもありますけど、今後、町民が豊かに生活を潤っていくには、農業をおろそかにしてならないということでございますので、ぜひともこのことは努力していただきたい。

隣の天城町あたりにおいては、いろいろな補助を農家に支援しているようでございますが、農政課、経済課サイドでこういったのも連携して、他町にはできるのを、なぜ伊仙町だけできないのか、こういったことも勉強していただきたいと思いますが、今後、どのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○町長（大久保明君）

牧議員がおっしゃったとおり、この農業立地をいたすことは申すまでもありません。天城町がやっていることを、伊仙町はなぜできないかということでもありますけれども、また伊仙町でやって、天城町でやってないこともあると思いますし、これ後で経済課長が答弁する予定ですけども、このハーベスター料金のことに関しましては、この前、議員との意見交換会でお話しました、そういうことを中心として政策を進めていきたいと思います。

この場合、これを、やはり3町同時にすべきじゃないかという意見があるなど、また、各担当等

にいろいろ聞きますと、これはJAも南西糖業も含めた形で一体となって、このハーベスター料金の補助はやったほうがいいのではないかという意見などが出てまいりまして、それを、この声を聞きながら伊仙町としてはどうしていくかということ、最終的に結論を出していきたいと考えております。

いろんなイノシシ対策は、牧議員は大きくかかわっていますけれども、本当に畑の中、私も見に行ったら大変な状況でありますし、このことは、伊仙町では徳之島北部に比べたらまだまだですけども、ああいう状況にまた進んでいく可能性はありますので、イノシシ対策はあらゆる知恵と手段を使って頑張っていかなければならないと思っておりますし。

バレイショの価格は、これもいろいろ先生方の話によりますと、町のバレイショを外国から輸入しますと、その流れをとめることは、これ民間の会社も含めて非常に今難しい状況であると思っておりますので、やはり大事なことは、この前、東京でも言われましたけれども、品質のいいものをしっかりとJAならJAと連携をとって、価格は安定するような方法をとっていくことも大事だと思っておりますので、本物の農業政策をやってほしいということでもありますので、今までやったつもりでありますけれども、まだまだ足りないという指摘でございますので、これは伊仙町職員、そして経済課だけではなくて、いろんな区長の方々、そして農家の方々と親密な信頼関係をつくるぐらいに私の意欲を出していかなければできないことでもありますので、残り2年間そのことにつきましては、全力で取り組んでまいりたいと覚悟しております。

○7番（牧 徳久君）

今後、残り2年間に農業政策には力を入れていくということでございます。

町長に申し上げたいのですが、以前、自分の足で必ず農家と対話して、何をしてほしいのか、どういった補助等が欲しいのかという、自分の足で農家に回っていくということでございましたが、そういったことも実現しているのか、今後、またする予定なのか、お伺いしたいと思います。

○町長（大久保明君）

サトウキビとかいろんな団体の方々、畜産の方々と協議会には出て、いろんな意見を聞いたり発言したりしているのは、必ずこれは出席していますけれども、実際に各集落に回って農家の方々一人一人という状況ではございませんので、そのような時間を積極的に設けてやっていくということが大事だと思いますし、この代表の方々の意見もいろいろ違いますし、また、現場に行けば一人一人農家の方々の思い、そして、どのようにして意欲が出てくるかなども高齢者の方々、サトウキビの値段、こんなに物材費が今、この平成の間に、約2倍近く上がっていますので、これは交付金という話が出ているわけですがけれども、そのとき、この前、国との話の中で言われたのは、土づくりをもっともっとしっかりしてほしいということ、まず、そういうことから徹底して始めるべきだというような指導も受けておりますので、国の考え方をいかにして理解させるかという理論的な根拠もまた出していくためには、一人一人の農家の方々の意見が最も重要であるというか、説得力あると思っておりますので、そのことは進めていくことを、ここにお約束いたします。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、こういうときこそ農家を町長みずから回って、農家の生の声を聞いて町政に掲げるということを進めていただきたいと思いますし、今後も、先ほどから繰り返し申し上げますが、農業政策については一所懸命努力し、この徳之島の農業が将来にわたって人口は減っても衰退しないよう、これを守っていただきたいと思いますように考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大きな2項目の農林漁業の振興についての、まず1番目、サトウキビ収穫に係るハーベスター利用料の助成についてを、よろしく願いします。

○町長（大久保明君）

サトウキビ助成に関しましては、課長の考えを、まず述べてもらいます。

○経済課長（仲島正敏君）

牧議員の質問にお答えをいたします。

サトウキビ収穫に係るハーベスター利用の助成というところで、質問が2つあるように思いましたので、まず、最初のほうの第2回定例会において質疑を行い、国・県の要請活動を行えないかなどの質問であったが、その後はどうなったかという質問につきましては、6月議会においてこのようにありまして、その後、農家や、また議会の皆様からの要望が強まっている現状でございます。

また、今年度の第3回定例会の9月議会におきまして、請願第2号ということで、サトウキビハーベスター利用助成金の創出またはサトウキビ価格の値上げについてが、議員発議として採択をなされ、内閣総理大臣、衆参両議長を初め、関係省庁に対しまして送付がなされている状況だと思っております。

また、この後、10月16日に徳之島サトウキビ生産対策本部主催のサトウキビに関する勉強会を、3町初め関係機関一同に会し、現在の危機的状況の認識と、実行の上がる対策の検討立案実施に対する必要性を全員で協議し、有効的な対策の実現につなげるための施策について協議をいたしたところでございます。

そこで、町単独事業でもこのハーベスター利用料を助成できないかということでございますけれども、こちらにつきましては、かねてより町の糖業部会のほうでも検討をいたしております。その中で、今現在出ている問題といたしましては、会の中には農協、南西糖業を初め、サトウキビ農家の代表でありますハーベスター連絡協議会の役員等々メンバーの中に入っているのですけれども、こちらで出ている問題が、まず、ばらまきにならないような施策でないといけなのではないかなということでございます。

そこで、今期、収量予定数量が約5万4,000tと見込まれておりますけれども、こちらを1t当たり1,000円助成した場合には5,400万円ほどの財源が必要になります。この財政面の負担があることが最大の問題ではございますが、より本質的な点といたしましては、農家に一律に助成することが本当にキビ農家支援策として効果があるのか、面積拡大もしくは反収向上につながるのかということ、今もって町の糖業部会を中心に検討をしているところでございます。

そこで、もしこれを検討した結果、事業効果が見込まれるのであれば、先ほど町長からありましたように、3町のほうのこのサトウキビの協議をいたします団体でございます徳之島サトウキビ生産対策本部などにおきまして議論を踏まえ、3町足並みをそろえながら今後、国・県の事業メニューとして、軽減のための助成事業が組めないか要望してまいりたいなと思っております。

○7番（牧 徳久君）

先ほど課長からお話がありましたサトウキビの勉強会というのは私も出席しまして、それは亀津のJAのAコープの大ホールであったわけですが、全島からいろんな方々が見えておりまして、いろんな勉強をしたわけですが、しきりにその参加者を含め、農家を含めてというのは、田中内閣列島改革時代、大幅な1万1,000円ぐらいの値上げがあったわけですが、それ以来、サトウキビというのは10円とか、今年130円ですが僅かしか上がっていない。

それまで物価の上昇率いろいろ燃料の高騰、その当時の人件費と今の人件費を比較した場合とか、こういったのを積算基礎、こういうのを検討した場合、全然、サトウキビでは飯食えない状況だという意見が、大多数この勉強会でもあったわけですが、これをどうにかサトウキビの値上げと言っても、国において交付金を1万幾ら国は出している。南西糖業は僅か4、5,000円しか、サトウキビ、1t当たり金を出してないわけでありまして、残りは国が1万6,000円ぐらい負担しているわけですので、値上げといっても値上げはなかなか難しいのではないかと思います、だから、その勉強会の中でもいろいろみんな一所懸命に言うのですが、値上げじゃなくて、このハーベスター料金が高いから、前も質問したのですが、沖縄では3,000円か3,500円です。これをなぜ徳之島だけ、今年、消費税が上がって5,600円ぐらいになると思いますが、高いのか、2,000円も高いわけです。

これを、先ほどJAとか南西糖業と協議するとおっしゃいましたが、南西糖業が500円、JAが500円、町が500円、ハーベスターの持っている方が500円減額すれば、農家は2,000円安くなるわけです。そうしたら沖縄並みとか、3,500円ですけど500円は沖縄よりは高いわけですが、沖縄並みになるわけです。こういった考えもしないと、キビが上がる見込みはないわけですので、こういった協議は前向きに検討できないのか、お伺いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今いただきました各機関500円ということでございますけども、こちらのほうも、また部会のほうと協議をさせていただきたいなと思います。

○7番（牧 徳久君）

もし、先ほどから3町足並みそろえてというお話ばかりしているのですが、3町足並みそろえるというのは難しい話だと思います。いろいろ町によって考えがあるわけですから、まず、伊仙町が先立って、トップで道一本削れば先ほどの5,400万円、これを生み出せるわけです。5万4,000tの1,000円じゃなくてもいいです、500円でもいいです。伊仙町が目玉、大久保町政の農業立町という政策に公約を掲げているわけですので、これを目玉として試し、伊仙町から先にしたら南西糖業もJAも追随して「ああ、500円ぐらい出してやろう」という気になるかわかりません。また、ハーベ

スターを持っている方々も、「役場とJAと農協が1,500円も出すなら、自分たちも500円ぐらい安くしてみよう」という考えになるかも知れません。これどうですか。

○町長（大久保明君）

牧議員の今の質問は非常に説得力があります。私もずっとこれは、各町は各町の政策があるわけですからという話をしたら、この前から、いや共同でいかなければならないという話になりまして、そうしたら前に進めませんので、私としては、もう新年度予算に計上していきたいと考えておりますので、そのときの農家の方々がばらまきという表現はちょっと否定的な表現です。そうじゃなくて、意欲が出てくるような形で、そして、農家の方々とも町が1,000円、あと合計して2,000円になれば、そうしたら農家の方々も意欲は出ると思います。

ただ、本当にそれだけで意欲が出るかどうかというのも、まだまだ足りないのではないかという話が出てくる可能性がありますので、これは、来年また台風が来ても、ハーベスター料金の助成があったので、どんなことでもやっていくというふうな農家の強い意志を、ともに感じていかなければできないわけでありますので、そのような説明、そして、島の歴史的なサトウキビを、みんながさらに守っていこうとそうしたときに、今度は国がどのように動いていくかと。

そのことを、まず我々みずからやって農家の方々と必死になってやった中で、この交付金が何十年も上がってないということの矛盾、物価は上がっているし、消費税も上がっているし、それから物材費もどんどん上がっている中で、おかしいのではないかということをするときに、我々も身を切ってやらなければ、国を説得することは難しいと思いますので、そういった方向でやってまいりたいと考えております。

○7番（牧 徳久君）

本当に町長がおっしゃいますとおり、こういったいろんな経費を計算してみますと、キビ作農家にとっては、物価は上がるけどキビは全然上がらない。前回の議会の中で同僚議員の西議員が一般質問したとおり、春植え、夏植えだけはプラスになっているのですが、それは2年かかる。春植えと株出しでは、サトウキビで赤字になっている。そのために2万円から3万円の赤字になっているという資料もデータも出しているわけですので、こういったことを考えますと、ぜひとも先ほどの町単独事業でも500円でもいいし、1,000円でもいいし、先だって伊仙町が手本を見せるという形で、当初予算あたり組み入れてみてはどうかということですので、ぜひ、これは実現していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（美島盛秀君）

できるかできないか。

○経済課長（仲島正敏君）

町長からの発言もございますし、今後、新年度予算のヒアリング等もございますので、また、そこで財務のほうと協議をしてまいりたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、これが伊仙町から実現しまして全郡に波及し、沖縄県まで波及する日本全国的な発展につながるよう頑張ってくださいと思います。

次に、②の浮魚礁の設置についてよろしくお願ひします。

○経済課長（仲島正敏君）

牧議員のご質問にお答えをいたします。

確かに今、浮魚礁を初め、去年の台風の影響もありまして、漁民の皆様には多大な迷惑をかけたと思います。また、現在、離島漁業再生支援事業のほうは問題解決するまでの間、事業が実施できないという中で、この問題解決を行う上で、今、購入している魚礁の部材があるのですが、こちらを年度内に不足分の部材を購入した上に、魚礁設置を年度内に済ませ、活用できるように水産庁より県を通じて町への報告がなされております。

これを受けて町といたしましては、魚礁設置に向けた手続きの開始をいたしております。こちらの予算につきましては、令和元年度当初予算で計上してございます離島漁業再生支援交付金事業の予算を活用し設置をいたしておりますが、補助金事業でない関係上、補助金部分の歳入を見込めなため、魚礁設置に係る予算324万円を残し、残額485万円を12月補正予算にて減額する予定になっております。ということで、まずは、大きな魚礁に関しましては、町単事業として設置しようと思っております。

○7番（牧 徳久君）

魚礁についても、先ほど申しました農業政策と同じでございまして、漁民に対しては、非常に3年ぐらい前から魚礁が一つもないという厳しい状況が続いてございまして、以前、その鹿浦の1kmぐらい沖にあった魚礁も流れてもうないわけでありまして、また、その50mから100mぐらいの近場にあったムロ魚礁というのもあったのです。こういったのも一つもない。面縄港の前と鹿浦港の前と、前泊漁港の前に3基か4基、これもあったのですが、こういったのも流れてない状況で、このムロを釣ってから大物を漁民は釣るわけでありまして、このもつが釣れないということで非常に困っている。

以前、このムロ魚礁については、町の単独事業で設置した経緯がございまして、今後も切れたこのムロ魚礁から始めないと、その先、課長がおっしゃいました補助事業は1基確定ということをお聞きしたので、こういったムロ魚礁の設置も考えてはどうでしょうか、お伺ひします。

○経済課長（仲島正敏君）

ムロ魚礁につきましては、伊仙町ではここ数年設置がなされていないと思いますので、両町のほうに費用的な面でどれほどかかるのかも確認の上、また検討してまいりたいと思いますし、今現在、中断中というか、事業は行われてない、先ほど申しました離島再生支援事業につきましても、次年度より新たな令和2年度が始まりの事業が開始される予定になっております。

こちらのほうを伊仙町のほうで実施できる際には、離島漁業の集落民に対しましてもムロ魚礁の

設置についても、事業計画のほうに乗せるように相談をしてみたいと思いますし、先ほどから申しましたとおり両町に対しましてどれほどの事業、また大島支庁の担当に対しまして、ムロ魚礁の金額的なものがちょっと今わかりませんので、確認をとっていきたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

先ほどの漁業集落支援事業で予定している魚礁については、沖合の5,600mから700mぐらいのところに置くのです。そしたら、その間のロープとかアンカーの重さとか相当な金額になるわけでありまして、このムロ魚礁というのは、近場の水深50mから100mぐらいですので、ロープもその5分の1、10分の1で済むわけでありまして、いかりについてもそれほど重たくなくても保持できるということですので、その金額の3分の1もいかない金額だと思っておりますので、町単でも十分賄えるぐらいの金額だと思いますので、ぜひ、この冬場の今頃、設置したら小さな小魚が付き始めるのが3、4カ月後でありますので、ちょうど4月から5月、今頃、予算化して設置しますとつくような状況になりますので、ちょうどサワラとかいろんなムロなどがつくのが日程的に合うわけでありまして、もしできれば、当初予算のほうにそういったのも金額をはじき出して載せていただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先ほどから申し上げておりますとおり、まず金額のほうを確認いたしまして、予算のほうは完全にできますとは答弁はできないのですが、予算のほうは計上させてもらいたいと思います。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ、農業政策を含めて漁業政策、これを町民の生の声でありますので、ぜひ、実現してほしいし、この町単でできる部分から先に、伊仙町大久保町政の目玉として、これもさきのハーベスター利用と同じく漁民の声として達成できるよう、町長の手腕を発揮していただきたいと思いますが、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○町長（大久保明君）

伊仙町農業立町というだけでなく、非常に漁獲量が非常に少ないという形になってはいますが、今、前泊港、そして鹿浦港などを含めて、今後、浮魚礁も以前かなり収獲があった時期もありますので、そういうことを復活していけば、農業も漁業も両方やっている方々いっぱいいらっしゃるわけですから、個々の方々の利益につながるよう全力で取り組んでまいります。

○7番（牧 徳久君）

ということで、ありがたいお言葉をいただきまして、ぜひ、全力で投球していただきたいと思っております。来年度の当初予算は、3月議会は楽しみにしておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、牧 徳久君の一般質問を終了します。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（美島盛秀君）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで終わります。

次の議会は、12月11日午前10時から開きます。当日の日程は一般質問であります。樺山議員から始まりますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

延 会 午後 2時55分

令和元年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和元年12月11日

令和元年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年12月11日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問（樺山 一議員・牧本和英議員・福留達也議員・佐田 元議員・清 平
二議員）5名

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 斉 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（美島盛秀君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、樺山 一君の一般質問を許します。

○13番（樺山 一君）

おはようございます。13番、樺山でございます。令和元年第4回伊仙町議会定例会において、議長より一般質問の許可がありましたので、質問をしていきたいと思っております。

平成30年度の施政方針に、全ての町民が主役のまちづくりをスローガンに、大久保町政5期目がスタートして2年が経過しました。果たして、スローガンどおりのまちづくりが進められているのでしょうか。今回は、町の入札制度の課題について質問をしていきたいと思っております。

町の入札制度の課題について。

①「伊仙町不当要求行為等の防止に関する要綱」に該当する不当要求行為に対する組織的対応について。

平成31年第1回伊仙町議会定例会の一般質問において、佐田議員が「指名を出して、指名を受けていない業者はいるのか。そうであれば、なぜ指名しないのか」との質問に対して、指名委員長からの答弁がありました。「指名願いが出されている38業者のうち、5業者について指名をしておりません。その理由として、その事業者の方々に伊仙町不当要求行為等の防止に関する要項に抵触する違反行為があった」という答弁。また、この要綱は不当要求行為等に対して、組織的に対処することにより職員の安全と公務の円滑、適正な思考を確保することを目的とするとうたわれているとの答弁がありました。

さらには、「いつから指名を外すことにしたのか」という問いに対して、一昨年、すなわち「平成29年の12月から」という答弁もありました。不当要求行為等の防止に関する町の要綱を見ても、第3条で不当要求行為等の防止対策委員会での審議、第6条第1項で不当要求行為等発生報告書による報告、同じく第6条第2項で、警察等への通報などが定められており、これらが要項という組織的対処といえます。

そこで、お尋ねします。要項で求められている委員会の開催、発生報告書による報告、警察への通報はいつなされたのか、伺います。

②「伊仙町建設工事入札参加有資格業者指名停止等の措置要領」に該当しない指名外しについて伺います。

5業者に対し、不当要求行為を理由に指名から外したということですが、町では指名停止に関し

て、伊仙町建設工事入札参加有資格業者指名停止等の措置要領を定めているわけですから、指名を外すというような曖昧なことをすることではなく、要領に基づいてきちんと指名停止の手続を踏むべきではないでしょうか。

指名委員長のいう指名を外したというのは、指名停止そのものであるといえます。要領の第2条で、町長は「有資格業者が別表第1、第2及び別表第3の各号に掲げる措置要件の一つに該当するときは、別表各号に定めることにより期間を定め、指名停止を行うものとする」と規定しております。第5条では、町長は「指名停止を行うときは、遅滞なく指名停止通知書により有資格者業者に対し通知するものとする」と定められています。

そこで、お尋ねします。指名しないこととした5業者は要領別表のどの措置要件に該当し、指名停止の期間はいつからいつまでなのか、伺います。また、5業者に対する指名停止通知書による通知はいつなされたのか、伺います。

③「伊仙町請負工事入札者指名選考委員会設置規定」に準ずる指名委員会での指名選考について伺います。

工事が発生すると、業者の指名候補は担当課から指名委員会に上げ、指名選考がなされ、最終的には町長が決定するという流れになっていると考えられますが、5業者が指名選考の対象にならなかった理由として、まず1点目に5業者に関して不当要求行為等を理由に担当課自体が指名選考の対象にしなかった。2点目に、担当課からは指名の対象としたが、指名委員会での選考あるいは指名委員長の判断で対象から外した。3点目に、指名委員会では選考の対象としたが、最終的には町長の判断で対象から外した。3点が想定されますが、そこで指名の実情について指名委員の方々にどうであったか、伺います。

次に、指名委員会ではどういう取り扱いをしたのか、指名委員長に説明を求めます。

これで、1回目の質問を終了します。2回目以降は自席にて質問をしていきます。よろしくお願いいたします。

○町長（大久保明君）

樺山 一議員の質問にお答えいたします。

前回は指名委員長、副町長のほうからいろいろ答弁していただきましたけれども、今町長の判断でという言葉が幾つか出てまいりましたけれども、これはあくまでも指名委員会の決定を尊重して、町長はそれに従って判断をするということになります。樺山議員がかなり詳しく質問しておりますので、細かい点については私も今後、今質問の中にあつたいろんな手続等に関してはまだまだ十分認識していない状況でありますので、まず指名委員長のほうから答弁をしていただきます。

○副町長（稲 隆仁君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えしたいと思います。

1番目でありますけれども、委員会をいつ開催されたかということでありまして、確かに伊仙町不当要求行為等の防止に関する要項につきまして、委員会を開催しなければならない、もろ

もろの事案に対して委員会を開催しなければならないということでありまして、これまでの事案としては各課課長等から口頭で報告を受けたときに、関係課長及び職員、そして総務課長やら私どもで処理してきた、対処してきたところでありまして、幸いにして委員会を招集して対処しなければならないような事案や警察等の関係機関に通報しなければならないというような事案は発生しておりませんので、この会は行っておりません。

さらに、今後は事案等の内容によっては、委員会を必要に応じて招集し、検討してまいりたいと思っております。今回の3月議会の中でもありましたけれども、指名外しということでは私は指名を控えているということをお願いしたところでありまして、それについてどういう理由でということに関しては、業者の名誉にもかかわることでもありますので、詳しく文言として答弁することは差し控えたわけでありまして、この件に関しては不法要求行為等の防止要項に抵触する社会的常識を逸脱した行為があったということによって、町指名委員会の検討委員会の中で協議をして控えているというところでございます。

○13番（樺山 一君）

大きい事案でなかった。そして、大きい事案でなかったので報告書と、そしてその審議、そういうのを指名委員会で審議したと。そしたら、その指名委員会で審議したその際の議事録等は残してあるのでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

指名委員会での内容等につきまして、外部には漏らさないようにするという取り決めでありますので、具体的には言いませんけれども、会議録としては残っていると思っております。これは、この委員会を特別にしたことでなく、他の指名推選委員会の中で協議したことでありますので、その部分が記録して残っているのか、指名推選だけの記録が残っているのか、そこは確認してみないとわかりませんが、いずれにしてもこの件に関しての議事録等外部に対する非公開となっておりますので、あらかじめご了承いただきたいと思っております。

○13番（樺山 一君）

不当要求行為があったと、そしてそのために指名停止をしていると。この5業者のうち、5業者全てからの不当要求行為があったのか、お伺いします。

○副町長（稲 隆仁君）

その件につきましては、丁寧に電話のほうで5業者いるということと、私の目の前で拝見したところでございます。

○13番（樺山 一君）

5業者全てですか。

○副町長（稲 隆仁君）

こちらに業者の方々がいるということで、目の前に入れかわり立ちかわりいらしたということでございます。

○13番（樺山 一君）

不当要求行為が行われれば、第何条ですか、不当要求行為の例えば行われれば、不当要求行為等の発生報告書を作成しなければいけない。そして、その不当要求に対して審議しなければならないという条項がありますが、それに従った審議とそして発生報告書等の作成はしていますか。

○副町長（稲 隆仁君）

その点につきましては、私個人にこういうふうな行為があったということであり、また指名委員会の課長が5人かな、いらっしゃるわけでありますので、これをもって委員会にかえるというわけではありませんけれども、協議をしたというところでございます。

○13番（樺山 一君）

報告書もない。しかし、指名委員長本人にそういう事案があったとしても、やはり報告書は作成すべきではないですか。

この5業者がいつ、どのような形で不当要求したかということを開示請求、そして町に対して異議申し立てがあれば、どういう形で答えるつもりですか。

○副町長（稲 隆仁君）

これは、先ほども申しましたけれども、議事録においての非開示ということもありまして、これは公表すべきものではないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（美島盛秀君）

しばらく待ってください。指名委員長にお願いします。個人的なことで報告書は出せないということですけども。

暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続いて会議を開きます。

○13番（樺山 一君）

副町長、要綱に従って、本当に要綱に従って、不当要求の要綱に従って本当に会議を開いてしたか、自信を持っていえますね。

○副町長（稲 隆仁君）

この指名委員会で図ったことは自信を持っていうところでございます。7条に委員会の開催は必要に応じて委員長が招集をするということになっておりますので、その必要性に応じて開催するかしないかは委員長権限だと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○13番（樺山 一君）

不当要求行為があった。そして、大したことではないので、委員長の招集権であるのでしなかつ

た。これを適用されて、指名をされない業者はやっぱり死活問題ですよ。それこそ私は、職権の乱用だと思います。

後を持って、不当要求行為を行ったという業者のほうから、会議の議事録等の開示請求があると思いますので、また開示できるような形でしていただきたいと思います。今回の件は、この不当要求に関してはこれで終わります。

次に、2番目をお願いします。

○副町長（稲 隆仁君）

指名停止の措置要綱ということにありますけれども、これに該当する事案が暴力団等の行為、あるいはまた建設工事の手落ち事件、事故等ということが主な面でありますので、先ほど申しました不当要求等に関しては、指名停止処分ということでは考えておりません。

○13番（樺山 一君）

指名停止処分、不当要求行為で指名を外すということは指名停止ですよ。不当要求があったから指名をしなかった。指名停止もしないで。これがまかり通ると思っていますか。

○副町長（稲 隆仁君）

この点につきましては処分ということではなく、指名を外し控えているということでございます。

○13番（樺山 一君）

指名を控える、指名しない、指名を外す、それと指名停止、そして伊仙町建設工事有資格者業者指名停止等の措置要領、これを定めて指名をしない。指名を外す。それは確実に指名停止じゃないですか。

○副町長（稲 隆仁君）

指名の措置基準ということで、第1号に粗雑工事等契約違反、事故等、そして不正行為等の基づく、そしてその他のなところで、事件、事故として起こったときに指名停止をするというふうな条項でなっておりますので、先ほど申しました不当行為等については控えているということでございます。

○13番（樺山 一君）

指名停止要綱の別表第3、その措置基準に暴力団的不当行為があったということ、先ほど副町長が話していましたけれども、そういう要綱とかその他暴力団の不当行為等いろいろ、その不当要求に対する条項があるのではないですか。そうであれば、その該当にあてて指名停止をするべきじゃないですか。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほど1号、2号、事案ごとの措置要件についての期間を決めての指名停止をすればどうかということでもありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、指名停止の処分ということでは、確かに参照にしたところはございます。それは、第3号のその他発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合、これにも該当するかと思うところでもありますけれども、それについ

ては12カ月以内の指名停止をする。

そして、その下に暴力的違法行為というところがありますけれども、重ねてあわせれば工事の請負契約の相手方として適切として認められる状態となる日までという形であるわけですので、これを準じて指名を控えさせているというところであって、期限を決めての指名停止処分ということではないと私は思っております。

○13番（樺山 一君）

これは、指名停止をすれば業者の方が異議申し立てをする。それに答えられないから指名停止ができないのですよ。ただいまの町当局の答弁を聞きますと、町自体が定めた要項や要領などに基づく取り扱いは一切されないまま、独断あるいは恣意的不当要求行為等に呈し、その結果として理由のない不当な指名外しを行っているものであり、職権が乱用されていると言わざるを得ない。

地域の建設業にとっては、公共事業の受注は死活問題であり、指名停止が続けば業者の経営が成り立たないことも容易に想像される。これまで、不当な指名外しをし、5業者が受けた不利益は相当なものであると考えられるが、町はこういう不利益に対してどう責任をとるか、伺います。

○議長（美島盛秀君）

大久保町長、これは最高責任者の大久保町長が答えるべきです。

○町長（大久保明君）

町長、副町長の立場で役割分担があるわけでありまして。私は、副町長のこの判断をしっかりと反映して、これからも行政をやっていくこととなります。大局的に見た場合に、伊仙町民全てが総力を持ってこの町を発展させていかなければなりません。

この業者の数も相当数いらっしゃいます。5業者が外されるといいますけれども、その10倍近い建設業者の方々があります。町としては、この多くの方々が、生活ができるよう、そしていろんな雇用ができるように判断をしていかなければなりません。ですから、町長というのは選挙で選ばれた町長でありますので、その町長とともにこの町をもっともっとすばらしい町にしていこうという志の高い方々が、恐らく町と協力してやっていくこととなります。

ですから、この町の政策を選挙でもって判断したわけでありまして、そのことも十分加味して私は町政をやっていかなければなりません。今、細かいことをいろいろ言っていますけれども、大局的に見た場合、私はそのような考えでやっておりますし、もちろん副町長も執行部もそのつもりでこれからも行政をかかわってまいります。

○13番（樺山 一君）

今、町長の答弁によりますと、現町政と一緒にしない、協力しなかった業者は排除するというところで、ご理解してよろしいでしょうか。

○町長（大久保明君）

それは、そういう明確な査証というか、確たるものはないわけでありまして、私は5業者が町政に理解しないからたまたまそういうことになったかもしれませんが、その方々も考え方を

しっかりと町長と胸襟を開いて話し合うことになれば、私はそのことは十分可能ではないかと思えます。

○13番（樺山 一君）

やはり民主主義には町長、考え方はいろいろあるわけよ。一緒にできない考え方、そして他の考え方、それを一地方公共団体の長が、町民に強制するのは、私はどうかと思いますけど、どうですか、町長。

○議長（美島盛秀君）

大久保町長、大久保町長に言っている。（「ちょっと説明しますので」と呼ぶ者あり）町長に。町長に言っているがね。大久保町長、答弁してください。

○町長（大久保明君）

これは、樺山議員が副町長に質問していることですのでございますので、余り私が話すことではありませんので、今、副町長のほうから補足説明をまずしてもらいますから、その後また議長の指示で従ってまいります。

○副町長（稲 隆仁君）

今の町長の文言というよりも、その前になぜこういうことになったかということ、私は先ほど業者の名誉のためにあえて内容的な文言等は言わなかった。控えていると話しましたけれども、あえて一言いうならば、公共工事を町のインフラ整備にかかわるものとして、つまり業者としてあるまじき文言を発したので、それをもって我々は判断したということでございます。少なからず、今町長が行政執行推進を行っていくということは、我々は決して派閥と考えているわけではありません。しかし、事業を進めていく上に協力できるかできないかというのは、これは派閥と関係なくあるわけですので、それを業者のほう、業者の方がこういう文言をするということが、私は甚だ許せるものではないということでありまして、あえて一言申し上げたいと思います。

○13番（樺山 一君）

業者の方がそれぞれ異議申し立てをすれば、法的に答えていただけるということですよ。今、副町長の答弁では。

○副町長（稲 隆仁君）

私の携帯電話のメモリを出せば、その証拠は出てくるものと思っております。

○13番（樺山 一君）

それでは、先ほどの町長の答弁に対して、町長一緒にすれば指名をする。町長の考え方に賛同しなければしないと、私には受け取れるのですが、そう理解してよろしいですか。

○町長（大久保明君）

先ほど樺山議員は民主主義という話をあえてしました。民主主義というものは、多数決の原理でありますので、ですからこのいろんなことでまた指名停止になった方々が、異議申し立てをしてもそれは十分また答えて、答える必要はないのですけれども、答えてはいけると思っております。で

すから、民主主義でなければ私の考え方は間違っているとは思いませんので、そのことも含めてまた樺山議員とも具体的にいろいろ議論をしていきたいと考えております。

○議長（美島盛秀君）

町長、そんな個人の、一緒にそういうような町の町長が話していいですか。

○町長（大久保明君）

今は、樺山議員の質問があったから、樺山議員に答えているわけですから、他に固有名詞は出しておりません。

○13番（樺山 一君）

今、町長の考え方もわかりました。そういう考え方であればそういう考え方もいいでしょう。しかし、それがどうなのか、そしてまた町長がおっしゃるようにまたいろいろ議論をしていきたいと思えます。

それに、不当な指名外しによる損害賠償請求事件で指名回避は裁量権の逸脱、また乱用だと。賠償を命ずる最高裁、高裁判決も出ております。そしてまた、これを自治体が受け入れている自治体もたくさんあります。指名の権限行使が裁量権を逸脱し、また乱用した場合は、国家賠償法上、すなわち損害賠償の責任があるが、どう考えているのか、伺います。

○副町長（稲 隆仁君）

その点については、私どもはまだ考えたことはありませんけれども、今後それについて考えていきたいと思っております。

○13番（樺山 一君）

国家賠償法をちょっと私読み上げてみます。

国家賠償法第1条、国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うことについて故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がこれを賠償する責に任ずる。2項、前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対し請求権を有する。

となっております。ぜひ、この国家賠償法を理解して、損害賠償の責任が発生するということを理解していただきたい。

次に、3番目。

○副町長（稲 隆仁君）

3番目の指名につきまして、担当課からたたき台が上がってきたかどうか、その中に入っていたのかどうか。あるいは指名委員会のほうで決定したのか、あるいはまた町長が決済の段階で決定したのかということでもありますけれども、先ほど来申し上げましたとおり、指名委員会のほうで協議をして決定しているところでございます。

樺山議員に申し上げますけど、我々も今後もこの業者、方々が同様な行為等が起きる可能性があるのかないのか、そういう等も含めて、そしてまた公共事業の請負工事の相手方として適切である

かどうか、そういうことを二度とこういうことが起こり得ないというような状況があれば、指名委員会においても検討してまいりたいと思っていますところでございます。

○13番（樺山 一君）

指名委員会の方々、それぞれ。指名委員会の私が申し上げた3点、いま一度申し上げます。1点目、指名委員会の方々、ちょっと覚えていただきたいと思います。1点目に、5業者に対し不当要求行為等を理由に担当課自体が指名選考の対象にしなかった。2点目に、担当課から指名の対象としたが、指名委員会での選考あるいは指名委員長の判断で対象から外した。3点目に、指名委員会では選考を対象としたが、最終的には町長の判断で対象から外した。

この3点のうち、どれか指名委員の方々に答えていただきたいと思います。

○総務課長（池田俊博君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

私のほうも指名委員会のほうに参加してございますが、今のこの3点の関係から言いますと、今の覚えている範囲では1番目の担当課のほうで指名をしていないということだったと思います。あと他の事案については記憶にはございません。

○議長（美島盛秀君）

指名委員担当課は順次答弁してください。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

そういう事案が発生したときに、こうこうという指名委員会の中で話し合いがありまして、担当課から上がってくる段階で、先ほどの1番目、そのような対応をとっております。

○建設課長（松田博樹君）

ただいまの質問にお答えします。

これは1番目の担当課からの推選を上げていないということです。

○耕地課長（上木正人君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えいたします。

1番目の担当課のほうからの指名が上がっていないというようなふうなことでご理解をお願いしたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えをいたします。

私も同じく1番目の担当課にほうから推選が上がっていないということでございます。

○13番（樺山 一君）

じゃあ、指名委員の方々は総務課長、そしてこの、これには総務課長、建設課長、企画課長、経済課長、耕地課長、それに主管課長となっておりますが、企画課長が未来創生課長になっていると思いますが、それぞれの担当課、例えば工事が発生する担当課でも、それぞれの課長が指名を、それ

それぞれの業者を指名することにしなかったと理解してよろしいですか。指名のその選考の事案に推選しなかったと理解してよろしいでしょうか。その担当課の、工事の発生する担当課よ。もちろん建設課、耕地課ありますので。

○総務課長（池田俊博君）

私は総務課のほうで消防防災関係のほうをやっていますが、そのときに建設課のほうで指名願いが出ている業者を選びまして、そこで総務担当のほうと相談し指名をしているところでもあります。

○未来創生課長（久保 等君）

現在のところ工事は発生していないのですが、そういう事案があったときに、それを指名委員会の中でこういう事案がありましたということを指名委員長のほうから報告がありまして、随時ではないのですが、その過程も指名委員会の中で話し合っているところでもあります。ですので、これはもうとけたのではないかというふうな、委員会の中であればまた指名に加わっていくという可能性はあると思っています。

○建設課長（松田博樹君）

工事に関しまして、建設課の場合は指名推選を課のほうから推選をして指名委員会に図ってもらっております。

○耕地課長（上木正人君）

耕地課のほうなのですが、建設課と同様、同じような事案でございます。

○経済課長（仲島正敏君）

経済課のほう、工事等はそれほど多くはないのですが、他の課と同様な感じでやっております。

○副町長（稲 隆仁君）

先ほども申し上げましたけれども、不当要求等のその事案について指名委員会で協議している関係上、指名委員の皆さんはそういうふうな考え方であったかと思えます。

そして今、未来創生課長が話したとおり、今後も同じような行為等が起きる可能性があるのかどうか、そういうようなことを鑑みて今、現在も指名委員会においては他の指名推選協議と並行して、このことについても検討しているところでございます。

○13番（樺山 一君）

指名競争入札においては、当該入札に参加することができる資格を有する者の中から、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。この指名の権限は地方公共団体の長が有していると、地方自治法施行令167条12の第1項で記されています。不当な指名外しは最終的には町長の責任にあると思えますが、見解を伺います。

○町長（大久保明君）

あらゆる町の損失、町全体の損失に関しましては、それは町長に責任があります。この指名のあり方についてもこれは町長が選考委員会に諮って指名するものであると書いてありますので、もち

ろん町長に責任があるのですけれども、それは各指名委員会の方々が、現場のことを熟知している方々がしっかりと議論してやっていかなければなりません。この不当行為に関しまして、異議も申し立てをしてその結果がどうであれ、それは指名委員会も私も含めて異議申し立てがどのような内容になるかわかりませんが、それに対してはしっかりと対応していかなければなりません。

○13番（樺山 一君）

それぞれ指名委員会の考え方、そして町長の考え方、聞いてまいりました。公共工事の入札及び適正化促進に関する法律では、つまり入札制度の趣旨は議会均等、公正性、透明性、経済性の確保にある。この原理を貫くことが自治体に求められています。ぜひ法にのっとった行政運営をしていただきたい。

最後になりますが、先般ワールドカップ日本大会が国内で開催され、多くの方に感動を与えました。ラグビーの試合終了をノーサイドというらしいです。試合が終われば自陣と敵陣のサイドがなくなり、勝っても負けても相手をたたえる、このノーサイド精神で本当の意味での全ての町民が主役のまちづくりができることを希望して、私の一般質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、樺山 一君の一般質問を終了します。

次に、牧本和英君の一般質問を許します。

○2番（牧本和英君）

おはようございます。2番、牧本和英です。ただいま、議長のほうから第4回定例会において、一般質問の許可がおりましたので、質問に入らせていただきますが、まずさきの台風19号で被害に遭われた方々に対し、ご冥福とお祈りをするとともに、心よりお見舞い申し上げます。

また、沖縄県民におかれましても首里城火災において、心よりお見舞い申し上げるとともに、一刻も早い復興復元をお祈りいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、農業政策についてですが、昨日、牧議員と質問が重複する内容もあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。町として5年後の島の農業をどのように考えているのかを伺います。糖業関係では、ハーベスター利用料の一部助成予算化についてお伺いいたします。

教育行政については、町内学校存続について町長の考えをお伺いいたします。

次に、町の活性化について。少子高齢化や人口減少で地域における関係性、そして高齢者や生活困窮者の方々に対し、町としての対応や取り組みについてお伺いしたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。2回目以降は自席で行います。

○町長（大久保明君）

牧本議員の質問にお答えいたします。

まず1番に関しましては、後ほど担当課長のほうからかなり具体的に答弁がありますけれども、私は農業生産額50億を目標にして、その当時10年ほど前は43億円が最高でしたけれども、いろんな

天候の条件、バレイショの価格の状況、あらゆることがプラスにいったときに、55億という生産額が達成できました。

この数年は台風被害などで生産額がおちていますが、少子高齢化、そして農家人口の低下などでいろいろ消極的な、かなり悲観的な意見が出ていく中で、これは2番目にも関連しますけれども、後ほどまた申し上げますけれども、いずれにしても多くの、簡単に言えば多くの農業を試みる方が島に戻ってきて人口を減らすのではなくて、維持しながら付加価値の高い、また複合経営ができる農業をしっかりと計画立ててやっていって、5年後は安定した最低50億の生産ができるように、そのための具体的な政策は3つの主要産業以外に、またいろんな6次産業が新しいコーヒーの可能性についてもいろいろ今全国から注目をされている中で、今後これはきのうも牧議員の質問に答えたとおり、本物の農業立町というものをやっていかなければいけないと。それには、多くの方々がかかわって、障害者の方々も、高齢者の方々もかかわって、土地をさらに有効に使っていくような模索を今後もしていかなければなりません。

2番目のハーバスターの使用料に関しましては、きのう答弁したとおり最初、3町でいろんな意見を投じていこうということは、恐らく難しいと思いますので、伊仙町から、町のほうから単独予算で補助をしてまいりたいということは、きのう申し上げたとおりでございますので、終わります。

以上、第1回目の質問にお答えいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

牧本議員の、町として5年後の徳之島の農業をどのように考えているかという質問でございますけれども、大きくいいますと5年後は今以上に農家の高齢化や担い手不足の加速化が予想されておりますので、そちらに対するあらゆる手段を5年後ではなく、今から手がけていかなければいけないというふうに考えております。

○2番（牧本和英君）

それでは、農業政策で国県がどのような事業などを行っているのかをお伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、新規就農者に対しましては、農業次世代人材投資事業、こちらのほうはIターン者の方を念頭に置いている事業でございます。なかなか島の農家の方の後継者が帰ってきた場合にはなかなか使い勝手の悪い事業になっております。Iターン者はリスクを伴って農業を始めるということで、後継者に対しても同じようなリスクを負うようにということで、なかなかこの事業は厳しいのですけれども、これ以外に就農いたしまして5年以内の農家に対しましては、認定就農者の支援に関する事業がございます。

また、これ以外に昨今畜産であればクラスター事業であるなど、あと産地パワーアップ事業という農業づくり、担い手づくり総合支援交付金などの各事業がございます。

○2番（牧本和英君）

いろんな事業があるかと思いますが、本当に今農家が町に対して何を求めているのかをわかる限

りで結構ですが、お伺いいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

昨日、牧議員の質問にありましたとおりに、糖業に関しましてはやはり交付金の値段は変わらないのに、資材費は高騰しているという点や、昔は手刈りだったものが今はハーベスターになっているということで、農家の実質の手取りが少なくなっているという話を聞いております。

また、畜産関係におきましては、やはり牛舎の整備であるなど、牛の増頭に関しての事業がないかという質問を受けております。また、バレイショに関しましては、ここ2年値段の厳しいということで、そちらに対策についてということで、3つの事業に関しましてはこのような、柱の事業に関してはこのような感じの話を聞いておりますし、それ以外にもいろいろやりたいという農家の方はいらっしゃいますので、その都度、お話のほうは聞かせていただいております。

○2番（牧本和英君）

そしたら、事業の申し込み状況などお聞きしようと思っていたのですが、やっぱりそういうふうにして農家の方々が求めているもの、言えば事業を導入してほしいという意見等などはやっぱり来られているということでよろしいですか。

○経済課長（仲島正敏君）

農談会もですし、都度役場のほうに足を運んでいただいて相談を受けている場合に、各担当が話を聞いております。ただし、事業によっては単年度協議といたしまして、2年前にもう事業申請をある程度しないといけない事業などありまして、今日相談を受けまして来年できますよというものなかなかないのが状況であったりもしますけれども、できる限り話を聞けるようには心がけております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。今、農家がどのような思いで農業をして日々過ごしているか、声を聞かれたことがありますか。これは町長に答えていただきたいと思えます。

○町長（大久保明君）

農家の声は数多く具体的に聞いております。それでも、足りないということできのう牧議員から質問がありまして、全町の農家をどんどん回ってほしいということでありました。これも、私は個別には意見を聞いておりますけれども、全農家を回るということはなかなか難しい中で、いろんな部会等での代表者の方々の話を聞くことが多いのですが、そうではなくて本当に高齢で、本当に管理作業もできない方々の気持ち、そしてあらゆる農業をしてもなかなか利益が出ることができない方々の意見も聞いてまいります。そういう意見をくみ上げて私はいろんな中央要請、今は農業のその責任者でありますので、各官僚の方々にその声は届けております。

具体的には、この平成の30年間の間に物財費が約2倍以上高騰しておりますし、消費税も上がってきた中での交付税の公金が上がらないということは、これは間違っているということは何回も何回も主張しておりますし、きのうも行政報告で述べたとおり、各先生方に具体的にいろいろ提案も

いたしておりますし、その情報が例えばビレットプランターとか、スクープとかいうそういう機械が新しく登場してきていることもはっきりと説明をしました。

ですから、そういうことを農家の方々の意見を聞いていく中で、これからどんどん担い手が少なくなってくるということはよく聞く、これ非常に悲観的な考えですけれども、地方創生というものはいかに人口を維持していくかと。だから、また後で清議員からも質問がありますけれども、出生数が減ってきたという中でいかに子育て世代を島に連れてきて、いろんな雇用を出していくと。

その中で、農業と福祉も一体となった雇用をつくり出していくということなど、これは5年後には必ず実現していきたいと思っておりますので、さらに今まで以上に農家の方々の意見を聞いて、それを中心とした政策をこれからもどんどんやってまいりたいと考えております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。この島は、本土から遠隔の外海離島というハンディを持っている島なので、農家の意見などを取り入れ、農業に必要な対策や支援など計画性を持って、本当にスピーディに行うべきではないかと私は思いますが、ちゃんとそういうふうに計画性を持ってスピーディに行われていると思いますか、町長。

○町長（大久保明君）

前回作成いたしました農業振興政策は委員会にも、これは町長が参加するべきでないというふうに今まで言われていましたけれども、私は参加をして具体的に各品目の生産目標など細かく過去の統計を分析してやっていかなければならないと思っておりますし、それからこの前夢ある農業会の話もありましたけれども、かなりIoT、いろんなドローンを使うなど、それから牛の管理も全部スマートフォンでわかるような管理をする農業などを進めていく中で、何としてもやっぱり夢を実現するような農業、これは先ほど申し上げた若い方々のやっているいろんな農家、一人一人が帳簿もしっかり作成して、そしてチームをつくって、ある地区では高齢者のために若者があらゆる支援、協力をしていくということなども現実に行っておりますので、そういった農業を計画的に今新しい策定、農業振興計画の中には盛り込んでいく作業を行っている状況であります。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

第2回定例会で、ハーベスター利用料の一部助成ができないかとの質問の中で、町長と担当課長は各団体と協議し、今後検討を重ねていくと述べ、定例会終盤には町長は挙手し、ハーベスター利用料の一部助成というのは考えてみたらそんなに難しい話じゃないような気がしますので、伊仙町議会の全議員の理解と協力を得てやっていけたらと思っておりますと述べ、11月18日の全員協議会の中でもハーベスター利用の一部助成は予算化すると指示を出し、昨日も牧議員の質問の中で当初予算に計上するといううれしいことで、うれしく思うところです。

今年の生産見込み量ですが、伊仙町5万4,241t、徳之島町5万3,361t、天城町6万3,378t、島全体で17万980tと見込まれています。今年は、台風や間伐等の被害が少なく、順調に発育し、収穫

量がふえる見込みではありますが、消費税等の増税、物価の高騰により、農家の負担は大きくなるばかりでもありながら、町民は農業で何とか稼げるようになりたい。稼ぐことによって次世代へ引き継いでいきたい。農業で島を豊かにしたいという思いで日々を過ごしている。私は、この言葉が本当に一番の農家がいつも思っているように感じ、農業をやられていると感銘を受けています。もう一度言います。

町民は農業で何とか稼げるようにしたい。稼ぐことによって次世代へ引き継ぎたい。農業で島を豊かにしたいという思いで日々を過ごしているが、現状は借入し、作物をつくり出荷し、返済この繰り返しで生活が困難な状況に追い込まれているため、少しでも農家の負担を減らすために、持続可能な取り組みとし、過疎債や一般財源などで補正予算を組み、今期製糖から1 t当たり1,000円に助成をすべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（大久保明君）

これは、農家だけではなくて、全町民の願いになると思います。ですから、農業をしっかりして次世代に引き継ぐと、持続可能な農業づくりをしてほしいということは、この島に課せられた宿命でもありますので、そのことで当初予算には先ほど、きのうも申し上げたとおり、約ハーベスター、町が1,000円という形で計算した場合には5,600万ほどになりますので、そのことは予算編成をしていきます。

○2番（牧本和英君）

当初予算を出すということ、そういう思いがあるならやっぱり1番でスピード感を持ってすべきだと私は思うという質問だったのですが、当初予算に載せられるぐらいであれば、本当に今は本当の今年度補正予算で組んでもいいのではないかと思います。組むことによって費用対効果はかなりあると思いますが、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

補正予算ということではございましたけれども、先のサトウキビの勉強会の中でも春植え推進ということ強くありましたので、今補正には春植への助成のほうの予算のほうを特に集中的に計上してございますので、結果的に今の町長のおっしゃった件に関しましては、当初予算になった次第でございます。

○2番（牧本和英君）

そしたら、やっぱり今年は無理ということでは受けとめます。ですが、本当にこの農家の方々は日々本当にもう生活が大変だという思いをやはり当局はしっかりと理解していただきたいと思っています。

足並みそろえるのは関係団体への要望など、陳情等は足並みそろえるのは構いませんが、やはりこういった本当にもう危機のある収入減だと思いますので、何とか補正予算でしていただくようお願い申し上げます。島のサトウキビを守る要望としてですが、今期製糖も今月19日からの操業開始とのことですが、年内1週間だけではなく、年内最低でも夏植への80%が収穫できるようにし、年明け春植えや、また特に管理作業が完璧にできる流れをつくることにより、来期の収穫量もふやせ

るそういう取り組みをしていただきたい。そうすることにより、時間にも余裕ができ、安心安全な農業ができ、生産意欲も出て後継者問題や地域経済もよくなると思いますので、12月初旬からの糖業開始ができるよう、3町関係団体と早急に協議し、検討していくことを要望いたします。

次に、町内学校の存続について町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（大久保明君）

全国的な学校統合が物すごい勢いで進んでまいりました。そういう自治体を見たときに、間違いなく人口減少が激しくなっています。そういった中で、県国の考え方は伊仙町の人口規模であれば、3つの小学校、1つの中学校というふうなマスタープランを提示されました。

しかし、この島にいる、それは国の理屈ですから、国の文科省、財務省の理屈ですけれども、現場にいる島の地域、集落は学校がなくなったら急激に疲弊していくということで、学校を存続するというふうに政策の中心に掲げまして、そのことがこの7、8年前から住宅建設を小規模校区内にするので、本土から帰ってくる子育て世代もふえて、全ての小中学校の児童生徒がふえるという結果が出ましたけれども、これは住宅建設を持続的に継続していかなければ成り立つものでもありません。

ですから、今新たに馬根小学校が数年後から入学者がゼロになるという状況を見据えて、そのための対策を馬根校区でも委員会ができたというふうに聞いておりますので、今後ともこれは決して不可能ではなくて、先ほど申し上げた多くの子育て世代が、島に来て働ける状況をもっともっと広げていきたいと考えておりますし、そういう方々の家賃の手当など、また今回は東部地区にも認可保育所ができましたし、そういう子育て世代のためのいろんな政策は公園計画も急遽、子供たちの遊ぶ場を義名山に新たに広げていくというふうに、来年度はやっていこうというふうに計画も変えてまいりましたし、住宅政策を進めた中で、県からいろいろ指導がありまして、阿権と小島の住宅は違法であるというふうに言われまして、担当が変わってそのように言ってきたので、これはまた例えば、ちょっと話長くなってすみませんけれども、それは子育て世代は空き家、古い空き家を改修して2階建てでやっていくというふうにして、子供の維持がふえていかなければ学校存続は不可能でありますので、今後ともそのような政策をどの地域よりも強力にやっていきたいと考えております。

○2番（牧本和英君）

そしたら、町長は集中から分散へと大きな目標を掲げている中、やっぱり小規模校の存続は変わらず継続していくということによろしいですか。

それでは、昨年の議会で喜念小学校の建てかえを進めていくとありましたが、その後の状況などはどうなっているか、ご説明をお願いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今後、学校建設検討委員会を設立いたしまして、その中で今後の学校建設に向けて協議してまい

りたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

そしたらまた来年度という考えでよろしいですか。来年度からスタートするという形になりますよね。わかりました。

それでは、先日広報で幼稚園の教員、教諭募集等を拝見しました。近年少子化が進む中で、大変喜ばしいことだと思います。

それで、幼稚園教諭は、いつから産休、育休になるのか、また、それを知ったのはいつからなのかをお答えください。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

個人情報でありますので詳細については控えたいと思いますが、令和2年度の2月になりますと、今、現場にいる幼稚園の先生が二人になります。それで、一つの幼稚園では免許を持った幼稚園の先生がいないということで、今回、急募いたしております。

○2番（牧本和英君）

産休、育休をとるのは非常にいいことですが、大体トータルで何カ月ぐらいとられるのかをわかっている限りでお願いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

産前休暇が8週、産後休暇が8週で、場合によっては、そこから育休が1年、また、延長の育休もとることができるようになっております。

○2番（牧本和英君）

産前は6週間前です。訂正しています。

計算したら約1年半という空白になるのですが、この募集要項を見ますと、採用期限は令和元年12月1日から令和2年3月31日までとありましたので、既に雇用されているのかどうか、今から、この雇用は何名されるのかをお伺いいたします。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、新しく募集はしておりますが、雇用はまだ決まっておりません。令和元年の12月からハローワーク等に募集をかけているのですが、まだ応募のほうはございません。令和2年の3月31日まで令和元年度採用いたしまして、免許を保持している方がいらっしゃれば、引き続き、令和2年度からの1年契約で引き続き雇用したいと思っております。

○2番（牧本和英君）

年度、年度で雇用されるということです。わかりました。

また、こういった島では、なかなか人材不足で、こういう資格を持っている方が少ないとお聞きますが、これは面縄幼稚園ですか、既に申し込み等などがあると思いますが、来年度の申し込み

人数は何名ですか。

○教委総務課長（水本 斉君）

今、詳細の人数の把握はしていませんが、面縄幼稚園のほうは20名弱だと聞いております。

○2番（牧本和英君）

そのような申し込みは、もうこの間から始まっていると思いますが、申し込みされた方もおられると思います。

仮に、もし、この代理職員が見つからなかった場合は、園児などはどのようにするおつもりなのかお考えをお願いします。

○教委総務課長（水本 斉君）

ただいまの質問にお答えします。

仮のご質問ではございますが、今後、教育委員会内で協議して、その対応は、各幼稚園には、免許を持った幼稚園の教諭が配置できるようにしていきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。

また、この広報についてですが、保護者などの説明などは行ってやられたのか、お聞きいたします。

○教委総務課長（水本 斉君）

まだ保護者さんには説明はしていません。この議会の終了後、今、公募している最中でございますので、そこで応募がなければ12月中には保護者に文書なりで説明、また、各学校の園長先生にも説明していきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

それでは、犬田布幼稚園の運営の件に移りますが、犬田布幼稚園は、申込者は何名おられるのかをお聞きします。

○教委総務課長（水本 斉君）

ご質問にお答えします。

今現在、申し込みはございません。

○2番（牧本和英君）

申し込みしに行ったというお方がおられたのですが、そのときの対応は、どういうふうにしたのですか。

○教委総務課長（水本 斉君）

その件につきましては、詳細には聞いておりませんが、後もってご回答させていただきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

来年度は、犬田布幼稚園はどのようにしていくつもりなのかをお聞きします。

○教委総務課長（水本 齊君）

このまま、もし一人の入園者もいないとなれば休園になる可能性が大きいのかなと思っております。

○2番（牧本和英君）

片方では募集していますが、一人申し込みがあつて運営するというところでよろしいですね。

○教委総務課長（水本 齊君）

そういう場合には、また教育委員会内部、また町行政のほうと相談しながら決定していきたいと思っております。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。

町長も施政方針の中で幼稚園教育の充実を図りますとし、また、預かり保育の充実をして保護者の就労支援を引き続き行っていきます。また、幼稚園教諭の研修に積極的に参加させ、資質向上に努めてまいりますとあります。

なので、本当にそういう資格のある方を早急に探して、受け入れていただきたいと思います。また、何事も継続させるのは努力と予算がかなりかかりますが、やっぱり子供たちのためにも努力していただきたいという思いです。

それでは、次の質問に入ります。

町の活性化について。

地域福祉を取り巻く現状は、少子高齢化や人口減少、地域における関係性の希薄化などが進む中、孤立する高齢者や生活困窮者などの増加への対応が大きな課題となっているとされております。

地域の実情に精通し、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関とのかけ橋の役割を担っている民生委員が果たす役割は大きいものがあると考えられます。一方で、民生委員は無報酬であることから、経済的な負担なども相当なものがあると思います。

そこで質問ですが、民生委員の活動の活性化、あるいは充実、強化のために町独自で取り組んでいる対策があれば教えていただきたいと思います。

○議長（美島盛秀君）

執行部にお願いします。答弁をする前に、それぞれの質問に対して通告をしてありますので、しっかりとその通告に従って、適正に議会が理解できるような、質問者が理解できるような答弁をお願いいたします。

今の教育行政についてですけれども、やはり教育長を中心にして教育委員会内でしっかりと調査、精査をして答弁ができるように今後お願いをいたしておきます。

今の答弁。

○町長（大久保明君）

まず、先ほど牧本議員の質問の中で訂正をしたいと思います。

私が阿権の住宅と小島の住宅は違法であったという表現をしましたがけれども、あの当時と今とは県の指導が変わってきましたので、その当時に関しましては全く違法でないということを、この場で訂正したいと思います。

続きまして、先ほど学校存続について、幼稚園のことは、これはやはりできたら、そういうことを質問の中に具体的に書いていただきたいと思います。そしたら、準備もしっかりしてできるのではないかと考えております。

3番に関しましては、高齢化、そして生活困窮者が多くなっていくという中で、これは日本全国そういうものが非常に厳しくなって、介護難民が都会では急速にふえていくと。その対応のため、地方からいろんなケースワーカー、いろんな方々が都会に行くという物すごい勢いで地方の人口減少が始まる中で、私たちは、それにしっかりと対応していきたいと思っております。

民生委員の果たす役割は、無報酬の中で大変重要であります。今、集落を存続するということが最も重要な政策でありますので、区長の方々、そして民生委員の方々、そして町の執行部と今まで以上に連携を深くして、また、交通安全協会、消防の方々とも含めてやっていくことが重要であると思っておりますので、町単独でどのような対応ができるかどうかということは、いい質問でありますので、これも予算の範囲内で効率的な皆さんが活躍できるような政策を進んで取り入れていくことが、さらに重要になると考えております。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

牧本議員の通告に関しまして、すみません、読み上げさせていただきます。

少子高齢化や人口減少で地域における関係性、そして、孤立する高齢者や生活困窮者の方々に対し、町の対応や取り組みについて問う。民生委員の活動や町独自で取り組んでいることや対策について問うということでしたので、こちらのほうについて、まずお答えをしたいと思います。

少子高齢化や人口減少につきましては、国の掲げている最大の喫緊の課題かと思っておりますが、そうした中、健康長寿と合計特殊出生率、2期連続日本一の子宝の町として、ここ数年、全国各地から視察が多く、マスコミにも多く取り上げられるようになっております。

その中でお答えしているのが、まだ、この地域には互いに助け合う地域力や、子は宝といった古くからの教えや文化が他の地域と比べると残っており、高齢者に対する地域の支えや子育て支援についても支え合う地域性が残っていると説明をしています。

しかし、質問にもありますように全てがそうかといったことではなく、中には家族間でも支え合うことができず孤立する高齢者や、アルコール依存症から抜け出せない方、生活困窮者、認知症で見守りが必要な方、子育て世帯でもいろいろな問題を抱えた世帯もあり、役場にも日々さまざまな相談が入っています。

そうした中、民生委員さん方に協力いただきまして、生活困窮者の中には就労が困難でやむを得ない場合には、生活保護申請手続で役場や福祉事務所のほうに協力をいただいていますし、日ごろから独居高齢者の見守りや声かけ、台風などの災害発生時などには要援護者への避難誘導に関する

支援など、さまざまな協力をいただいております。

また、日ごろから地域での支え合いや健康増進、生きがいがづくり等高齢者の楽しみを広げるため、地域サロンなどに関しましては、民生委員さんや地域の方々に協力をいただいております。

サロンの取り組みに関しては、単に高齢者の方々のみでなく、最近では、サロンの場を活用して放課後の低学年の子供の預かりなどを行う集落も出ていまして注目されています。

また、もともと高いとされている地域力ですが、他地域同様、今後は希薄化する中、島のいい関係性は残しつつ、もっと強化していくための施策を推進しているところであります。

一つが、県の補助事業であります。高齢者元気度アップグループポイント事業があり、3人でチームをつくりまして独居高齢者の見守りや、ごみ出し支援、買い物支援、地域の清掃活動や沿道の花壇づくりなど、さまざまな活動が、今、広まっています。

この活動に関しましては、4月に設立した長寿子宝社の生活支援コーディネーターさんに委託をお願いしております。サロンや地域に出向いての事業の推進を図っております。

生活困窮者につきましては、社会福祉法人のほうになります。徳之島くらし・しごとサポートセンターさんのほうから、毎週金曜日の午後は役場のほうで相談を受けていただいておりますし、亀津の事務所のほうでも相談に日々対応をいただいております。

高齢者相談につきましては介護の相談などがありますが、役場の包括支援センターで日々受け付けていますし、アルコール依存症や精神疾患なども当課で相談や各事案については対応しております。

子育て世代の相談などにつきましても、子育て支援課や教育委員会、当課のほうで連携をとっております。場合によっては保健所、児童相談所とも連絡を取り合い対応に当たっています。

この他にも虐待や認知症対策、高齢者ドライバーの運転免許証返納に関する問題などなど、さまざまな課題がありますが、庁舎内関係課のみならず福祉事務所や保健所、教育機関、医療機関、介護機関、警察や消防等さまざまな関係機関と連携し、こうした課題の解決に向けて今後もさらに努力していきたいと考えております。

先ほど民生委員さんの活性化につきましてということで追加のお話があったと思いますが、民生委員の活動につきましては、社会福祉協議会さんのほうに委託しております。県のほうからの交付金と町のほうからも報償金という形で助成をしております。研修に行ってくださいなど、そういったことを、今、やっているところでございます。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。

本当に民生委員さんの活動は重要性のある大変さを、これを町民の方々に十分理解していくことも重要であり、本町の民生委員の役割や活動内容に対する町民の理解、協力を得るためにも広報活動など、さらに強化する必要があると考えているところであります。そこで、今後、本町の民生委員の活動の広報などは、どのような対応を考えているのか、したほうがいいのかとい

うことで、よろしくお願いいいたします。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

民生委員さんの、今回、12月に改選もありまして、民生委員に集落にどういった方々が民生委員でいらっしゃるということも広報も交えまして、さまざまな活動、こういった活動をしていらっしゃるということで、本当に無報酬のボランティアでしていただいていますので、そういったことも含めまして広報のほうで載せていきたいというふうに思っています。

○2番（牧本和英君）

ありがとうございます。

なかなか民生委員さんは何しているのかなと、自分も、この場に立つまではわかっていなかった状態であります。やっぱり、そういうことを住民に十分に理解してもらうことが本当に重要であると思いますので、予算化し、広報活動などしていただきたいと思います。

伊仙町内のさまざまな利害関係者が、自分の立場、領域を超えて、ともに地域の幸せ、未来を描き、邁進することを期待し、今回の私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（美島盛秀君）

暫時休憩します。

午後1時から再開しますので、お願いいいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時07分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから一般質問を再開いたします。

福留達也君の一般質問を許します。

○10番（福留達也君）

皆さん、こんにちは。10番、福留でございます。ただいま議長の許可がありましたので、令和元年第4回定例会において一般質問を行います。

通告してありました世界自然遺産登録への取り組みについて伺います。

まず、世界自然遺産登録に関して、これまでの経緯としては、2017年、おととしの2月に、日本政府によるユネスコへ登録の推薦が行われ、それを受け、諮問機関であるIUCNが同年10月に現地調査を行うも、推薦地の分断など保全上の問題があるということで登録延期の勧告がなされました。これが昨年5月のことでもあります。

この登録延期勧告を受け、日本政府として、一旦、推薦の取り下げを行い、仕切り直しをして、2019年、今年の2月に登録の再推薦を行い、10月に再びIUCNによる現地調査が行われました。

今後の流れとしては、来年5月にIUCNによる今回の調査報告書が提出、検討され、夏ごろに世界自然遺産登録の可否が決まる、こういった流れになっているとのことであります。

この経緯を踏まえお尋ねしたいと思います。

まず1点目に、来年夏ごろの登録に向けて、官民挙げて外来動植物対策や不法投棄対策、盗掘対策、普及啓発活動、入込客等の観光管理に関する取り組み、これ以外にも数多くの取り組みがなされていると思われませんが、それらの取り組みに対する現状を伺うとともに、問題点などがあるならば、その点についても伺いたいと思います。

次に、NPO法人虹の会などからの要望がある徳之島3町世界自然遺産保全管理室。これは仮称でありますけれども、管理室の設置について、その重要性を認識し、早急に設置し、対応する予定はないのか伺いたいと思います。

この徳之島3町世界自然遺産保全管理室の設置については、平成30年4月に天城町で開催されました世界自然遺産登録に向けて3町長と語る会、この場において提案されていた事項であります。

世界自然遺産登録に向けては、それぞれの町単独ではなく3町がまとまって取り組まなければならない事柄が多いので、早急に推進室を設けて取り組むべきではないかと、こういった意見が出され、3町長とも前向きに捉えていた事項でもあります。

その後、平成30年5月に、虹の会や3町議長会、建設業界、各種団体からも推進室設置の要望書が提出され、平成30年10月に3町長連名での回答がなされておりますが、今日現在に至るまで設置がされていない現状でありますので、改めてどのように捉えているのか伺いたいと思います。

最後に、世界自然遺産登録による観光振興、その結果として地域振興、こういった話は、よく耳にしますが、世界自然遺産登録のメリットを生かした農業振興策、こういったものも町独自で検討されているのか、いないのか、こういったことも伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

福留議員の質問にお答えをいたします。

この自然遺産は、1年半前にIUCNで見送りになったのですが、その主な要因は、沖縄の山原地区の土地の購入が進んでいないということでありました。

今回、またIUCNが来島して4つの島々を回りました。その中において、委員が2年前と完全にかわりまして、お二人の女性の委員でございました。徳之島、奄美大島を回りまして、懇親会、交流会の中でも一人の方が申し上げたのは、まずはリュウキュウアユがかなり住用川にふえてきたということを見てもらいたいということでしたけれども、そこで護岸工事が進んでいると。これは朝山市長が答えましたけれども、洪水で河川が氾濫して死者も出たという形で護岸工事でありましたけれども、そのことがかなり、その委員の方が指摘をしておりましたけれども、そのこと以外に大きな懸念はないということが現状でありますので、今後、来年5月にIUCNの告示がありますけれども、その後、最終的には8月ごろに中国の福州という台湾の向かい側の場所で最終決定がな

されます。そこには、奄美、沖縄の関係する自治体も参加して、世界自然遺産に登録されるように要望してまいりたいと思いますけれども、いろんなクロウサギ対策に関しましては、2年前よりもクロウサギの数が明らかにふえているということと、それから、いろんな環境問題に関しましては、徳之島3町の世界自然遺産に向かっての3町での合同清掃活動がありまして、400人近い方が集まってやったことなどが評価されておりますので、今後とも、このことを大きなチャンスとして観光振興などは、しっかりとやってまいりたいと思っております。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの町長の答弁に付随いたしまして、私のほうからも答弁させていただきます。

世界自然遺産登録を目指す奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4島について、今年、国際連合教育科学文化機関の諮問機関であります国際自然保護連合が、先ほど言われましたように視察を終え、来年の夏ごろに登録の可否が決定されます。

本町では、国立公園の指定に加え、各種関係団体ともに連携して大がかりなボランティア作業や世界自然遺産シンポジウムなどを官民一体となって自然保護の啓発及び登録推進の取り組みを強化してまいりました。

不法投棄については、年々減っている状況であります。しかし、中にはルールを守らずに、河川、山林、道路、谷間に勝手にごみを不適正排出する人や事業者がまだおります。

先般11月21日の新聞にも出ておりましたが、県産業自然循環協会奄美支部徳之島部会でも、検福の山林に不法投棄を確認されまして、JA、そして、私たち、この町、行政に啓発要望もございました。町は、これを即座に回収に当たりました。

外来種植物については、花がきれいということで意図的に人の手でふやさされ、また、繁殖力が強く、周囲の植物に影響を及ぼし、現在では、ほぼ町内全域に分布域が広がっております。道路沿いから農地への侵入も確認されております。この駆除対策といたしまして、毎週火曜日と土曜日と木曜日と、根っこまで掘り出して駆除をしているのが現状でございます。

絶対許されない不法投棄行為、生態系へのリスクが見逃せない外来種の植物の啓発活動として、広報紙にも何回も載せてございます。今後も継続して対策に取り組んでいきます。

入込客の観光管理に関する取り組みについて、伊仙町では大きな問題はないと思いますが、両町におかれましては山クビリ線や剥岳がございます。自然環境に悪影響を与えるような行為がならないように、林道視察のマナーや適正利用の向上を図り、動植物の保護に各種団体が、今、努めているところであります。

その他として、町内全域によるきゅら海・きゅら島大作戦、そして、義名山の森の希少種保護対策として防風林の植栽を行っているところでございます。

以上です。

○10番（福留達也君）

今、課長からいろんな取り組みを聞きましたけれども、また、それ以外に聞きたいことがいろいろ

ろあるので聞いていきますけれども、まず、外来動植物のうちの動物です。猫とか犬に関してですけれども、これは、いろんな取り組みによって、現在、減少してきているのか。

それと、天城町にあるニャンダーランドです。以前聞いたときには300匹ぐらいを、そこでいろいろ扱えると。だけど、毎年のように担当する町がかわって持ち回りになって、なかなかうまくいかない部分があると、そういった話もありましたけれども、このニャンダーランドに関しても奄振予算等を使って維持していきたい、そういった話がありましたけれども、猫が減少しているのか、予算は奄振予算からとれてきているのか、持ち回りは解消したのか。

この前の、もう一つの犬に関しても、3回連続、クロウサギが犬にかみ殺されていたと、そういった犬の対策はどうなったか、それぞれお答えいただきたいと思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

猫の駆除に対しましては、減っているだろうと思います。というのは、母間あたりではクロウサギによる食害が出ておまして、やはり、その効果があったのではないかなと思っております。

今現状、保健所では、犬の捕獲数が、今年11月までで99頭、そのうち伊仙町が15頭捕獲しております。

そして、伊仙町の犬の登録数が445匹、注射済みが、ちょっと低くて約66匹となっております、猫の登録数が121匹でございます。そして、猫の不妊手術関係につきましては、平成26年に全島で847匹捕獲しております。そして、27年度に778匹、そして、28年度に683匹、29年度に304匹、そして、30年度には529匹、そして、平成31年から令和元年11月現在までで、3町で346匹、今、捕獲してございまして、そのうちの100匹が伊仙町の捕獲となっております、まだ3町で取り組むべきではございますが、伊仙町におかれまして、10月に捕獲員が一人やめたものですから、今、11月、12月はゼロに近い状況でございます。

そして、奄振の振興事業を、今、とって、2分の1の補助事業でやっているところであります。

○10番（福留達也君）

猫に関しては、クロウサギもふえているということで大分捕獲等がうまくいっているのかなと聞いております。

犬に関しては、先週の土曜日から日曜日に、世界自然遺産シンポジウムが亀津、徳之島町であって、それを聞きに行ったときに、徳之島程度の人口で野良犬の捕獲された頭数というのが、奄美大島本島や屋久島、そこらあたりと比べると、その2倍も3倍も多いと。これは捕獲員さんが一生懸命頑張った結果でもあるのですけれども、こういった所を見てみると本当に犬の子供がたくさんできた、その犬を捨てるなど、そういった人が非常に多いのかなと言われております。普及啓発活動で、こういったところにも、やはり力を入れていただきたいと感じるシンポジウムでありました。

次に、外来種について聞きたいと思います。

ギンネム、アメリカハマグルマ等の外来種駆除、これは、今、徳之島島内全域に広がっていると。

これは幾らボランティア活動とか、そういったのでやっても、ほぼ半永久的にしていかなきゃいけないぐらいになっているのかなと思っておりますけれども、これに対する予算というのか、こういったのはどれぐらい掛かって、今後こういった対策をとっていけばいいと考えておりますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今現在、外来種駆除といたしまして、金額は、今、はっきりはしないのですが300万ぐらい組んで、毎週火曜日と木曜日に4名体制で駆除しているところであります。

そして、来年の新年度予算におきましても、同じぐらい、300万ぐらいを組んで駆除していく予定にしております。そして、以前、義名山森の希少種防風林のほうも予算を、あのあと半分が残っておりますので、それを計上しているということでございます。

○10番（福留達也君）

毎年300万ぐらい組んでいると、これも補助金があるのだらうと思うのですが、これの大部分は人件費が占めるのですか。それとも、こういった駆除作業をして生ごみとして出る、それをクリーンセンター等に持ち込んだ、その焼却する、そういった経費もかなりの部分を占めているのですか、どちらなのですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今現在、一番人件費に大部分かかっておりまして、クリーンセンターに、今、出しておるのですが、クリーンセンターのほうは1kg5円ぐらいですので、そこまでかかっていない状況であります。

一番これからも人件費だけではなくて、今現在、その駆除する人材がいなくて募集しているのですけれども、なかなかジャガイモ等で忙しくて募集できない状況であります。

○10番（福留達也君）

わかりました。

先ほど義名山の森の防風林対策も考えていると、そういう話があったので聞きたいのですけれども、この観光管理ということで世界自然遺産になっていくメインの部分、コア部分というのですか、メインの部分は井之川岳の一部と天城岳だと。そこは本当に貴重で大事なところということで、観光客等が見えた場合に案内するところは、それと同じような環境を保っているところを案内するのでしょうか、そういったところに向いているのが義名山の森とか、鹿浦川、阿権川、そこいらあたりの溪谷であるとか、そういったことを言われていますけれども、この案内、観光客等、そういった外から来た方が世界自然遺産を体験したいと言って来られた場合に、こういった窓口があって、誰がどんな感じで、どこを案内する、そういった段取りになっているのですか。

○町長（大久保明君）

課長の前に、私のほうから少し説明いたします。

今、中心地域コアゾーンは犬田布岳周辺もコアゾーンになっておりますので、伊仙町も世界自然遺産の中心地地域になっているということでもあります。

また、今、話したように、この自然遺産になるためのIUCNの条件が、周辺が国立公園という形で保護されるということが重要でした。そこで、伊仙町においても、犬田布岬から小原、それからウナル川までの海岸、そして、阿権川、鹿浦川の溪谷、明眼の森から義名山、そして、他の喜念浜まで含める国定公園が新たに義名山とか阿権川も含めまして国立公園になりましたので、ここは、自然遺産になる場合に絶対に必要な地域という評価があるわけですので、今後、観光客がたくさん来る可能性がありますので、次の質問ですか、世界自然遺産保護管理室は、これは、今、私たちが協議して申請している中で、全ての自治体が国立公園になっていますので、西表島も山原も奄美大島、瀬戸内も含めて、観光客対策への対応というのは環境省が責任を持ってやっていくことになります。

奄美大島においては、ビジターセンターというものを住用地区に決定しております。ただ、この前の説明で、例えば、龍郷町にコアゾーンはないのですけれども、もともと龍郷湾を見おろす大きな公園がありますので、そこを中心に観光客の誘客をしていくということを話しておりました。

ですから、伊仙町に考えた場合、まず、徳之島3町でのいろんな協議を、これは虹の会の方々が、早急に徳之島の中心地域、ビジターセンターを、どの町にするか決めてほしいということでしたけれども、このことは3町で協議が、今、停滞しているのは、最終的には国のほうが判断するだろうということです。

西表島も、それから奄美大島も、環境省が最終的に決定しましたけれども、そのための、我が町につくってほしいという誘致合戦みたいになってはならないというふうにも申し上げておりますので、ただ一つの自治体だけに集中するということはないと思っておりますので、伊仙町においても、これは鹿浦川、そして犬田布岬の断崖、そして阿権川の、この隆起石灰岩のV字谷と、その溪谷というのは、これは多くの方々が大変評価しておるし、そこには希少動植物がたくさんいるわけですから、そこに、いろんな方々が来た場合に、例えば、阿権でいえば集落の4分1近くを一つのエリアとして開発していこうという話もあるし、それから、特に伊仙町のほうは、虹の会が中心となって、いろんな活動をしていますけれども、来るときのガイドや、それから通訳士の養成は、今、3町でも奄美大島でも進んでおりますので、この2年間延期になっている状況は、かえって、そういう準備をするチャンスになったというふうにも環境省のほうも考えておりますので、今後とも、先ほど話をした不法投棄などは徹底して町民、島民一体となって処理していくと。

外来種も、今、かなりふえていますけれども、伊仙町きゅらまち観光課がかなり力を入れてやっておりますので対応できていると思います。

以上でございます。

○10番（福留達也君）

ちょっと勘違いしていましたが、コアゾーンというか、要するに世界自然遺産に登録される徳之島の中で登録されていくところは、井之川岳の一部と天城岳だけだと思っていたのですが、犬田布岳の一部もそうなのですか。そこに、また、クロウサギがいるとかいないとかいう話があった

のですけど、それはどうなのですか。

○町長（大久保明君）

この前、シンポジウムで星野先生が井之川岳周辺と天城岳周辺が隔てられているという表現をしたのです。だから、犬田布岳は井之川岳と同じエリアに入っているということですから、だから、あれは別に井之川岳が中心地域になっていないということで、多分、あれは、私は、みんな誤解したのではないかと考えております。

詳しく言いますと、天城岳周辺、山クビリにおけるクロウサギと井之川岳から犬田布岳にもいるクロウサギは何百年も前に分離されて、その間の交配がないので、少し見ただけで種類が違うというのが最近、報告がありましたので、そういった意味では2地域であることで、そこをつなごうという話は全く必要にない状況になってきているというふうに、この前、説明を受けました。

○10番（福留達也君）

ちょっとはっきりわからなかったのですが、要するに、井之川岳と天城岳の一部は、そうなのです、つながって。

○町長（大久保明君）

北部の花徳から天城に行く、あそこで完全にクロウサギの交流が何百年もないということ。だから、北と南、南は井之川と犬田布岳のエリア、犬田布岳と井之川岳は連続しているわけですから。

○10番（福留達也君）

質問とずれていくのですが、昔、クロウサギを先輩の牧議員あたりが、犬田布岳あたりに持ってきて、それが生きているという話もあったりするのですが、それも事実ですか。そういったのも。聞いていますか。

○町長（大久保明君）

連れてきたわけではなくて連続しているわけですから、以前から、戦前から犬田布岳周辺、八重竿あたりではクロウサギは、皆が発見しているわけですから、どこから連れてきたという話ではないと思います。

○10番（福留達也君）

先ほどの質問に戻っていくのですが、そのコアゾーンには、なるべく入ってほしくない、貴重なところですから、それと似通った環境、生態系を維持しているところを案内していくのだろうけれども、先ほど聞いたように、それは誰が窓口になって案内していくのかということと、先ほど言った鹿浦川、阿権川の渓谷です。あそこも、一度、虹の会のメンバーたちと一緒にボランティア清掃活動へ入ったことがあるのですが、そういうところなのでは、あれは簡単に年配のお年寄りなんか、そこを気軽に訪ねていけるような環境ではないと思うのですが、そこも案内コースというのであれば、そういった整備とか、今後、検討していくのですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

やはりさっきも答弁したように、林道視察のマナーということで適正利用の向上を図るということで、今現在は、剥岳林道と山クビリ線、あそこに、今、規制をかけて入山手続が必要であります。それは環境省、また林野庁、そして各3町に、今、鍵を預かっておりまして、その申請が必要となります。

今のところ、この2カ所だけで、他のところは、今から各団体が協議して取り組みをしていくだろうと思います。

以上です。

○10番（福留達也君）

山クビリ線というところと、もう一カ所のそこを中心に案内して回るということなのですね。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

そうです。

○10番（福留達也君）

わかりました。

最初に出た義名山の森なのですけれども、あそこも本当に面積が小さいというのか、狭い、それぐらいで、本当に第1種国立公園になっていますけれども、世界自然遺産並みの生態系を維持している、環境を保持している、そういった場所だということを何度も聞きます。

ここを保全していくために、先ほど植林をしていくという話があって、2、3年前に一般質問で、そこを保護していくためにイジュの木というのか、そういったのを周りに植えて、あそこは照葉樹林というのか、そういったのが一年中生い茂って、日陰でじめじめしている、そういった環境だからこそ、いろんな生態系が維持されて評価されている部分だと。

台風が来る度に、義名山グラウンドのそこいらあたりからの強風でぼっかり穴があいて、日が差して、その環境が壊れつつあると。以前、そのイジュの木を移植してもらったのですけれども、それはそれでありがたかったという話なのですけれども、肝心かなめの義名山のグラウンドです。そこから入ってくる風というのか、ごみというのか、ほこりというのか、そういったのがかなりの影響を及ぼしていると。そこいらあたりに対する、保存している、そういったメンバーと話し合いをして、そこいらあたりに植えてほしいとか、そういった話があって、進んでいこうとか、そういったことはないですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現状、砂ぼこりが影響するということは聞いておりませんが、今、半分ぐらいは植林してありまして、来年度、また、そこから東の方向に完成させていく。この予算が通り次第ですけれどもそうした場合には、ほこり等も防げるのではないかなと思います。

○10番（福留達也君）

いろいろ質問して、その対応をとっていただけるのはありがたいのですけれども、また、詳しい

専門にかかわっている人たちときちんと打ち合わせをしながら、よりいい保護できる体制に持って行っていただきたいとお願いしておきます。

観光管理ということで、ちょっと話が関連するということで聞きますけれども、いろんな観光資源が島にあって、昔からあったのだけど、今、寂れている、例えば、小島の暗川、小原の海岸とか、下り口とか、ああいったところは、小島の暗川に関しては、以前聞いたときには地権者との話し合いがどうのこうのとかいう話がありましたけれども、小原におりていくところとか、そういったところの現状はどうなっておりますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問にお答えいたします。

前回の一般質問でもお答えしたのですが、伊仙町観光施設整備計画という物のたたき台をつくってございまして、これに沿って、今後、実行委員を立てて進めているところであります。

そして、小原海岸と、それから瀬田海の休憩所を、今、奄振のほうに要望立てをしているところであります、一応、暗川も入れてあるのですが、こういうのも今後、優先順位をつけて進めていこうとして、今、整備計画のたたき台をつくってある状況であります。

○10番（福留達也君）

小島の暗川に関しては、入り口の地権者との問題というのがあったのですが、検福もそうだと思うのですが、そこいらあたりも解決しているということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

今のところ地権者とは、そういう協議はしてございませんが、このたたき台の計画に沿って協議会をつくって、その中で地権者との協議をしてみたいと思っているところであります。

○町長（大久保明君）

課長の答えに補足しますけれども、先般から西部地区の区長の方々含めて有識者の方から要望がございまして、小原におりる遊歩道という話がありまして、そのことに関しましては、今、調査をしている状況でありまして、当初予算のほうで、その調査費等を計上したいと考えております。

それから、先ほどの続きですが、ビジターセンターは、伊仙町、例えば、徳之島町、天城町が余り競争すると、伊仙町という可能性もありますけれども、ただ、そうじゃなくて資料館みたいなものは、各町にはある程度はつくるというふうに関国は話しておりますので、その場所をどこにするかは伊仙町で決定をしなければなりませんので、阿権の溪谷、それから義名山などを中心としたところが候補地になるのではないかと考えております。

今後、小島の暗川をずっと行きますと出口があって、そこをおりてちょっと回ると小原にも行ける状況ですので、これは観光資源としたら、天城町のウンブキは、かなり報道されていますけど、ただ、あそこは中に入ることはほとんどできない状況の中で多くの人々が来た場合の、今、ケイビングということも永良部などはかなり進んでおりますので、今後、暗川から出て小原に行くというルートなどは非常に魅力的な観光地であるし、また、阿権周辺、阿権のほうは溪谷におりることができ

ますし、鹿浦川も溪谷の遊歩道をどうするかということなども今後、考えていった場合に、人がおる地域にこれほどのすばらしい希少動植物がおるという地形は、このV字谷というのは、日本で唯一の価値あるV字谷でありますので、そのことを我々は訴えていかなければなりません。

屋久島は、もう20年になりますけれども、縄文杉は世界自然遺産のコアゾーンではないわけです。ただ、縄文杉のほうが有名になり過ぎて、そして、世界自然遺産のコアゾーンには、よっぽどでないといけないという状況だし、何が起きたかといいますと、いろんな方々が集落の散策、そういうものに多くの人が繰り返し屋久島にやって来るということで、前にも説明しましたけれども、屋久島は、ある一つの集落、永田という集落だけに残っていた岳参りという伝統文化が、人がたくさん来ることで全ての集落で復活してきたというふうな、要するに、伝統文化が一体となった自然遺産というふうな、そういう型の自然遺産になっていますので、徳之島も奄美大島も全て、そういった自然に育まれた文化であり、また、人が山に対する、海に対する畏敬の念があったから守れたということなど大変評価をされておりますので、そういうことが中心となった、多くの人に来る観光地を目指していけるというふうな、今、環境省のほうでも考えている状況です。

○10番（福留達也君）

小島、小原あたり、それと、いろんな鹿浦なり阿権の溪谷が、本当にウンブキに負けないような、そういった宝というのか、資源というのか、伊仙も本当に持っているのだなと思ってはいます。

そして、最後にまた伝統文化という話もあったのですが、今、このエコツアーガイドというのか、こういった方が、いろいろ徳之島のすばらしいところを案内して回るのですが、ガイドの養成というのは3町が集まった広域事務組合というのですか、そこでエコツアーガイドを養成していると。そこで養成されるのは、ガイドとしての基本的な考え方というのか、心構えというのか、そのさわり程度を案内できる、そういった人がメインだと。

今、町長が言った伝統文化、そういったのもきちんと説明できるガイドというのは、虹の会さんが独自に養成しているという話ですけれども、なかなか足りないと言われております。これに対して、何か対策というか、対応というのは考えてはいますか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ただいまの質問でありますけれども、今、言われましたように、エコツーリズムのほうで教育をいたしましてガイドを認定しているわけですが、やはり奄美エコツーリズムについても、その奥深くまでは教育していないようでありますので、これも各団体、広域とも協議いたしまして、伝統文化の奥に入った分までガイドできるような体制を検討させていただきます。

○10番（福留達也君）

登録になる前に、きちんと、そういった課題がわかっているのであれば、どんどん進めていって、どっと一気に観光客が来たときに圧迫しないような対応をよろしくお願ひしたいと思います。

2点目の3町の世界自然遺産管理室、これの設置についてお願ひします。

○町長（大久保明君）

先ほど説明したとおりでございます。これは今後、3町で1年以上、協議が停滞している状況の中で、環境省の考えを最終的には聞いていこうということになっておりますので、伊仙町は、本来なら手を挙げてビジターセンターを伊仙町というふうに言ってもいいわけですが、それは他町が遠慮している中で、自然遺産の象徴はクロウサギです。そのクロウサギが、今、最も多く生息しているのは、数としては徳之島町でありますので、徳之島町で、この前も、ああいうシンポジウムを環境省がやったという意味は、環境省は、そういう方向でいく可能性があるのではないかと考えております。

○10番（福留達也君）

先ほども話したように、平成30年4月に、3町長と世界自然遺産について語る会、それがあったときに、建設業協会の会長さんだったと思うのですが、その方が、いろんな取り組み、今後、世界自然遺産登録に向けていろんな取り組みが必要になってくると、それは3町まとまってやっぴいかなきゃいけない課題がほとんどだと、そういった場合に、それぞれ独自の、伊仙なり、徳之島町なり、天城なり、独自にやっぴいとなかなか成果が出ないと、そういったことがあるものだから、早急に3町がまとまった推進室を設置したらどうかという話があっぴい、満場一致のような感じで、そういった方向に行きましょうという話があっぴい、町長とも、そういった話は歓迎していたと思っぴいます。

なかなか進まずに、30年5月に、そういった設置の要望書が出されて、30年10月、3町長連名での回答があります。その中には、こんなことをやっていきますという内容が4つぐらいあるのですが、徳之島3町世界自然遺産保全管理室の設置につきましては、先進地事例の検証や業務事項及び予算や組織体制に関する検討機関を設けた上で、世界自然遺産登録後の設置を目指して関係機関と協議を進めてまいりますと。登録後の設置というふうに、そういった認識しかないのです。これは、登録後なんかにしていたら全然間に合わないと思っぴいのです。

いろんな登録する前に、いろんな前もつての準備は結構あっぴい、それを3町でまとまっぴいしていかなくゃいけないという話があるのに、登録後にやりますとか、その程度の認識で間に合っぴいますか。

○町長（大久保明君）

そのときは、2年前に自然遺産に登録されるという予測のもとでの発想であります。まずは、琉球、奄美含めて、今回も、やはりIUCNが一番厳しいと言っぴいているのは沖縄のほうでありますので、その辺の、4つの地域でやるという難しさは、本当に徳之島は合格点になっているわけですが、ただ、それが1つのエリアで問題点があると全てができなくなるという仕組みですから、これを自然遺産登録が決まる前にやるというよりも、決まっぴいってから考えていくということは非常に重要だと思っぴいます。

それで手遅れになる、場所を決めることじゃなく、各自治体で、エコツアーガイドないし通訳士をどんどん養成していくと。今、場所がどこになろうとも、例えば、義名山から明眼の森、そし

て小原、あの辺の対策をしていくと。

そして、何よりも大事なのは、全島民が、そういうふうな認識を持って、外国の方々が来たらもてなしていこうという気持ちが必要です。一部の方々が旗を振っても、なかなか難しいわけですので、通訳士とか、それからガイドは、かなり、今、進んできておりますので、その方々を中心として、また、自然遺産になれば多くの方が、この島に来ますけれども、屋久島でのいろんな経験を生かしますと、そこには利益追求のためのいろんなツアーの方々が来て、その方々がガイドで高額のガイド料を取るなどということがありますので、その辺の制約というか、ルールというものは、しっかりと決めていくことになっておりますので、遅いかどうかということはわかりませんが、屋久島よりはるかに進んでいるし、今、沖縄よりも奄美群島のほうはるかに進んでいる状況でありますので、さっき課長が申し上げたような説明会、そして、意見交換会、シンポジウムは頻繁に行われている状況の中で、まさに2年間で、なると決定したことはわかりませんが、この2年間で、そういう意識と、それから何が何でも達成するのだという共通認識は出てきていると思いますので、そういう状況で問題はないと思います。

○10番（福留達也君）

ちょっと話が食い違っているのですが、3町の推進室の場所をどうのこうのとか僕は言っているわけじゃないのです。この推進室というのは、世界自然遺産センターというのができれば、そこがやっていく、そういった仕事をするところだと思うのです。

他の大島本島なり、沖縄本島なり、西表島なりは、この推進室が既にでき上がって、いろんな取り組みを進めているという話なのです。この徳之島に対して、いろんなこの前のIUCNの指摘事項です。外来種、猫、犬、植物、これらの対策をしっかりとください、観光の管理をしっかりとください、住民意識の向上、普及啓発をどんどん取り組んでください、こういった指摘事項がある。それに対して、徳之島の課題として、猫の管理計画、猫条例をつくるなど、第三者委員会の設置、エコツーリズム条例、いろんな取り組みに対する途中での相談と対策、いろいろあるのです。

こういったのは、登録がされる前から準備をしていかなきゃいけないことなのです。これを準備するためには、それぞれ単独の町、それぞれの町がするだけではなくて3町まとまって職員を派遣し合って、そこが窓口になって対応していくと、これが本来の姿らしいのですが、それをなぜ設けないのですかという話を聞いているだけです。

○町長（大久保明君）

それは、奄美群島全体でもうやっているわけです。エコツーリズムの会合とか組織というのをつくってやっているのです。徳之島をどうするかということは、奄美大島と山原、その広域の中でどんどん研修してやっていますので。

そして、天城町役場内に、そういう自然保護対策室があつて間違いなくやっていますから、それをつくらないと、それができないという問題では全然ないと思います。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

ちょっと付随してご説明いたします。

さっき福留議員のほうから3町の回答をいただいていると思いますけれども、徳之島町役場の企画課が48号で、天城町の企画課が66号、そして伊仙町きゅらまち観光課が42号の区分で出しております、その回答をするために、30年の8月16日に3町の町長を初め、担当課長、それから補佐など、3町で協議をしているようであります。そして、議事録ですけど、その中に、保全管理設置については、設置時期が問題であるとか、急いである必要はないということで、こういう回答を出してありますので、これは伊仙町だけで決めることはできないから、3町の町長を初め、担当課長、みんながもう一回集まって、遅いか、早いかを協議させていただきたいのですけれども、やはり当時も、この3町が集まって回答を出してあるようです。だから、これを宿題にさせていただければと思います。

○10番（福留達也君）

余り言っていることがわからなかったのですが、要するに、そんなのを早く設置しなくたっていいのですよという回答を持って臨んでいるということですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

もう一回お願いします。

○10番（福留達也君）

課長が今言ったのは、要するに、僕がさっきから推進室を早急に立ち上げたらどうですかと言っているのだけれども、3町の取り組みとしては、それは別に急がなくていいのだよという話し合いになったということなのですか。

○きゅらまち観光課長（佐藤光利君）

これは当時の協議事項でありますので、今、福留議員が言うように、早急に取り組む必要があるのではないかとということです、これを3町でもう一回協議させてもらえませんかということです。

○10番（福留達也君）

勘違いしていました。ぜひ、そういった認識のもとに進めていっていただきたいと思います。

実際、ボランティア活動なんか、みんなでやっていくのですけれども、この前も、三京のセンターに400名ぐらい集まってボランティア作業をした。ごみが相当出てきたのだけど、それを一つ一つ袋に入れて、ごみ処理場に持っていかとか、本来なら、その辺の畑の地主の手をかりて、ユンボで埋めればいいらしいのです。そういったことをせず、どこに相談していいのかわからない、窓口がどこなのかわからない、ボランティアで一生懸命やっているのだけど、最後、自分たちであちこちから重機を借りてきたり、手々あたりからクリーンセンターまで、何十回、何百回、軽トラでごみを運んだりとか、経費を持ったりとか、そういったことがなされているものだから、きちんとした窓口というのがあって、すべきじゃないかと、そういったことを聞いていますけど、課長の先ほどの

認識でどんどん進めていくということであれば、ありがたいことだと思います。

では、3番目のほうをお願いします。

○議長（美島盛秀君）

町長、管理施設についての要望事項に対しての考えを、今、聞いていますので。

○町長（大久保明君）

この自然遺産による観光振興、地域振興は、先ほど2番のところで答えたとおりでありますので、課長のほうから、農業のどのような振興策かについては答えてもらいます。

○経済課長（仲島正敏君）

福留議員の3番目の農業振興策、世界自然遺産登録のメリットを生かした農業振興策ということでございますけれども、その中で、先般、徳之島産バレイショのブランドである春一番の協議会の中でも同じような質問が生まれて、そのときに、その場の会員の皆さんの共通の認識といたしましては、登録の暁には、世界自然遺産登録の島、仮称ですけれども、漢字のステッカーなどを春一番の箱に張って出荷できないものだろうかというような発言もございましたので、世界自然の島ということに関しましては、このような感じのブランド力をつける施策が、今後、他の農作物に対しても必要になってくるのではないかと思います。

○10番（福留達也君）

今、南西糖業から製糖期に糖蜜というのが結構出ているのですが、あれはミネラル分を含んだものであるらしいのですけれども、あれは、ほとんどが島外に運び出されて、島外で利用されている。あれは1t当たり、どれぐらいで出されているかわかりますか。

○経済課長（仲島正敏君）

以前聞いたときには、値段的にはお答えできないけれども、それほど高い値段ではないという話でございました。また、今、議員がおっしゃるように、この糖蜜は島外のほうに出荷をされているのですけれども、こちらが大体、圧搾量の3%が糖蜜として扱われているということは聞いております。

○10番（福留達也君）

この前、この自然遺産に関して、いろいろ質問しようということで、虹の会の方にいろいろ勉強させてもらってきたときに、その方が、徳之島の世界自然遺産登録と徳之島の課題として、レポートみたいなのをまとめてあって、すばらしいなと思いながら見てきたのですけれども、一部引用してみたいと思います。

まず、現状として、外来種は島内の温暖な気候に合い、驚異的に増殖し続けている。そして、外来種駆除活動もボランティア頼みでなかなか撲滅できない。駆除活動をすると、今度はごみが大量に集まり、処理や経費もかさんでくる。また、徳之島の現状では、枯れ松が大量に発生しており、これらの処理も課題となっている。これらの処理施設であるクリーンセンターも処理能力の低下やダイオキシンが発生し、生ごみである駆除した外来種の持ち込みも課題となっている。クリーンセ

ンター自身が、今、アップアップして、処理できないぐらいになっているということです。

島の農業は、化学肥料等の過剰なまでの投与で、南西糖業から出る糖蜜、これは地中無機質類というのです。糖蜜は格安な値段で島外へ運び出されており、地力の低下が進行し、サトウキビの単収は、この30年で半減、バレイショ等の連作障害で病気が蔓延している状態である。解決策として、クリーンセンター隣に炭をつくることのできる設備を導入し、今後も継続的に続くであろう外来種駆除活動で集められた生ごみ、要するに駆除してきた外来種、枯れ松、病気で出荷できずに不法投棄されていたバレイショ等を活用した炭の肥料を製造し、これまで島外へ運び出されていた糖蜜などと一緒に畑に還元し、農業の基本である土づくりから始めることを提案されていました。廃棄物も地域資源と捉え、有効活用し、世界自然遺産の島で世界一エコな農産物であるサトウキビを栽培し、環境保全モデル世界一の島と紹介すれば、研究者、視察者、移住者も増加し、地域発展にも十分つながるのではないかと考えていると。こういった青写真というか、将来像を描いておりましたけども、こういったものに関して、どう思われますか。

○経済課長（仲島正敏君）

世界自然遺産登録の島、エコの島徳之島というネーミングで呼ばれるようになることは世界自然遺産登録という観点から考えると、イメージとマッチしていると個人的には思っております。

また、今、枯れ松で炭という話が出たのですけれども、技術的なものが、私は炭に関して知見を持ち合わせておりませんので、今後、もし、そういうことをするのであれば、関係部署と確認をとるなど、協議をしてみないと何とも言えないのですけれども、エコの島徳之島には合っている政策ではないかと思えます。

○町長（大久保明君）

今、農業生産額が低い理由の一つが、土の劣化ということが、かなり言われておりますので、これは重要な意見だと思います。虹の会の方々が活動をしていることの一端、目標を聞いて、そのとおりだと思っております。今後、目手久にありますクリーンセンターをどうしていくかということ、今、広域連合議会でも、検討委員会でもいろいろ模索をしている状況でありますので、あのエリアを今後どうするかということは、目手久の方々の理解を得ていけば、非常にいい形になる可能性がありますので、そのことは、もちろんエコアイランドということを含めた形でありますので、農業生産額向上のためにも、土の劣化をいかにして連作障害を解決していくかということと連動して、していかなければいけないと考えております。

○10番（福留達也君）

やはり詳しくもないのですが、農業は、やはり土づくりというのが基本であるらしいですね。

それとまた、島でも、いろんな有機農業なり、減農薬、低農薬、ギャップというか、そういったのを取り組まれている方がおります。有機農業でしているバレイショというのは、幾ら世の中の相場が100円を切って、80円だの、50円だのと、ばたばたしたって、250円で幾らでもさばけるのです。ニンニクに関して、天城町の方が600円か何かで島中買い集めておりますが、そういったのも有機

農業でつくと1,200円で十分さばけるのです。そういったメリットというのがあるというのを、経済課あたり、きちんと把握して、こういった農業もすれば、ジャガイモの値段というのに右往左往されずにできる農業というのもあるのですよというのも宣伝したらいいのかなと思います。

農業振興計画、ああいったのをつくる時のメンバーにも、いろんな改革をするときには、よく言われるように、よそ者だの、変わり者だの、ばか者だとかあるんですけど、そういったメンバーを入れてつくるというの、また、違った考えが出てきていいと思いますので、今後、そういったメンバーも検討していったらいいと思います。

最後に、先日行われた世界自然遺産シンポジウムにおいて話されていたことを引用して終わりたいと思います。世界自然遺産に登録されるということは、この地域が世界の宝になるということであり、その自然を守っていくということを世界に約束することでもあります。守っていくのは国であり、県であり、徳之島3町であり、この地域を研究対象にしている学者でもあります。そして、最も大切なのは、この地域に日々暮らしている我々、地域住民であります。地域住民が身近にある自然に興味を持ち、とにかく知ること、そして価値に気づき、大切に守り、次世代へ引き継いでいくこと、このことが非常に大事なことです。

わが身を振り返ってみますと、世界自然遺産登録に向けて熱心に活動されている方々を横目に、熱心でもなく、かといって無関心でもなく、宙ぶらりんな状態でいますが、今後は大げさに、また仰々しく構えずに、何気に興味を持ち、結果として今後につながるような取り組みの手伝いが多い仲間とできたらと、この質問をつくりながら感じております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、福留達也君の一般質問を終了しました。

次に、佐田 元君の一般質問を許します。

○4番（佐田 元君）

職員の皆さんこんにちは。4番の佐田でございます。ただいま議長の許可がおりましたので、令和元年第4回定例会において一般質問をいたします。本日はたくさんの傍聴の方もいらっしゃっております。そういうことで、私は町民の声として質問いたしますので、明瞭完結なご答弁をお願いいたします。

まず初めに、一般競争入札導入に関してであります。これは私が以前、町内業者に限ってでも、一般競争入札にすることはできないのかという質問に対し、副町長の答弁では、一般競争入札は、まず、不良適格業者の参入を防止しにくく、また、入札参加者の質を確保することが困難。2番目に工事を受注しがたいために、低価格で入札し、手抜き工事等の事例も見られる。3番目には事務的には入札参加者が多数になるので、入札審査の事務量が膨大になり、非効率的ということでした。

これに対して、国と県の状況としては、指名するのは逆に大変な事業になるということ指摘されています。今、国・県では100%一般競争入札で行っているようです。また、ほとんどの地方自治

体でも7割近くが指名競争入札を実施していると。指名競争入札のメリットとして、大体、信頼できる業者などを発注できるということ。2番目に事務の簡素化が図れる。一定の競争性は確保することができる。地元の業者を優先的な形の地域要件等の考慮が可能ということでした。このような答弁をされております。

私は、この副町長の答弁の内容に、さまざまな疑問を感じてなりません。そこで、この副町長答弁を私なりに検証した上で、町内業者を対象にした一般競争入札の導入を改めて求めたいと考えております。

まず、副町長答弁の一般競争入札の導入状況の事実関係について指摘させていただきます。国が、毎年公表している入札契約適正化法等に基づく実施状況調査結果という報告書があります。平成30年度の状況が本年1月22日に国土交通省、総務省、財務省の連名で発表されております。その調査結果では、一般競争入札の本格的導入状況が国と都道府県では100%、市町村が70.5%ということです。その上で一般競争入札が適用される発注金額の範囲が定められており、国の機関はまちまちですが、おおむね250万円、県では近隣の我が鹿児島県、そしてお隣の沖縄県が5,000万、熊本県が3,000万、宮崎県が250万を超える場合は、一般競争入札によるものとされており、逆に、これを下回る場合は指名競争入札などによっているようです。いずれにせよ、国、県は100%一般競争入札、地方自治体の7割近くが指名競争入札を実施という現状認識は誤解をしている面が多いと思われま

す。次に、一般競争入札の問題点とされていることに関してですが、不良適格業者の参入を防止しにくく、また、入札参加者の質を確保することが困難ということについてです。公正な競争や公共工事の資質確保などのためには、不良不適格業者の排除は重要であり、町の公共工事の執行に際して、不良不適格な業者が入札に参加したりすることは絶対に避けなければなりません。このことばかりに注目して、透明性や競争性、経済性など、もっとも確保できる一般競争入札の導入ができないということではありません。一般的に建設業の県の許可は、許可要件を備えているか、適格要件に該当しないかなどが事細かに審査された上でなされますし、許可後も申請書の記載内容の変更や決算後、毎年、変更届を出してチェックを受けることになっております。加えて、入札資格の格付で過去5年度の県工事の実績をもとにAからDまでの格付けがなされております。建設業の県の許可申請内容や格付を参考にすれば、不良不適格な業者の排除の問題は、ほとんど生じないはずで

す。何よりも町内業者は町の公共工事を担当に受注してきた実績を見れば、不良不適格の判断は容易にできるはずで

す。次に、工事を受注したいがため、低価格で入札をし、手抜き工事などの事例も見られるということについてですが、本町では予定価格を事前に公表しており、この価格の範囲内での入札参加であれば、低価格の問題は生じないはずで

す。また、手抜き工事があれば、町の完成検査の段階で確認、追加工事の処置、指名停止処置など幾らでも解決の試算があるはずで

す。手抜きの体質は納品が全くなされないまま全額大金を支払うという、我が伊仙町では身の問題を立て続けに2件も発生させております。これは町当局にこそ発生原因があり、こういうような手抜きがなされているのではな

いでしょうか。こういう発言をすること自体は、本当に町内業者の方々に対し、失礼極まる態度と言えます。

次に、事務的に入札参加者が多数になるので、入札審査の事務量が膨大になり、非効率的ということについてです。何も私は全県、全国の業者を対象に一般競争入札をしろと言っているのではなく、町内業者に限定した一般競争入札をしてはどうかと言っているわけで、事務量が問題になるはずはないと思います。むしろ、この事業は、どの業者を指名しようかということを経営委員会が協議検討する手間のほうが、よっぽど事務量の増大や非効率をもたらしているのではないのでしょうか。

次は、指名競争入札のメリットということに関してですが、大体信頼できる業者に発注できる、事務の簡素化が図れるということですが、町内業者を対象とした一般競争入札であろうが、指名競争入札であろうが変わらないはずで、指名競争のほうが事務の手間もかかっているはずで、事業によっては島内の町外業者や島外業者の指名する現在の町の実態のほうが判断を難しくし、事務を複雑化させているのではないのでしょうか。

次は、一定の競争性を確保することができる地元の業者を優先的な形の地域要件などの考慮が可能ということについてです。

落札率98%台から99%台の入札執行結果が大部分を占める指名競争入札のどこに競争性が確保されているのでしょうか。また、地元の業者を優先ということについて、少なくとも平成30年度の災害復旧事業に関しては、島内の町外業者であればまだしも、奄美大島、喜界島、さらには本土業者まで指名の対象にしている現実のどこに、地元優先という考え方が反映されているのでしょうか。

副町長の答弁を議事録で読み返して感じたことは、町内業者を余りにも軽んじているのではないかと。役場の事務負担問題しか念頭にないのではないかと。現在の町の指名競争入札の現実を理解していないのではないのかということですが。

そして、より強く感じたことは、これまでの町の入札制度の実情について、町内業者も町民も余り知らない中で無関心になり、町議会でも的確な議論がなされなかった結果、さまざまな弊害が放置されてきたのではないかとということです。

町の入札執行に関する情報が、迅速・的確に町内業者や町民に提供されることがぜひとも必要であるということを痛感したところです。

総務省から出されている地方公共団体に対する入札契約適正化法案に基づく要請では、入札契約に関する情報の一層の公表促進を求められているところですので、そういう国の要請に応えることになるのではないのでしょうか。

このような思いをもとに、副町長答弁に関してお尋ねします。

これまで、本町で不良・不適格業者と判断された事例はありますか。

次に、手抜き工事などを理由とした指名停止措置がなされた事例はあるか。

2番目に、町外業者の指名について、①どのような場合に町外業者を指名することとしているか。

②徳之島町及び天城町の公共工事、建設・建築工事でも結構でございます。本町の業者が徳之島

町、天城町で指名を受けているのか。

③過去10年間、平成21年度から30年度の予定価格、5,000万円以上の工事で町外業者の受注実績はどうなっているのか。

3番目として、入札事務量についてであります。

町内業者に限った一般競争入札は、事務量の増大につながると考えているか。災害復旧事業では多くの町外業者を指名しているが、事務負担増大を招いてまで、奄美大島、喜界島、本土の業者を指名した理由は何か。

大きな4番目として、入札情報の情報提供体制についてです。

町内業者、町民が気軽に入札情報を得る体制をとっていただきたいと思います。

大きなその次の質問でございますが、民生委員の一斉の改選についてであります。

民生委員は、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの巡回訪問等を通じて、生活上の困り事の相談に応じる無報酬のボランティアとして、厚生労働大臣から委嘱されている特別職の地方公務員とされています。

民生委員の任期は3年ということで、この12月に一斉改選がなされたようですが、今回の一斉改選で退任された方々には、みずからの日常生活を犠牲にしながらも、本町の地域福祉向上のために大いに力を発揮していただいたことに、心から敬意を表する次第です。

また、再任となった方々及び新たに任命された方々には、同様に本町の地域福祉の向上に大いに力を発揮していただくことを期待してやみません。

さて、今回の一斉改選ですが、町側からの問い合わせに対して再選の意思を伝えていたにもかかわらず、再選にならなかった方々から、意思確認の方法や推薦手続などに対して疑問を持つ方もいると聞いております。意思に反して再選あるいはその前提姿勢としての町の推薦を拒まれたという思いを持っているのではないのでしょうか。民生委員としてこれまで意欲を持って取り組み、今後も頑張りたいという方がいれば、その意思を生かして再び民生委員として活躍してもらうことが、本町の地域福祉の充実、発展、向上にもつながるものと考えます。少なくとも再選されなかったことの合理的な理由について、十分な説明責任を果たす必要があると考えます。

そこで、お尋ねです。

まず、改選の結果でございますが、改選後の民生委員の数、現在の全体の数と、新任・再任の内訳はどうなっているか。

また、同様に、前回、平成28年度もこのような改選があったと思われませんが、その前回はどうか。

次に、再選の意思確認に関してです。

改選前の民生委員のうち、再選された方とされなかった方、それはそれぞれ何名か。再選の意思確認は全委員の皆さんに行ったのか。また、行っているのであれば、誰がどのような手段でやったのか。

3番目に、意思確認の結果、再選を希望した方としなかった方、自分で身を引いた方もいらっしゃるでしょう。それは何名でしょうか。

次に、再選されなかった理由についてです。再選されなかった主な理由は何か。その理由について本人に説明したのか。説明の結果、本人たちの反応はどうだったのか。

次に、民生委員推薦委員会についてです。

本町でこの民生委員推薦委員会の委員は誰に委嘱しているか。また、その任期はどうなっているのか。また、そのメンバーはどういう方がいらっしゃるのか。今回の改選に、推薦会はいつ開催されたのか、伺いたいと思います。

最後の大きな3番目になりますが、教育委員に関してでございます。

現在の教育委員の人数と通告しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。2回目からは自席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（美島盛秀君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時55分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

○副町長（稲 隆仁君）

佐田議員の平成31年度第1回定例会において、町内業者に限ってでも一般競争入札にすることができないかと質問したが、再度、町内業者に限って一般競争入札を導入する考えはないかという質問にお答え申し上げたいと思います。

若干、この一般質問で、先ほど議員が何項目か質問したところでありますけれども、その件について抜けているところがあるかと思っておりますけれども、その点についてはご了承いただきたいと思っております。

まず、一般競争入札と指名競争入札のメリット・デメリット、これは私が佐田議員から質問を3月に受けたときに、私も勉強ということでやってきたその冊子の中で、いろいろ一般競争入札の効果、課題、対応例ということで、主な効果、メリット、そして主な課題としてのデメリット、そして想定される対応例等々のマニュアルをピックアップして答弁という形でやった関係上、抜粋的な形でこのような文言になったわけでありましてけれども、これを再度それぞれもう一度、メリット・デメリット、一般競争入札、そして指名競争入札を言うと時間等もございませんので、トータル的にまとめて申し上げたいと思っておりますが、第1点の一般競争入札の県・国は100%でありますけれども、市町村においては30%であると。実施されていないところが70%あるという答弁を行いましたけれども、非常に申しわけないと思っております。私の資料が2002年の9月27日付でありましたので、その当時、こ

の資料しか持ち合わせていなくて、こういうことを申し上げたところであります。

これをなぜ申し上げたかったかと申しますと、国・県については実施100%されておりますけれども、市町村においてはまだその過程であるということを申し上げたくて、数字的に話したところ資料が古くて、この点については大変申しわけないと思っているところであります。

それから、私の答弁の中で、事務的な事務に支障があるとか、あるいはまた、その不良適格業者等、手抜き業者等があったのか、なかったのかということでもありますけれども、これは、現在、伊仙町においては幸いにしていなくてありますけれども、これも、先ほど申し上げましたとおり、この一般論としてのメリット・デメリットを申し上げたことによる今回の質問だったのではないかなと思うところでありますけれども、この点については、なかったことをご報告申し上げたいと思います。

この3月の一般質問を受けまして、私どもも勉強をさせていただきました。指名委員会の中においても、そしてまた、入札事務を直接担当する建設課の職員等からも話を聞きながら協議してきたところでありますけれども、自治法施行令の中でも、今、我々は最初一般競争入札の条件がどれだけ絞ってつけられるかということは、前にもお話ししたかなと思いますけれども、その後、地方自治法施行令167条の5に「必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と。

おっしゃるとおり、ある程度の条件をつけられるということでもあります。先ほど5,000万円以上とか、3,000万円以上とかいう話がありましたけれども、これは今後参考にして導入できるかどうかという、また金額等も含めて協議していきたいと思っているところであります。

そしてさらに、167条の5の2のほうに「契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条」、先ほどの条件でありますけれども、「前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその他の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる」とありますので、こういうふうな縛りがきくということがわかれば、先ほど言いましたその金額等をどうするか、あるいはまた、その地域性というもの絞っていけば、結局は業者を指名したと同じような結果にならざるを得ないということも考えられますので、そういうところは、ちょっと今後検討してまいりたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

そうでないと、町内業者という形で全部やったとしたら、大手業者のほうに偏って入札結果が出ないとも限らないわけですので、もろもろそういうことを、条件等を含めて問題がないように検討してまいりたいと思っておるところでございます。

それと、町外業者の指名ということでもありますけれども、30年度の事業、これは誤解なきよう再度ご説明申し上げたいと思いますけれども、30年度の事業発注73件、11億7,400万でございますけれども、

その町内業者だけに特化されて話されているようでありますけれども、91.8%に当たる67件については、全て町内業者が受注している現実でございます。金額にして8億2,600万、7割は町内業者に落ちているところでございます。

そして、6件について町外業者の指名があり、町外業者のほうにお金が流れているというようなことであろうかと思えます。これについては、以前もご説明申し上げたと思えますけれども、港湾・漁港の災害復旧工事、これは浚渫、その工種が町内業者では対応が難しいということと、そして、災害復旧工事でありますので、早急な対応をしなければいけないということで、やむなく町外業者を選定して事業執行を行ったわけでありますけれども、しかし、先ほども申し上げたとおり、73件のうち67件は町内業者に落ちておりますので、その点は誤解なきようご理解いただきたいと思えます。

それから、入札結果、いずれも町の広報紙にも結果を公表しておりましたけれども、現在、建設新聞のほうに入札結果は報告しているところでありますけれども、今後、町の広報紙にも入札結果等は載せてまいりたいと思っているところであります。

以上です。

○4番（佐田 元君）

今、答弁の中で、絞って、いろいろな条件をして、これから考慮していくという話でありましたが、今の答弁の中に、災害時に、特に地元の業者ではできない、資格がないということで、島外業者に発注しているという答弁がありました。早急に災害は対応しなければいけない。これが今現在、早急に対応はされていますか。面縄港を見てもみますと、いまだにブロックがまだ港のほうにあるということですが、これが早急にされているのか、説明をお願いします。

○副町長（稲 隆仁君）

議員もご存じのとおり、工事等には天候に大きく左右されるわけでありますので、それでおかれていることに関しては、人の力だけではどうしようもないところがあるかと思えますけれども、なるべく早急に完了するように業者のほうにも申し入れているところでございます。

○4番（佐田 元君）

それは、今おっしゃられるとおり、天候とか、多々条件がついてくるかと思えます。

しかし、こういう災害、せつかく大手の業者さんに受注しているわけですので、早急に災害の対応をするように、指導方してもらいたいと思えます。

先ほど、午前中のほうで、樺山議員のほうからも指名入札で諸々な問題点が出ているということがありましたので、ぜひ、こういう事務的な量があるなど、またいろいろな条件、先ほどありましたが、大手業者さんのほうにばかり工事量もあるのでないかという、そういう懸念もあるでしょう。

しかし、私が言いたいのは、やっぱり伊仙町の町内の業者を、以前もこういう話をしたのですが、やっぱり育成していき、そして、そういう実績を上げること、これがやっぱり行政の仕事では

ないかという思いがします。

で、いつだったか、ちょっと記憶にはありませんが、町長が天城町のほうを見習って、天城町は町内で買い物とか、そういうあれを町内でみんなやっているというような話もされておりましたが、まさに我が伊仙町も、やっぱり町内でできるものは町内の業者にさせ、そして町内が潤っていくような方法をとっていかなければいけないのではないかなという思いがいたします。

この件に関しては、ぜひ検討されて、一般競争入札に少しでも国のこの入札契約適正化法案に沿っていけるような形を持っていてもらいたいと思います。それでは、この質問はこれで終わりにします。

あと、民生委員の改選についてお願いします。

○町長（大久保明君）

佐田議員の質問にお答えいたします。

民生委員の選任についてでございます。

これは厚生労働大臣の辞令でございます。今、今日たまたま、残念ながら民生委員の再任を受けることのできなかった方々がいらっしゃいますので、この場をかりて、長い間の集落での弱者に対する、そしてあらゆる活動に対する、災害等に関する貢献に、心から敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

課長が、この件に関しましてはかなり細かく質問にはお答えしますので、また必要があれば、私のほうからまた答弁をしていきたいと思っております。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

民生委員の選任について、佐田議員の質問にお答えいたします。

まず、選任の結果について問う、ですけれども、資料請求がございましたので、ご参照いただければと思います。

鹿児島県民生委員定数条例に基づき、本町の定数は30人となっております。今回の改選は、鹿児島県民生委員・児童委員及び主任児童委員選任要綱に基づき実施しました。

定数30人のうち28人が民生委員として、2人が主任児童委員としての選任になります。

今回の改選で改選後の再任者が11人、うち1名が主任児童委員でありまして、19人が新任であります。

2番目の再任の意思確認に関して問う、についてお答えいたします。

まず、今回の改選の流れを説明いたしますが、改選に伴い、5月16日に県庁のほうで市町村担当者説明会が開催され、担当のほうが出席をしております。その後、改選に向けて、9月2日締め切りの選定者の名簿提出まで、退任者の確認や候補者の選定、市町村推薦会を開催する必要があります。民生委員、児童委員の活動に関しましては、伊仙町社会福祉協議会が運営をしております。

再任の意思確認について、これまで本人が継続したいといった意思があれば、そのまま継続するのがスムーズといったこともあったと思っておりますが、8月1日締め切りで退任者予定等調書を提出し

なければならず、これまでの慣例で電話にて意思確認を何人かにしております。その際、担当のほうから、あくまでも意思確認で、継続できるとは限りませんが、と言葉を足してはいましたが、この中で数名の方が継続したいといった意向があったとのことでした。

民生委員の委嘱手続につきましては、候補者の選定を行い、候補者の個人調書を作成し、8月26日に伊仙町民生委員・児童委員推薦会を開催し、候補者の選任を行い、民生委員・児童委員候補者推薦書を8月30日付で県知事に提出をしております。

この時点で、2地区の候補者が決まっておらず、11月14日に残りの2地区の候補者について推薦会を開催し、11月15日付で県知事宛での追加の2地区について推薦書を提出しています。

11月末には、推薦された方々の委嘱状などが厚生労働大臣から届いていまして、12月6日、先週の金曜日ですけれども、改選後初めての定例会を開催し、この中で委嘱状の伝達を行っています。

再任は、あくまでも再推薦を受けて再度委嘱を受けた方であり、民生委員法においても、県の要綱においても、候補者の推薦を受けての厚生労働大臣の委嘱となります。

3番目の再任されなかった理由を問う、についてお答えいたします。

今回、退任となった方の中には、退任したいといったご本人の意向のある方が多かったように思います。続けたかったのに続けられなかったといった方が数名いらっしゃいましたが、幾つも兼務されていて活動が厳しい方もいらっしゃれば、家庭的にも大変ではないかといった方もあり、こういった方には、大変だけど地域のために頑張りたいといったお気持ちは大変ありがたいのですが、候補として上げることは厳しいと判断しました。

推薦会の会議は、必ず非公開となっております。候補者の選任については、鹿児島県民生委員・児童委員及び主任児童委員改選要綱に基づき、各地区の区長さんや退任をみずから希望される現任の民生委員さんなどの協力をいただきながら、候補者の選任をいたしましたが、重責があるとのことではなかなか引き受けていただけないことのほうが大変多かったです。

今回、退任された方々には、本当にこれまで長期にわたり地域の困り事を抱えた家族や支援が必要な方に対し、我が事のように熱心に対応いただき、認知症の方への対応やひとり暮らしの高齢者の見守り、生活が困窮している方への支援、子育てへの支援、また、台風や災害発生時等の役場への要援護者等への情報提供をいただくなど、さまざまなご協力をいただきました。深く感謝を申し上げます。

任期満了に伴う退任者につきましては、県からの説明資料で全員、解嘱状は出さないといったことから、令状をお出しすることはしませんでした。6年以上の在嘱期間があった方については、厚生労働大臣感謝状が、1年以上の在嘱期間がある方には県知事感謝状が届いております。3名の方には厚生労働大臣特別感謝状のほうも届いております。お一人一人にお礼の言葉を添えてお届けをしたいと思います。

また、12月から改選後の民生委員・児童委員さん方が地域で活動されますので、大変な任務かと思いますが、担当課としましても、社会福祉協議会と連携を図り、最大限民生委員さんの活動に対

して協力し、地域づくり、地域支援に努めていきたいと考えています。

委員の引き継ぎに関しましても大変重要になってきますので、町民のためご協力をお願いしたいと考えています。広報でも周知を図りますが、地域の皆様の民生委員の方々の活動に対してご理解・ご協力を切にお願いしたいと思っています。

先ほど追加で、前回の改選についてご質問がありました。3年前の平成28年にも、9月に推薦会を行っていきまして、このときには25名の方が選任を受けまして、委嘱を受けていらっしゃいます。前回は全て再任の方々になっています。

あと、2番目の再任意思確認に関する事かもしれませんが、先ほどの追加の中で、毎月第2金曜日に定例会がございまして、11月8日、現任の民生委員の最後の定例会がありまして、その中で、解嘱状はお手紙を出しませんけれども、資料のほうに、次回12月6日というふうに書いてありましたので、6日、再任された方に関しましては次回の案内をいたしますのでということでお答えをして、そちらの11月8日に、再任をしたかったけどできなかったということに関しまして、これまでの、前回28年度に、3年に1回ありますのでしているのですけれども、その候補者の選定につきまして、先ほども申しましたが、本人の意思を聞いて、やりたければそのまま継続するという形をずっととっていたようなところがありまして、そこが今回改めて、要綱に沿って候補者を上げてということで実施した次第であります。

以上で説明を終わりたいと思います。

○4番（佐田 元君）

今、もろもろの説明を受けましたが、まず、民生委員の全体にすると、新任・再任の内訳を答弁いただきましたが、この新しく採用された方、また再任された方、この方々は全員がこの民生委員をするという了解を得ておりますか。また、本人の民生委員として頑張るといふ、そういう了承いただいておりますか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

12月6日に1回目の定例会をしまして、29名の方がいらっしゃいました。で、全員県知事のほうと厚生労働大臣のほうから委嘱状が渡されました。で、1名ですけど、西犬田布のほうで、委嘱状を準備していたのですけども、難しいということがぎりぎりになってわかりまして、その点に関しましては、意思確認が十分じゃなかったということで反省をしているところでございます。

○4番（佐田 元君）

私、資料を持っております。今、話された西犬田布、ちゃんと民生委員、児童委員及び主任児童委員名簿、12月1日というちゃんとした名簿が出ていますよ。これをなぜ推薦はされた。その推薦した時点でちゃんとした本人との意思疎通、これはちゃんとされていなかったか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

地域のほうから推薦を受けていきまして、ご本人にも了解を得ているというふうなことを聞いていたのですけども、そこがちょっと甘かったようで、ぎりぎりになって、もう委嘱状も届いた状態で

難しいということで、これからまた西犬田布に関しては推薦会を開催することになります。

○4番（佐田 元君）

今、答弁の中、甘かった。本当にそれ甘かったのではないですか。この推薦会はいつ開いたのですか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

1回目が8月の26日、2回目が11月14日に開いております。

○4番（佐田 元君）

1回目が8月26日、2回目が11月14日。この推薦は誰がされたのですか。この西犬田布のこの方を推薦された方はどなたですか。それは、どのようなあれで推薦人を委嘱されたのか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

先ほども申しましたけども、推薦会に関しましては非公開となっていて、また、個人を特定するような、町の条例のほうでも、個人情報保護条例のほうの第11条第2項3号のほうに「個人の評価、判定、診断、指導、相談、選考等に関する個人情報であって、開示請求者に開示しないことが正当と見られるものは、開示しないでもよい」というふうになっておりますので、ちょっと個人を特定するようなことは、すみませんが、差し控えさせていただきます。

○4番（佐田 元君）

だから、推薦委員に誰が推薦したのかということよ、要は。そして、推薦委員で受けているわけでしょう。いや、民生委員として。

○議長（美島盛秀君）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時22分

再開 午後 3時23分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に続いて、会議を再開します。

○4番（佐田 元君）

区長さんやら、いろいろな方、こういう方が、この民生委員の選任について文書があります。ちゃんと持っております。この中に、いろいろなことがうたわれています。今言うように、生活が安定しており、健康であって、民生・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者とか、個人の人格を尊重しとか、そういうようないろいろなことが書いてあります。

この本人さんは、はっきり申しまして、やる意思は全然なかったわけですよ。それを何で推薦委員が上げてきたのかということですよ、私が言いたいのは。それを本人さんにちゃんと確認してありますかということですよ。本人も了解して、このようにして県知事に送ったり、厚生労働省に送ったり、やったのか。そこを聞きたい。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

今、佐田議員がおっしゃいますように、要綱のほうでも、推薦会は、選任した候補者を知事に推薦するに当たっては、あらかじめ本人の同意を得なければならないこととあります。

そういうこともありまして、推薦会前の候補、推薦をいただいた方にやりとりをしまして、できるというふうに聞いていたのですけども、そこの本人への意思確認が担当のほうで、もうできていなかったということで、それは確認が私のほうも甘くて、推薦状を受けた後に、本人確認までしっかりできていなかったということが後からわかりました。すみません。

○4番（佐田 元君）

本人の確認を怠っていることを認めておりますが、これははっきり言って職務怠慢です。私に言わせれば、やるべきことをやっていないということですよ。この平成31年度の改選に向けた現時点でのスケジュールの一つの案があります。私は持っています。このスケジュール表にのっとっていけば、8月の26日に第1回の推薦会を開いて推薦して上げてきた。11月の30日任期満了まで約4カ月あります。その4カ月の間で本人がやるものとして、やるだろうというそういう甘い考え、本人はやる気もないのに、ただ名簿を出しておけばいいという、そういうものの考え方であったのではないかという私は思いがします。

11月の14日にも2回目の推薦会を開いて推薦をされているわけでしょう。そこで、本人が民生委員はできないというのに、何で他の人をまた推薦して上げてくるとか、そこで他の人に当たるとか、何でそういうことをしなかったのですか。なぜ、その方一本で絞ったのですか。その理由を教えてください。

○町長（大久保明君）

今、課長のほうから第三者を通じて推薦があったということで、そのことを課長も信頼してやったということで、結果として最終的に本人の確認を得ていなかったということは、おっしゃるとおり課長の職を全うしなかったということになりますけども、このことに関しましては、私のほうからも本人には、これから行っておわびを申し上げたいと思っておりますので、これ以上、課長を追求することはご遠慮いただきたいと思っております。

○4番（佐田 元君）

いや、私が言いたいのは、このように12月1日の名簿をちゃんと出してありますよね。その中に、まだその方の名前を載せてある。本人はやらないという。はっきり言いましょうか。本人から聞いた話ですけども、民生委員の総会があるということで葉書が来た。しかし、自分はそういうあれを引き受けた記憶もないということで、役場に問い合わせをした。そういうことがあったのですか、事実ですか、それは。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

11月の14日に推薦会がありまして、そこで決まってから、この運営のほうは社会福祉協議会のほうでやっているものですから、社会福祉協議会のほうから案内が出ています。で、その後に案内を

出しまして、そのときにその話を聞きまして、西犬田布の方は難しいですということで、そこでわかりました。

で、委嘱状に関しては、もう出していましたので、今回、資料提出はその名簿で出したのですが、委嘱状が来ている分は。実際、6日の民生委員の定例会の中では西犬田布は空白の状態の名簿があります。

以上です。

○4番（佐田 元君）

それでは、この推薦会に、市長村長は政治的、その他の利害関係で委嘱してはならないとなっておりますが、先ほども個人情報ということで、そのメンバーは出せないと思いますけど、そのメンバーの中に、法にうたわれている政治的、その他の利害関係の方は、メンバーは入っていませんか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

この要綱のほうにもうたわれていますし、そういった要綱にうたわれている7項目の民生委員推薦会の構成がありますけれども、これについて要綱どおりにしていますので、そういった利害関係等はありません。

○4番（佐田 元君）

そういう利害関係のある方はいないということですので、また、これは再度調査して、また答弁を求めたいと思います。

先ほどから個人情報やら何やかやという話が出ておりますが、西犬田布のこの方、本当に迷惑していると思います。このようにして私たちみんなの方に公表して、本当にこの方は迷惑していると思います。この方に対してのおわびとか、そういうあれはどういうふうな方法でとっていくつもりなのですか。

そして、再任されなかった民生委員の方に対しても、先ほど町長がお礼の言葉を述べられました。これも少し、私に言わせれば、遅かったのではないかなという思いがします。11月の末で任期が切れるのをわかっておいて、やっぱりそこでもう少し、今まで頑張ってきた皆さんに対してのお礼などもしていただけたらなという思いがしておりましたが、今、ちょうど町長が挨拶の中でしたので構いませんが、ひとつ今後はぜひこのような福祉にかかわる問題、そして生活が困難な方、不自由な方、そういう方の手助けをする民生委員ですので、ぜひ適任者、的確なそういう活動ができる方、ぜひまた選任していただきたいと思います。

あと1点だけ聞きます。この名簿の中で、今のような方はいらっしゃいませんか。全員、もう了解しておりますかね。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

先ほども申しました12月6日に1回目の定例会がございまして、29名の方、全員出席されまして、新任の方も一生懸命勉強して地域のためにやっていきたいと、物すごく心強いお言葉をいただきまして、うれしく思っているところです。

先ほども申しましたけれども、本当にこれまで長年、一番長い方は25年ぐらいになるのですけれども、長いこと民生委員として町にご協力いただきまして、本当に感謝を申し上げます。

で、町としましては、ちょっとお礼状は出せなかったのですが、感謝状のほうが届いておりますので、飾れるように額縁ぐらいはと思って準備しておりますので、来週にでもお届けをしたいと思っています。

○4番（佐田 元君）

民生委員に再任されなかった方のものは結構ですが、今までこの方にお世話になった方々、そういう方々の対応はどうされましたかね。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

ありがとうございます。物すごく助かる質問でした。本当にこの交代というのは継続性がある事業ですので、今おっしゃるように、ぜひ前任者・後任者の引き継ぎが一番大事になりますので、いろいろあるかもしれませんが、ぜひその辺、しっかり連携ができますように、こちらもほうのぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

○4番（佐田 元君）

ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後になりますが、最後じゃありませんけど、この民生委員に関連しての質問ですが、町長が施政方針の中に、全ての町民が主役のまちづくりということをやっています。町長の思っている、考えている全ての町民とはどういう方々でしょうか、お答えいただきたいと思います。

○町長（大久保明君）

全ての町民、これは老若男女、障害のあるなしにかかわらず、全ての町民ということで私は高らかに打ち上げておりますので、これは、今6,603人、この全ての町民でございます。

○4番（佐田 元君）

伊仙町民は全ての町民という答弁であります、私もこのような町政にかかわって約2年になりますが、今、町長が言われた6,603人のこの方みんなが全ての町民という話であります、私が見たところでは、若干、町長の答弁と私の見解は違っているような感じがします。そのことは、また町長みずから考えていただきたいと思います。これでこの質問を終わります。

次に、教育委員の定数は何名か、また、現在の委員数は何名か、伺います。

○教育長（大山惣二郎君）

佐田議員の質問にお答えします。

定数は5名ですが、現在は3名です。

○4番（佐田 元君）

定数は4名でしたかね。（「5名です」と呼ぶ者あり）5名ですね。今現在は3名ですよ。長い間教育委員が5名だけど3名しかいないということのようですが、長い間、不足しているようですが、この状況、いつまで続けるつもりでしょうか。今のままでいくのか。

○教育長（大山惣二郎君）

年度末の3月の定例委員会で、学校教育に支障があったかないかを検証します。その結果、増員の要望が出れば、町当局に要望していきます。

○4番（佐田 元君）

町長は以前、人事権は町長の特権であるという話をされておりますが、町長は、この教育委員の任命とか、そういうのにはどういうふうなお考えでしょうか。

○町長（大久保明君）

以前は、教育委員の任命は町長でございました。そして、教育長は教育委員の互選ということになっておりました。以前はこうでしたけれども、法が改正されて、今、町長の任命ということになっております。

しかし、教育長、教育委員会と話をして、先ほど教育長が話したように、年度末にこのいろんな環境や教育問題の方々が、この校長等いろんな方々と話をして、増員するかどうかということを教育長のほうからありましたら、その分だけ増員をしてみたいと思います。

○4番（佐田 元君）

ぜひ早急に、やっぱりこの教育委員を選んでいただきたいと思います。

3番目と関連しますが、今、あちこちの学校現場を見てみますと、これは伊仙町だけではないかと思いますが、いじめの問題、不登校、もろもろの問題がやっぱり町内の学校でも、今、小さな火種として起きている話を聞きます。

このような学校教育に、今、教育長を入れて3名の方で対応されているようですが、今のところ、そういうところに対しての支障等はないでしょうか。

○教育長（大山惣二郎君）

教育委員会が学校を管理するのは、地方教育行政法第21条において、人的管理、物的管理、運営管理の大きく分ければこの3つです。特に人的管理については、特段理由がないと理解しております。そして、いじめ等についてもいろいろ報告がありますが、その事実に基づいて検証しております。

そして、物的管理については、昨年の台風24号などによって被害を受けて、これも順次、今整備を進めているところであります。

○4番（佐田 元君）

教育委員の人的管理は行わないということのようですが、私、定例会の議事録を資料としてもらいました。しかし、この中には、やっぱり人的な話し合いもされておりますよね。この議事録を見てみますと。全然関係ないということではないのではないのでしょうか。やっぱり学校現場と教育委員会と行政とが、連携をとっていかなければ、我が町の教育、これはやっていけないのではないかという思いがします。

ぜひ、今言うように、教育委員の仕事は仕事で結構ですが、学校と行政、そして地域とは連携を

とっていき、将来この伊仙町を担う子供たちの成長をみんなで見守っていけるようお願いしたい
と思います。

以上をもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（美島盛秀君）

これで、佐田 元君の一般質問を終了します。

次に、清 平二君の一般質問を許します。

○5番（清 平二君）

こんにちは、5番の清 平二です。令和元年第4回定例議会において議長の許可をいただきましたので、町民の代表として一般質問をいたします。明朗簡潔な答弁をお願いいたします。

まず第1に、学校教育についてであります。

先般の新聞によりますと、全国学力検査は本町で実施されたのか。それが実施されていれば、平均正答率はどうだったのか。公表できるのか、できないのか。あるいは、その結果を分析や検証を行い、課題と対応策について検討したのかを問います。

2番目に、ここ2、3年、子供の出生数が50人以下となっていますが、この現状と対策はどう考えているのか。また、学校生徒も減少するが、教育委員会はどう考えているのかを、町長と教育長にお尋ねします。

大きな2番目、直売所百菜について。

令和元年度伊仙町一般会計補正予算案（第4号）に、損失補填費が提案されていますが、この損失の詳細な経緯と町の対応について問います。

2番目、基本協定27条の備品台帳は作成されているのかを問います。

以上、あとは自席にて質問いたします。

○教育長（大山惣二郎君）

学力調査については、本町も実施しております。その正答率についてですけど、例年に比べて伸び率が高く、県平均を比較しても、県平均を上回っている学校が数校あります。

その数値の公表については、学校の序列化や生徒個々の比較化、また、競争教育をあおぐ結果になりかねますので、控えさせていただきたいと思います。

そして、分析と検証ですが、まず、検証した結果について、まず全体的に底上げが必要であるということ。じゃ、底上げをどうするかというと、学力向上プランの検証をするということです。もう一つは、暗記も必要ですけど、暗記に頼ることなく、考える力をどう養っていくかという授業法の改善を行っていきます。

そして、課題と対応策については、特に英語と算数、数学の学力定着やプリントの活用の充実、もう一つは、英語支援教員、そして特別支援教員の配置を進めていきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

正答率は公表できないということですけども、前回も、私は直教育長に質問したときは、点数は

答えられないということですが、やはり町長がおっしゃっているように、子宝日本一、こういうぐあいに発信をしているわけでありますので、学力の伊仙町だけのその平均正答率というのでも発表できないですか。伊仙町の正答率も発表もできないのですか。

○教育長（大山惣二郎君）

教育委員会として数字を把握しているのは、町の学校比、県比較、全国比較、この3つの数字だけです。

○5番（清 平二君）

県からは町の比較は来ていない。各学校に全部来て、町教育委員会は通していないということですか。

○教育長（大山惣二郎君）

各学校にも配布してありますけど、町教育委員会について、町比は数字で発表されておられません。

○5番（清 平二君）

前回、漢検と英検の発表をしていただきましたけども、漢検においては、小学校においては75%、中学校においては29.9、30%、非常に小学校でよかったのに、中学校に行ったら悪くなっている。英検に対しては50%ですけども、なぜ75%も小学校でよかったのに、中学校に行ったら30%に落ちたのか。この辺のところもやはりちゃんと私たち議会にも公表して、何でこれがこうなるのか。予算が足りないのか、地域力というか、そういうのがあるのか。あるいはまた、保護者間の何か協力がないのか。その辺のところはどう検証しているのでしょうか。

○教育長（大山惣二郎君）

全ての実態については把握しておりませんが、特に中学校は国語から音楽まで教科制度に始まっています。小学校は、1教員が1つの教科だけじゃなく、全教科携わって細かな指導が行き届いております。

そしたら、中学校に入って特に今困っているのは英語教育です。これは伊仙町にとどまらず、県下全体の問題に行き届いております。

○5番（清 平二君）

学校教育、やっぱり子供たちの教育力を上げないと。例えば、徳之島町に行っている伊仙町出身者、天城町に行っている伊仙町出身者、やはり伊仙町のこの教育力の、親はこういうのを見ていると思います。ぜひその辺のところを、なぜなのか検証をして、この前からやっと学校関係はパソコンを入れるなど、非常に伊仙町は教育力におくれているのです。その辺のところを今後どうするか、お尋ねします。

○教育長（大山惣二郎君）

学校と連携をとりながら、教育委員会も鋭意検討していきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

先ほど、佐田 元議員の質問にもありましたけども、学校間でいじめがあったということは、い

じめなどがあるかどうかは把握していますか。

○教育長（大山惣二郎君）

把握しています。

○5番（清 平二君）

やっぱりこれは非常に大きな問題であります。学校でいじめがあつて、伊仙町から子供が出て行く。こういうことはあつてはならないと思いますので、ぜひその辺のところを改善していただき、原因を究明していただき、やはり子供の学力向上には最優先的に取り組んでいただきたいと思います。

その教育長の決意をお伺いしたいと思います。

○教育長（大山惣二郎君）

学力向上というのは避けて通れない学校の強化次第と思っております。これも先生方に学習指導要領に基づいた指導計画で指導されるような方向で指導していきたいと思っております。

○5番（清 平二君）

じゃ、次、ここ2、3年、子供の出生数が非常に少なくなってきました。これは、町長は集中から分散と言っていますけども、本当に今後、5年後、7、8年後を見た場合、学校の存続が危ぶまれる学校も出てきていると思いますけども、その辺のところは把握しているのかどうか、お伺いします。

○町長（大久保明君）

出生数は、この15年ほどほとんど把握しております。一時70名台のときからこの3年間、一度は50人を超していると思いますけれども、減ってきたのは間違いありません。ただし、今、全ての小中学校は児童生徒がふえたというのは、この出生率が非常に高かったころの子供たちが、今、小中学生だということでもありますけれども、それを分析しますと、その後も、今も、出生数プラス子育て世代が島に相当帰ってきているという状況があります。10年前の出生数が多いときよりも、今のほうが町内に入ってきている子供たち、これは島外がほとんどであります。

ただ、先ほど話したように、清議員が述べたように、伊仙町は出身者が、徳之島町、天城町に嫁いでいくという例がかなり今はふえているような状況がありますので、この原因をしっかりと、これは、結婚は自由ですけれども、その数が圧倒的に多いというのをまた分析していくと。

ただ、これは、いろいろ聞いたら、子供の遊ぶ場所が、伊仙町はもうほとんどなくなってきました。特に、天城のほうに行っているという話なので、1つは、その対策をもう来年度からやってまいりたいと思うし、教育力に関しましては、教育長が話したように、決して島内の両町に劣っているわけではありませんので、いろんな利便性、例えば住宅政策で東部のほうは町内に、亀津地区から戻ってくるだろうと思いましたが、それが、ほとんどに町内の人が入ってしまったので、町外から入れないという状況などもありましたので、そういうことも改善していくという現実的な問題と、政策としては、これから子育て世代が島に来て、働けるような仕組みをつくっていききたい

ということで、6月のシンポジウムでもいろんな農業と福祉で、それから障害者が農作業にかかわるとか、それから高齢者の方々を移住して来てもらって、そこに雇用を生むと。子育て世代が働く場をつくっていくとか、糸木名にある日本マルコの社員をもっともっとふやすためには、最大限の努力をしております。

先般も、この場で申し上げますけれども、三菱日立というあの会社の社長が、何と伊仙町出身であったということで、今、日本マルコと連携をとって、仕事が徳之島でふえるようなことなども考えておりますので、ですから、あらゆる全知全能をかけて手段を設けて、皆さんの知恵をかりて、伊仙町にどうしたらもっとも子供がふえるように、それは出生数だけでなく、どうしたら多くの子育て世代が島に帰って来られるか。そのためには、高齢者も島に帰ってくると。そういう社会をつくり上げていくし、その中心は集落、島であります。ということは、小規模校はどんなことがあっても残さなければいけないというふうに考えておりますし、清議員、非常に心配しているからもしれませんが、私は非常に積極的に、前向きに政策を進んでいけば可能であると思えます。その証拠が、鹿浦小学校、馬根小学校はほとんど諦めていた中で、あのよう復活してきたと、糸木名小学校も子供たちがふえてきたという、今、はっきりした結果が出ておりますので、そのことを今後とも進めていけば、私は、間違いなく可能であると思うし、今、馬根小学校の対策として、地元の方々がまた動き出してきておりますので、これは全議員も含めて、町民みんながそのような方向性に持っていくということが重要であろうと思うし、伊仙町はそのことで我々が想像する以上の評価を受けておりますので、そうすれば、国はふるさと納税に関しましても、それからいろんなサテライトオフィス事業に関しましても、伊仙町にいろんな有利な事業を推薦していただいておりますので、そのことを、情報をもっともっと集めて、皆さん方にもしっかりと説明をしていきたいと思えます。

○5番（清 平二君）

子供がふえていくと、町長は考えているようですけども、あと5、6年したら、各学校に児童数がない学級が何校か出てきます。そうすると、この地域の方々、出身者、もし私であれば、子供がいないから、3年生に私の子供1人入れるとしたら、非常にこの学校に行く勇気が要ります。1人の学校、学級に友達もいない、そういう実情になってきたら、今子供を持っている若い人たちは非常に心配していると思えます。このゼロ学級をどうやってふやしていくのか、今のうちに手だてをして予算をふやして、足りなかったらどんどん予算をふやして、子供たちの学力を上げるということをしていかないと、後はもう7、8年後、なつては遅いのです。どうでしょうか。もし、仮に教育長先生の孫が1人の学級に入れるとしたらどう思いますか。孫を1人の学級しかないからそこに入れるとなれば、どういうぐあいに感じますか。

○教育長（大山惣二郎君）

仮定でははっきりした答えは出せませんが、しかし小さな学校でもそれなりの努力をしております。その結果も出しています。と言いますのは、学力の数値を見てもそれを証明しておりますので、

特段偏見は持っておりません。

○5番（清 平二君）

出身者の方に聞いてみますと、もう自分も集落に帰らないといけないけども、その学級がいないと、友達がいらないという悩みを持っている方もいるわけです。だから、そういう悩みを持っている方々をどうやって解決していくのか、検討をしていただけたらなと思います。

やはり、集中から分散と言っても、学校がなくなると疲弊すると言いますが、やはり若者の気持ちを考えて、本当に勇気を持って町が発信していただきたいなと思います。

第一に、学力を上げること、そしてスポーツができること、人数がいなければスポーツもできない、野球の好きな子だったら9名いないとできない、こうなっていきますので、やっぱりその辺のところをしっかりと検証していただきたいと思います。中学校はもうまさに50人を切っています。

そして、今子育て支援課から私が母子手帳の発行数を見ましたけども、もうここ4年、30人、40人、今年は現在までのところ27件、これはあと3月までこの平均でいきますと40件を切る計算じゃないかなと思います。これは人の予測だからわかりません。このまま行くと、もうあと4、5年後やると出生数が40人を切る形になります。こういう対策をしっかりしていただきたいと思いますが、それについて町長はどう思うでしょうか。

○町長（大久保明君）

それに関しましては先ほど縷々かなり説明をしたと思いますので、議事録をしっかり読んでいただきたいと思います。

これは、私は先ほど申し上げたとおり、学校がなくなれば集落が急激に疲弊すると、統合して密な小学校にしますと、密の小学校は維持できても他の集落は人口が激減します。

そうすると、もう一つ、今小規模校の重要性が言われているのは、マンツーマンではないけれども、いろんな学力が平均していると、脱落する子供が少ないと。それから、野球チーム、サッカーチームは、今、もちろん中学生も町内で1チーム、小学生にとってみたら全ての伊仙町の例えば6年生はみんな同級生のように共同学習をしたりいろんな研修をしたりしている。この仕組みをやはりどうしたら維持できるかという建設的な考え方も必要だと思います。

もちろん、清議員の友達が何か学級1人だったら行きたくないというのは当然であります。しかし、今、阿権小とか鹿浦小、馬根小、糸木名小も子供たちがふえてまいりました。その子供たちをどのようにして誇りを持って学校に行かせるか、逆に誇りを持っているようにすら思いますので。

最後は、この3年間の出生数は母子手帳では減っておりますけども、これをこの倍ぐらいの子供たちにするために島に帰ってくるような政策を全知全能かけてやっていくということ为先ほど申し上げましたので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（清 平二君）

町外から子供たちが入ってくるということに全力をかけるということですので、ぜひ来年度の予算から教育委員は十分予算をかけて学力向上に、アップさせるように私は期待します。

次は、伊仙町一般会計の損失補填についてお尋ねします。

○町長（大久保明君）

この件に関しましては、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

清議員の質問にお答えをいたします。

今年3月の第1回定例会におきまして、徳之島ビジョン株式会社に指定管理者の指定が議決されました。議決に際しまして基本契約を締結し、家賃等の取り決めを年度協定により取り決めることを明文化いたしております。

議決後、4月に入り徳之島ビジョン株式会社の財務担当による百菜の財務状況の確認において、前経営者と申しましょうか、百菜が3月までに支払うべきお金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、長期借入金など1,853万2,000円の債務と申しましょうか、このお金の処理が必要になっており、今議会に補正予算として上程をいたしております。

○5番（清 平二君）

補填費ということですが、この百菜は民営ですか個人ですか、これは、経営は。

○議長（美島盛秀君）

民営と個人は一緒じゃないですか。法人か個人か、そういうことを聞かないといけないと思えますけども。

○5番（清 平二君）

失礼しました。この契約書の写しには組合とあります。何人組合しているかわかりませんが、組合長が原田真治ということになってはいますけども、やはりこれは組合といえば営利団体ですよ。

○経済課長（仲島正敏君）

すいません、質問の趣旨をもう一回お願いいたします。

○5番（清 平二君）

この組合は営利団体ですよ。公的機関ではないですよ。（発言する者あり）百菜（発言する者あり）今まで。

○経済課長（仲島正敏君）

一般の団体であると思います。

○5番（清 平二君）

この一般の団体に私たち伊仙町から1,853万2,000円、伊仙町の税金からこの組合にお金を出すとということですが、この根拠法令を教えてくださいと思います。

○議長（美島盛秀君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時30分

○議長（美島盛秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（清 平二君）

平成26年4月1日の百菜との契約書、21年の百菜との契約書、この中で21年の契約書の中に第13条、乙が委託業務を行うため使用する土地、施設及び機械の使用料は免除とする。2項、乙がこの施設で生じた利益あるいは損失については乙の責任で処理するものとする、21年の契約書はなっていますよね。それが、26年4月1日の契約書でここだけが何で削除されたのか。26年の契約書の中ではその契約事項がないのです、第2項が。何でそれが、それがあれば今回のことは起こらないわけ。これが何で削除されたのか、わかれば答えていただきたいです。

○経済課長（仲島正敏君）

まことに申し上げにくいのですけれども、26年4月1日当時、私は経済課のその任に当たっておりませんので、それはわかりません。

○5番（清 平二君）

ちゃんと責任を持って答弁してください。私はそのときいないからとかじゃなくて。やっぱり課長として引き継ぎをしたのだから。これはまた後で答えてください。ちょっと私にはそういう。

次に行きます。契約書、31年3月22日、徳之島ビジョン株式会社と契約をしております。この34条の中に、指定管理料の支払いについてうたっています。甲は本業務実施の対価として乙に対して指定管理料を支払うことができる。甲が乙に対して支払う指定管理料、その他の詳細については別途年度協定で定めるとあります。この指定管理料というのはどういうことでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらに関しましてはその条文に書いてあるとおりで、もしある場合は別途年度協定で定めるといことだと思えます。

○5番（清 平二君）

この中に、本業務実施の対価として。とあります。対価とは、調べてみたら、財産、労力など人に与え、また利用させる報酬として受け取るものとあります、これは。この次に、乙に対して指定管理料を支払うことができると。何か役場が徳之島ビジョンに対して指定管理料を支払うのですか、これは。

○副町長（稲 隆仁君）

この条文の内容は、例えば、今、液肥センターとかありますけれども、普通、指定管理制度を導入したときに、その施設の管理料として逆に普通は払うのですが、こちらの場合は営利がありますのでそういうことがないということであり、できるけれども年度協定においては、指定管理料は支払わないものとする。指定管理制度の中の一条文ということでもありますけれども、これについては性格的なものは今言ったような感じで施設を管理してもらった経費を支払うと、液肥センターが

今まさにそのとおりでありますけれども、そういうふうな状況での条文だと思います。

○5番（清 平二君）

これに対して、対価とかいろいろ非常に矛盾していることが書いてあります。これを再度ビジョンと契約をし直してこの項目を削除しないと、ビジョンからこの指定管理料を請求された場合はまた支払う義務が出てくると思います。その辺のところはできるでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

その点につきましては、疑義があるとき、あるいはまた色んな面において甲と乙と協議をし、締結できるというふうに文言にもうたわれており、またさらには年度協定書というものを年度ごとで取り交わすようになっておりますので、今改正というか、それについては可能だと思います。

○5番（清 平二君）

ぜひ、それを削除していただきたいと思います。用語の説明にも、これはページ数書いてありません。契約書の次、別紙1、指定管理料とは甲が乙に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいうとことですが、これも支払うのかもらうか、対価という意味と全く違うのです。この指定管理料は幾らなのか、支払うのか。指定管理料を支払う場合は幾ら支払いますか。

○副町長（稲 隆仁君）

お手元に資料として年度協定書があろうかと思っておりますけれども、その4条に年度ごとの指定管理料ということがありますが、基本協定第34条、今まさにその第1項でありますけれども、に定める指定管理料について甲は支払い義務を追わないということをうたっております。ただし、年度途中で必要と認める場合には甲と乙の協議の上これを定めることができる。第4条にうたっております。支払う義務を追わないということで。

○5番（清 平二君）

それは、31年度の指定管理料です。32年度以降になったらまたこれが出てくる可能性があるので、ぜひその指定管理料のこれももう一回削除して協定をし直していただきたいと思います。

あと、その上に第3条基本協定17条第2項に定める建物賃料については月額30万円とする。ただし、今年度分の支払いについては猶予するものとあります。これは、私たち議会、委員会室において説明したときは契約時に説明すると言いましたけれども、何で本年度をこれ30万猶予したのか、この理由をお伺いします。

○副町長（稲 隆仁君）

3条の基本協定第17条第2項に定める建物賃料について月額30万円とすると。ただし、本年度分の支払いについては猶予するものとすると。これにつきましては、平成31年3月31日をもって前百葉が期間満了ということで4月1日から継続するわけでありまして、運転資金となる上に、また前年度の台風の被害等の施設改良等、運転資金がない中での家賃収入はいかなるものかという協議がありましたので、今年度分については猶予するものとするとうたったわけでありまして。

ただし、契約が5年でございます。年度ごとの契約の中で、一応我々としても今年度分の月額30

万円を賃料として支払っていただくようには申し伝えているところであります。32年度以降の月額30万がまた協議できるものと思っております。

○5番（清 平二君）

どうも、この協定書を私が見てみますと、その指定管理料は町が支払い、家賃は30万円もらう、あるいは指定管理料を30万円にして家賃をもらう、ただにしてやるということではないわけですよね。指定管理料を払うという、これは削除しますということですよ。指定管理料は、この業務協定書の中からは、指定管理料というところは文言を全部削除するというところでよろしいでしょうか。

○副町長（稲 隆仁君）

この点につきましては、甲と乙とで協議が必要ということでもありますので、断言はできませんけれども乙と協議をしてこの文言を消すのか、あるいは先ほど第4条にうたっておりますけれども、甲は支払い義務を追わないと、役場は支払い義務を負わないという文言で補うか、乙と協議をしてまいりたいと思います。

いずれにしても、支払うということにはならないと思います。

○5番（清 平二君）

やはり民間団体と協定をやるので、もし何かあって裁判沙汰でもなったら、この文言書で請求されてきたら私たち伊仙町は支払いをしなければならないような文言書ですので、はっきりとこの指定管理料は削除することということで協議するというのを私ははっきり言ってもらいたいと思いますけれども。

○議長（美島盛秀君）

町長と契約しているから町長に今の答弁を。（発言する者あり）それができるかどうか。（発言する者あり）契約者は町長だから。（発言する者あり）

○副町長（稲 隆仁君）

基本協定書の第52条をごらんいただきたいと思いますが。

本業務に関し本業務の前提条件や内容を変更したときまたは特別な事情が生じたときは、甲と乙は協議の上、本協定に定める事項を変更することができるとうたっておりますので、乙と協議をしてそのような方向で協議していきたいと思っております。

○議長（美島盛秀君）

町長に確認しなくていいですか。

○町長（大久保明君）

このことは、私たちも百菜の経営を今後どうしていくかということでビジョンといろいろ協議をしております。その中で、考えて考えた末の結論でありますので、町でこのまま運営していった不透明な状況でいくよりもここでビジョンと協議をして指定管理者にしていきながらこの百菜をどのように拡大、発展させていくかという大前提のもとでのぎりぎりの協議でございましたので、今後ともそのときそのときに協議をしていくことは当然やっておりますので、これを、今後、今ビ

ジョンの戦略もいろいろ描いておりますけど、そう簡単にはできないような状況でもありますので、これをほーらい館も含めて私たちは町の発展のために過去のいろんなあらゆることを清算して新たに生み出してつくり生まれ変わっていくという状況での今のそういう状況でございますので、しっかりと協議をしてみたいと思います。

○5番（清 平二君）

今、百菜が赤字になっていて町の税金から補填するという非常に法的根拠もなく出ていますけども、やはりこれに対して私たち議会としてもきちっとしていかないと、この組合がこういうぐあいになれば今後も他の組合あるいは個人的なものから言われたら私たちは答えようがありません。そのようなところをしっかりと受けとめてこれをやっていただきたいと思います。

次の質問に移りますけども、次は決算報告書についてお尋ねします。

○議長（美島盛秀君）

清君をお願いします。通告がされておられませんので。

○5番（清 平二君）

予算の1,853万2,000円、補正予算化されています。これは。

○議長（美島盛秀君）

その件については先ほどお願いをした予算書の中に出てきますので、そこで答えるということを書いておきますので、あしたの予算。

○5番（清 平二君）

予算書の中で一問一答したら、もう3回したら答えられないと言われたらできないんじゃないですか。

○議長（美島盛秀君）

いや、そこは特別に私が許しますので。

○5番（清 平二君）

特別認めるのですか。

○議長（美島盛秀君）

はい、認めます。

○5番（清 平二君）

あと、また、これは百菜についてですので、百菜について私は質問しているわけです。百菜以外のものじゃないのです。

よく、この決算書を見て、毎年決算書が出ていますけども、やはり負債総額が3,869万195円になっております。これは、今年の3月31日。この10年間、これが決算書に出ていたと思うのですけども、早目早目に町当局が指導していたらこんなに大きな額は出ないと思います。

そういうことで、あしたの予算書の中で私に質問してくださいということでもありますので、これに対して3問で打ち切るということじゃなくて、一問一答であると議長は約束するのであれば、私

の質問はこれで終わります。

○議長（美島盛秀君）

2番は要らんの。備品問題。

○5番（清 平二君）

備品は、台帳をしっかりとらっておりますので、これを精査して保存するように、両方。

以上で私の質問を終わります。

○議長（美島盛秀君）

これで、清君の一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了しました。

これで、散会をいたします。

次の議会は12月12日9時より議運を行いますのでよろしくお願いいたします。

5時から全員協議会を行いますので、委員会室にお願いいたします。

散 会 午後 4時47分

令和元年第4回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和元年12月12日

令和元年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

令和元年12月12日（木曜日） 午後2時07分 開議

1. 議事日程（第3号）

○追加日程第1 議長の辞職について

○追加日程第2 議長の選挙

○日程第1 議案第56号 30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約（補足説明～採決）

○日程第2 議案第57号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更（補足説明～採決）

○日程第3 議案第58号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）

○日程第4 議案第59号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）

○日程第5 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）

○日程第6 議案第61号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）

○日程第7 議案第62号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（補足説明～採決）

○日程第8 議案第63号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）（補足説明～採決）

○日程第9 議案第64号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）

○日程第10 議案第65号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）

○日程第11 議案第66号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（補足説明～採決）

○日程第12 議案第67号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）

○日程第13 議案第68号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）

○日程第14 議案第69号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）（補足説明～採決）

○追加日程第3 議案第70号 平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事

○日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 穂 浩一 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	副町長	稲 隆 仁 君
総務課長	池田 俊博 君	未来創生課長	久保 等 君
くらし支援課長	名古 健二 君	子育て支援課長	福司 銀二郎 君
地域福祉課長	澤 佐和子 君	経済課長	仲島 正敏 君
建設課長	松田 博樹 君	耕地課長	上木 正人 君
きゅらまち観光課長	佐藤 光利 君	水道課長	福島 隆也 君
農委事務局長	元田 健視 君	教育長	大山 惣二郎 君
教委総務課長	水本 齐 君	社会教育課長	稲田 良和 君
学校給セ所長	伊藤 勝徳 君	健康増進課長	重村 浩次 君
選挙管理委員会書記長	喜 昭也 君	総務課長補佐	寶 永英樹 君

△開 会（開議） 午後 2時07分

○議長（美島盛秀君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日行われました議会運営委員会において、12月10日の諮問第3号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについての報告の中で、「今後こういうことにかかわらないということを条件にして認めるということに決しました」との発言をいたしました。これを「今後こういうことにかかわらない方を推薦するほうが望ましいとの委員からの意見もありました」、このことについて議事録を訂正することに決定いたしましたので、お知らせをいたします。

△ 追加日程第1 議長の辞職について

○議長（美島盛秀君）

本日、副議長に議長職の辞職を申し出ました。

お諮りします。私の議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（美島盛秀君）

起立多数です。したがって、議長の辞職についてを日程に追加することは、可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

[議長交代]

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○副議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここからは議長にかわり、副議長が議事を進行いたします。

追加日程第1 伊仙町議会議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、議長、美島議員の退場を求めます。退場してください。

[議長 美島盛秀君 退場]

○副議長（福留達也君）

これから議長の辞職についてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（福留達也君）

ただいまの出席議員は、副議長を除き12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に杉山 肇君、牧本和英君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（福留達也君）

念のため申し上げます。賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票の場合は、否とみなします。

また、可否同数の場合は、副議長で採決いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福留達也君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（福留達也君）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	杉山	肇議員	2 番	牧本	和英議員
3 番	西	彦二議員	4 番	佐田	元議員
5 番	清	平二議員	6 番	岡林	剛也議員
7 番	牧	徳久議員	8 番	上木	千恵造議員
9 番	永田	誠議員	1 1 番	前	徹志議員
1 2 番	明石	秀雄議員	1 3 番	樺山	一議員

○副議長（福留達也君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福留達也君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

杉山 肇君、牧本和英君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（福留達也君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成12票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議長の辞職については、可決されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（福留達也君）

ここで美島前議長にご挨拶いただいて休憩に入りたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

こんにちは。議会の同士の同僚の皆さん、そして執行部の皆さん、今回の議長辞職に伴いまして、皆さんには多大なご心配と、またご迷惑をおかけいたしましたことを心からおわびを申し上げます。

また、町民の皆さんに平成30年度の選挙で当選をさせていただき、その翌月の2月には議長という大役を推挙されました。非常に喜んで、今後伊仙町のために議会が一体となり、また執行部との車の両輪的役割を果たせると、自信を持って臨んだ議長でありますけれども、しかしながら、議長に就任して以来、いろいろな問題が出てまいりまして、非常に残念な思いをしながら、ここ1年と10カ月、議長として続けてまいりました。

しかしながら、これからの今の執行部のあり方、あるいは私が議会改革を目指して頑張ってまいりましたけれども、私の議長である以上は、果たしてそれが今後議会改革を初め、伊仙町の発展のためにつながるのかなという思い等が日々増してまいりまして、なかなか思う議会運営が私のもとではできないという気持ちに達しまして、今日辞表を出させていただきました。

また、さらには今回の小中学校の工事案件についても、何か疑義があるような感じがいたしまして、これらのことをしっかりと今後一議員として、13名の皆さんと一緒に今後伊仙町発展のために、町民の皆さんの役に立つ議員として頑張りたいと思っておりますので、どうかご理解をいただきますことを心からお願いを申し上げます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（福留達也君）

美島議長、どうもありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 3時44分

○副議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 追加日程第2 議長の選挙

○副議長（福留達也君）

追加日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○副議長（福留達也君）

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西 彦二君、佐田 元君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（福留達也君）

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福留達也君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○副議長（福留達也君）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	杉山	肇議員	2 番	牧本	和英議員
3 番	西	彦二議員	4 番	佐田	元議員
5 番	清	平二議員	6 番	岡林	剛也議員
7 番	牧	徳久議員	8 番	上木千恵造	議員
9 番	永田	誠議員	10 番	福留	達也議員
11 番	前	徹志議員	12 番	明石	秀雄議員
13 番	樺山	一議員	14 番	美島	盛秀議員

○副議長（福留達也君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（福留達也君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

西彦二君、佐田元君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（福留達也君）

投票の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、明石秀雄君11票、福留達也君3票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、明石秀雄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（福留達也君）

ただいま当選されました明石秀雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで議長に当選されました明石秀雄議員から議長の当選の挨拶をいただきます。

それでは、ご登壇ください。

○議長（明石秀雄君）

皆さん、こんにちは。先ほどの議長選挙において当選させていただきました明石秀雄でございます。どうぞよろしく願いいたします。何分とも力不足の点、多々自分で認めておりますけれども、

残る期間を精いっぱい伊仙町のために頑張りたいと思います。私の人生で最高の栄誉になろうかと思ひます。自衛隊で2年、役場臨時職員が2年、職員が26年、その後、伊仙町議会議員として3期目10年であります。残る2年間一生懸命頑張りますので、どうぞご指導よろしくお願ひします。(拍手)

○副議長(福留達也君)

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時15分

○議長(明石秀雄君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第1 議案第56号 30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約

○議長(明石秀雄君)

日程第1 議案第56号、30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約についてを議題とします。

補足説明があれば許します。

○建設課長(松田博樹君)

それでは、補足説明をいたします。

工事名、30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川、工事場所、大島郡伊仙町阿三地内、変更契約増額分758万円、変更後契約額7,133万円、契約相手方、鹿児島県大島郡伊仙町伊仙2968番地、樺山工業株式会社、代表取締役樺山武一。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(明石秀雄君)

議案第56号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第56号、30災第290号河川災害復旧工事鹿浦川請負変更契約は、可決することに決定しました。

△ 日程第2 議案第57号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更

○議長（明石秀雄君）

日程第2 議案第57号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について議題といたします。
補足説明があれば、これを許します。

○未来創生課長（久保 等君）

議案第57号について補足説明いたします。

伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、別表がついておりますが、そこに下線を引いてある部分が新規となります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第57号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

議案第57号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について質疑をいたします。

この過疎計画とは、この計画に基づく事業について、財政上の支援措置を受けることができると思いますが、これは5年分できているわけですが、新規で今やっている事業、例えばこの東部保育所とかのっておりますけども、新規で、その着工している事業とかにも、これは財政支援措置を受けることができるのか、お伺いします。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

お答えいたします。

これは受けることができるというふうになっております。

○6番（岡林剛也君）

じゃ、後づけでも大丈夫ということですか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

はい。

○6番（岡林剛也君）

はい、わかりました。

それでは、先日、町長がハーベスター料金の1 t当たり1,000円の補助を来年の当初予算で計上すると明言されたわけでありましたが、これを来年1回だけではなく、今度また33年から37年のこの

5カ年の計画にも、これを明記して補助していくということは考えられませんか。

○総務課長（池田俊博君）

この過疎計画は、これが32年度で終了ということで、33年度からの分に関しては、また令和3年度の5カ年計画というのを作成、またいたします。この町長の答弁の助成金ですか、その部分に関しては、ソフト事業ということもありますが、でき得るなら制度設計をして、その補助ができるような形で、過疎計画のほうにはのせてまいりたいと思っています。

○6番（岡林剛也君）

町長、総務課長はこう申しておりますけども、町長の考えはいかがですか。

○町長（大久保明君）

これは昨日も申し上げたとおり、これから農業は交付金の制度上厳しい中で、農家の方々の意欲をもっともって上げていこうということで、これは継続をしていかなければなりません。

今日の新聞にも載っておりますし、来年度予算で伊仙町は継続してどんどんやっていくと、このことは他の町にも農家の方々、行政のほうに要望していくことになるわけでありますので、そういった形で、今バレイショの価格は、以前みたいに上がることは非常に厳しい状況の中で、サトウキビ産業がいま一度元気を取り戻していくためにも、農家の方々の意欲が継続するためにも、これは継続をしていく必要があると思います。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次に、10ページ、下のほう、伊仙町サテライトオフィス建設事業、30年から32年まで3,000万、2,000万、2,000万となっていますけども、この計画は今どうなっていますでしょうか、またどのような計画でしょうか。

○未来創生課長（久保 等君）

この計画であります、当初町有施設、面縄保育所がまた次年度から開く予定であったり、鹿浦の幼稚園、旧幼稚園、それが空いて、またサテライト事業等を実施できないかということで計画を立てていたのですが、今回某企業が伊仙町に他の町有施設でないところを利用したサテライトオフィス事業とかできないかというところで計画を立てていまして、その計画も加味しながら進めていきたいというふうに考えております。

○6番（岡林剛也君）

空いている町有施設を利用してやっていく予定だったが、民間施設とかも改修しながらやっていきたいという計画ですか。

○未来創生課長（久保 等君）

はい、そのように考えております。その際、もし民間のほうで全部計画が立てられるのであれば、この過疎債を使わずに進めていけたらというふうにも考えております。

○6番（岡林剛也君）

はい、わかりました。

次に、この16ページ、光伝送路施設保守委託事業、これ今1,200万ぐらいで委託していると思うんですけども、これが来年度は、この2,700万になっているんですが、これが増額されている理由をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

この事業計画のほうが平成の26年に計画をさせていただきます。平成26年のときに2,700万を5カ年ずっとやっているということで、そして今年度、31年度においては、それが1,237万2,000円でできたと、次年度においても、多分このままの金額で、1,237万2,000円という形で契約ができるものと思っています。

○6番（岡林剛也君）

はい、わかりました。

続いて、9ページの鳥獣被害対策実践事業、これがまた大幅に増額、来年度されていますけども、この理由をお願いします。

○経済課長（仲島正敏君）

今年度もイノシシの被害がたくさんあるということで、こちらでイノシシの捕獲駆除のための費用だと思っております。

○6番（岡林剛也君）

イノシシの被害が今大変なことになっておりますけども、そのための費用をこれで計画しているということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

はい。イノシシの被害を駆除するための費用です。

○6番（岡林剛也君）

わかりました。

次に、18ページ、義務教育就学医療費補助事業というのがありまして、今年度は300万組まれていますけども、来年度がのっていないんです。これは、来年度からはやる予定がないということですか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

これは来年度もやる予定でおります。

○6番（岡林剛也君）

この医療費助成は、ここに来年度も明記して、その次からもずっと載せたほうが良いと思うんですけども、そういう予定はないんでしょうか。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

また、財務と協議をしながら、どちらのほうが良いかというようなことを検討していきたいと思

います。

○6番（岡林剛也君）

終わります。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第57号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第58号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議長（明石秀雄君）

日程第3 議案第58号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長（名古健二君）

議案第58号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

この条例は、令和元年12月14日から、旧氏が印鑑証明に記載されるという一部改正であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第58号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第58号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第59号 伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（明石秀雄君）

日程第4 議案第59号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○農委事務局長（元田健視君）

伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

伊仙町報酬の別表中、農業委員会会長及び農業委員会委員、農地最適化推進委員の能率給2万円を削るものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第59号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第59号、伊仙町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第60号 伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（明石秀雄君）

日程第5 議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

令和元年度人事院勧告に基づき、職員の給与等について改正するものであります。

改正のポイントとして、まず給与に関して、民間事業所における賃金引き上げの動きを反映し、平成31年4月分の民間給与との格差、平均387円、率にいたしまして0.09%を埋めるために初任給及び若年層の俸給月額を引き上げる内容であります。

次に、期末勤勉手当においても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当を4.45月から4.5月に改正するものであります。

さらに、職員手当等における住居手当を民間等の状況等を踏まえ改正するものであります。

施行期日は、給与、勤勉手当の改正は、平成31年4月1日から適用、住居手当の改正は、令和2年4月1日からの施行となります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第60号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第60号、伊仙町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第61号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（明石秀雄君）

日程第6 議案第61号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

議案第61号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

この条例における別表第1の給料の表が伊仙町職員の給与に関する条例に連動する形で設定されているため、今回の人事院勧告に基づき改正を行うものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第61号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第61号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第62号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（明石秀雄君）

日程第7 議案第62号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について議題といたします。
補足説明があれば、これを許します。

○くらし支援課長（名古健二君）

議案第62号、伊仙町税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。
法律改正に合わせての改正と法規定の新設に合わせての提案であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第62号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第62号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第63号 令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）

○議長（明石秀雄君）

日程第8 議案第63号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（池田俊博君）

それでは、議案第63号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額60億4,429万8,000円に歳入歳出それぞれ1億4,054万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億8,484万3,000円とするものであります。

予算書6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入についてご説明いたします。

1款町税、補正前の額3億1,154万3,000円に軽自動車税滞納繰越分50万円を増額し、3億1,204万3,000円とするものであります。

8款地方特例交付金、補正前の額157万3,000円に子ども・子育て支援臨時交付金の新設により85万5,000円を増額し、242万8,000円とするものであります。

11款分担金及び負担金、補正前の額6,782万4,000円から幼稚園負担金、社会保険料個人負担金209万1,000円を減額し、6,573万3,000円とするものであります。

13款国庫支出金、補正前の額9億4,198万4,000円に159万1,000円を増額し、9億4,357万5,000円とするものであります。主なものとして、国庫負担金において農林水産施設災害復旧費負担金、幼稚園負担金の増、国民健康保険基盤安定負担金の減、また国庫補助金においては、地域生活支援事業補助金の増、公営住宅整備事業、小中学校補助金、プレミアム付商品券事業費の減、国庫委託金において、参議院議員選挙委託費確定による減であります。

14款県支出金、補正前の額4億9,883万7,000円に1,364万8,000円を増額し、5億1,248万5,000円とするものであります。主なものとして、県負担金において、国民健康保険基盤安定負担金、幼稚園費負担金の増、後期高齢者医療特別会計基盤安定負担金の減、県補助金で、地域生活支援事業、奄美群島防災関連施設整備事業の増、離島漁業再生支援事業の減、県委託金で、県議会議員選挙費の確定、畑総事業に伴う遺跡発掘調査関連事業の減等によるものであります。

17款繰入金、補正前の額1億4,525万5,000円に介護保険特別会計繰入金、財政調整基金繰入金、きばらでえ伊仙応援基金繰り入れ1億2,884万6,000円を増額し、2億7,410万1,000円とするものであります。

19款諸収入、補正前の額5,737万1,000円に24万6,000円を増額し、5,761万7,000円とするものであります。

20款町債、補正前の額4億8,910万3,000円から305万円を減額し、4億8,605万3,000円とするものであります。主なものとして、過疎債において、サトウキビ増産推進事業、学校IT環境整備事業、公営住宅施設整備事業債において、事業費の減、緊急防災・減災事業債、奄美群島防災関連施設整備事業、避難所施設改修事業の新規計上、農林水産業施設災害復旧事業等によるものであります。

歳入合計、60億4,429万8,000円に1億4,054万5,000円を増額し、61億8,484万3,000円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書は7ページでございます。

1款議会費、補正前の額9,057万9,000円に24万3,000円を増額し、9,082万2,000円とするものであります。

2款総務費、補正前の額9億3,691万4,000円に9,142万6,000円を増額し、10億2,834万円とするものであります。主なものとして、総務一般管理費、庁舎用地購入費、企画費、地方公共交通特別対策事業、さらに伊丹—徳之島空港路線臨時直行便就航記念事業、移住就業企業支援事業、企業誘致対策事業、きばらでえ伊仙応援基金事業、ほーらい館運営繰り出し等によるものであります。

3款民生費、補正前の額16億4,130万8,000円に744万6,000円を増額し、16億4,875万4,000円とするものであります。主なものとして、老人福祉費の事業費組みかえ、後期高齢者医療特別会計基盤安定繰り出し、障害者福祉費、地域生活支援事業補助、子育て支援事業費、プレミアム付商品券発行事業費等によるものであります。

4款衛生費、補正前の額5億2,971万円から262万9,000円を減額し、5億2,708万1,000円とするものであります。主なものとして、人件費、徳之島愛ランド広域連合負担金、上水道事業会計、簡易水道事業特別会計繰り出し等によるものであります。

5款農林水産業費、補正前の額7億162万2,000円に2,454万1,000円を増額し、7億2,616万3,000円とするものであります。主なものとして、人件費、農業費の直売所白菜損失補填、サトウキビ増産推進事業、青果物安定化協会負担、農業担い手育成確保事業、過年度分県支出金、超過受入返還金、農業支援センター運営費、農地費において、農道維持補修費、林業費において、松くい虫伐倒駆除委託費、水産業費において、離島漁業再生支援事業補助等によるものであります。

6款商工費、補正前の額5,600万3,000円に農林水産物等輸送コスト支援事業53万2,000円を増額し、5,653万5,000円とするものであります。

7款土木費、補正前の額4億9,155万8,000円から932万3,000円を減額し、4億8,223万5,000円とするものであります。主なものとして、人件費、道路維持管理経費、公営住宅建設事業等によるものであります。

8款消防費、補正前の額1億4,458万円に奄美群島防災関連施設整備事業、避難所施設改修3,400万円を増額し、1億7,858万円とするものであります。

9款教育費、補正前の額5億5,621万7,000円から687万1,000円を減額し、5億4,934万6,000円とするものであります。主なものとして、人件費、学力向上プログラム、学校IT環境整備事業、小学校修繕費、私立幼稚園運営費負担、子供のための施設等利用負担、各種スポーツ大会出場補助金、畑総事業に係る遺跡発掘調査関係事業、給食センター運営費等によるものであります。

10款災害復旧費、補正前の額4,214万7,000円に農地災害復旧費118万円を増額し、4,332万7,000円とするものであります。

歳出合計60億4,429万8,000円に1億4,054万5,000円を増額し、61億8,484万3,000円とするものであります。

次に、予算書5ページをお開きください。

第2表、地方債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額3億2,120万円を3億1,280万円とするものであります。

3、公営住宅施設整備事業債、限度額800万円をゼロ円とするものであります。

7、災害復旧事業債、限度額770万円を745万円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

新規計上として、4、緊急防災・減災事業債、限度額1,360万円、起債の方法、証書借入れ、または証券発行、利率3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金については、その貸付条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰り上げ償還をすることがある。

以上、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について補足説明をいたしました。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第63号について質疑を行います。

○5番（清平二君）

ページ12ページ、これは庁舎購入の土地購入と承知しておりますが、8,650万円出ていますけれども、この土地購入費、これは今後購入によって変更があるのかどうか、これだけで購入できるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（池田俊博君）

一応この金額内において、土地を購入する考えでございます。

○5番（清平二君）

役場が買うからといって、これからむやみやたらに土地の購入の金額を上げないようにしていただきたいと思っております。

その次に、ページ13ページ、伊丹―徳之島発空港臨時便が254万出ていますけれども、これは伊仙町出身者だけの往復なのか、大体何名ぐらいを予想しているのか、今申し込まれている段階なのか、お尋ねします。

○未来創生課長（久保等君）

ただいまの質問にお答えします。

この伊丹―徳之島空港直行便の就航記念助成負担金なんですが、これは伊仙町民に限らず、利用者全てに対して全席100%埋まった状態で、3町で案分というか、3町でその全額を3等分した金額になります。

それと、島内であっても、島外、例えば大阪にいる方が利用しても同じような補助を受けられるということになっております。

○5番（清 平二君）

254万というのは3町それぞれ平等ですか、こういう負担金等は何か基準を設けてしないと、不公平が出てくるんじゃないかなと思いますので、何か人口割でもいいし、3町でそれぞれ人口割などしないと、人口の多いところは非常に負担が少なくて済むし、伊仙、天城は、人口が徳之島町と比べたら少ないので、今後負担する場合は、そういう人口割等を考慮して出させていただきたいと思いますが、そういうことは検討しなかったのかどうか。

○未来創生課長（久保 等君）

先ほどもお答えしたように、どこの人がどれぐらい利用するかというのは人口割でも出しづらい、大阪に住んでいる方の出身がどこであるとか、そういうもので、今回これを利用するというところを見通すことができないということで、3町でそれぞれ同額の申請をしているところでもあります。

今、伊丹—徳之島の31日、それから徳之島—伊丹の1月3日は、搭乗率が100%、それからその逆が31日、徳之島—伊丹というのが70%、これが11月の10日現在の数字ですので、現在はちょっと上がっていると思うんですが、73%、1月3日の伊丹—徳之島が68%という今の予約率でありました。

○5番（清 平二君）

3町でいろいろする場合がありますけども、これは負担割合を必ず考慮していただけるように、今現在、クリーンセンターもそうですけども、人口割でしている場合がありますので、こういうのは実績割合とか、こういうものに変更していただくためにも、伊仙町が少しでも出費を少なくする、経費を少なくするというのを考慮して、予算を組んでいただきたいと思います。

その下に、クレジットカード決済手数料220万とありますけども、これはどのぐらいのお金が入ってきて220万なのか、お尋ねします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

このクレジットカード決済手数料については、寄附金がアップしたのに対してする部分と、あと新しく「さとふる」という会社を使いまして、伊仙町のふるさと納税を伸ばそうということで、新規に契約した部分があります。その全て、この700万に対して220万ではなくて、新規に入るところがありますので、その手数料とかが入っております。

○5番（清 平二君）

それだけの効果があれば非常にいいと思いますけども、あと16ページ、老人福祉費の調査委託料と120万組んでありますけども、これは何の調査でしょうか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

高齢者福祉計画第8期の介護保険計画を来年策定しますので、それに伴うニーズ調査を今年度行っております。

○5番（清 平二君）

次は、20ページ、農業支援センター、ハウス用材料費50万組まれていますけども、この農業支援センターを50万組んで効果がどのくらいあるのか、どういうハウスを買うのか教えてほしいと思う。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらのほう、先般見ていただいたときに、トンネルで育苗をしていたのを育苗用の小さなハウス、6m、10mぐらいのハウスをつくりまして、そこで育苗したりとかする、また予定にしておるものの予算でございます。

効果につきましては、それをもとに、そこでいろいろな教室をするためのものをつくるということでございます。

○5番（清 平二君）

どのぐらいのハウスか、ちょっとわからないんですけども、この農業支援センターのいろいろな備品、あるいは施設等を見てみると、もうちょっと考慮する必要があると思いますけども、その辺のところは検討したのかどうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先般も議員の皆様にご覧いただきまして、いろいろとまた受けているところでございますので、毎週1回必ずミーティングをして検討はいたしております。

○5番（清 平二君）

次、21ページ、農林水産事業費の水産振興費、負担金補助及び交付金とありますけども、国、県のほうが609万円、三角で落ちています。当初予算が933万5,000円、国、県の609万円が落ちて445万5,000円が残っています。これはどういうことをする事業でしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

先日、牧議員の一般質問でもありましたとおりに、こちらのほう、現在、浮き漁礁の部材を2年前に購入をして、設置がなされていないものを、その残りの部分の購入をして、年度内に完成させ、活用を図るよという指示がございましたので、そちら漁礁設置用の費用でございます。

○5番（清 平二君）

国、県の補助金が落ちたら、一応こういうものは市町村の負担割合、一般財源とか、この割合も一応全部落として、新たに予算を組んで、私たちにわかりやすいようにしていただきたいと思えます。今のこの予算を見たら、非常にどうして考えたらいいのかなということ、わかりづらいので、予算を立てるのであれば、新しく予算を立てる。国、県の補助金が落ちたら、この事業は、国、県の補助金が落ちたので、一般財源を落とします。新たに、また一般財源として組み替えて、こういうことをしますよということ、今後示してほしいと思えます。

次、23ページの防災まちづくり事業3,000万円組んでいますけども、これはどういう事業でしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

この事業は、奄美群島の振興開発推進交付金を活用し、公民館を避難所施設として活用するために改修する事業でございます。場所としては、老人福祉施設の河地公民館と、あと阿権の老人福祉会館ですか、この2カ所を計画してございます。

○5番（清 平二君）

河地と阿権ということですが、年度末、12月になってこの補正予算が出てきて、年度内で完結にできるように進めていただきたいと思いますので、お願いいたします。

以上で終わります。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑ございませんか。

○13番（樺山 一君）

令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について質疑をします。

今、清議員からもありました13ページ、企画費、節18備品購入費の説明をお願いいたします。

○未来創生課長（久保 等君）

ただいまの質問にお答えします。

今使用している視察時とかに使うプロジェクター、それからスクリーン、それを購入して約10年ほどたつて、映像が映りづらいという問題と、あと未来創生課で使用しているプリンター、これが今故障してしまっていて、この故障の修理が結構かかるということで、そのプロジェクター、スクリーン、それからプリンターの備品購入というふうになっております。

○13番（樺山 一君）

次に、節19負担金、伊丹、徳之島空港間の片道の補助金はこれですか。それと下の移住就業・起業支援事業補助金についての説明も求めます。

○未来創生課長（久保 等君）

伊丹、徳之島の直行便の負担金なんですが、大人で片道2万円、それから12歳以下の子供さんに対しては片道1万円というふうな負担金にするという計画になっております。

それから、その下の移住就業・起業支援事業の補助金なんですが、これは東京23区にお住まいの方で、それか近辺都市部に住まいをして東京23区に仕事についている方、それが5年以上その経験があるという方が伊仙町に移住した際に、この100万という想定は、夫婦1組という想定で今回上げております。この財源としましては、国が4分の2、県が4分の1、町で4分の1という補助金であります。

○13番（樺山 一君）

今、100万円予算化されていますが、移住する方が現在いらっしゃる予定ですか。

○未来創生課長（久保 等君）

これを上げておかないと、また支払うこともできないんですが、この3月までに実績が上がると

いうようでしたら、令和2年度でその分を申請してもいいということになっていますので、これは1組申請してあるところであります。増加分に対しては次年度予算で対応するというようになっております。

○13番（樺山 一君）

16ページ、款3民生費項1社会福祉費目2社会福祉施設費の節11需用費、修繕費が32万6,000円含まれていますが、今これは僻地保育所の修繕費ですか。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

この修繕につきましては生活館の修繕費でして、木之香生活館のトイレ改修の修繕費と、みらい館の街灯の修繕費になっています。

○13番（樺山 一君）

間違えました。下の目2の僻地保育所費のその修繕費、今、面縄のほうに面縄保育所というのをつくっておりますけど、なぜ修繕するところが今あるのか、説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（福司銀二郎君）

これは古里保育所の浄化槽の修繕費であります。確かにおっしゃるとおり、保育所としてはもうこの3月31日までなのですが、今現在まだ使っている子供さんがいらっしゃるということと、それから、またこの後もうこれを完全に潰すというわけではなくて、また後の利用というようなことも考えると、やはりトイレはきれいにしておいたほうが良いということで組んでおります。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

ページ20、款5農林水産業費、先ほど清議員からも質疑があった農業支援センターハウス材料費50万組まれていますが、どれぐらいの規模のハウスでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

6mの10mって聞いております。

○13番（樺山 一君）

わかりました。

先ほど清議員からもありました農林水産業費の離島漁業水産振興費、これは結局我々が、今、清議員からの指摘もあったんですが、もちろんこれは浮魚礁のアンカーということでしたけど、これ一目で見れば幾らかかるのかが全然わからない、やはりいろいろ計算せんとね。本当にこの離島漁業の負担金が使えないわけですので、それを全部落として、一般財源も全て落として結局は使えないので、そのアンカーを打つために一般財源を120万追加している、121万、だからこれが一般財源でこれが幾らかかるのかが一目瞭然でわからない予算書になっていると思いますので、離島その負担金は皆落として、一般財源から全て落として、それから一般財源町単事業で予算化するような形でしないと、一目で見たら全然これはわからないと思いますよ。ぜひちょっと我々にも優しい予算書のつくり方をしていただきたいと思います。

次に23ページ、款9教育費項1教育総務費目4スクールソーシャルワーカー活用事業費、費用弁償で3万9,000円落ちています。なぜ落ちているのか、そしてこのスクールソーシャルワーカーっていうのはどういうのか、詳細に説明をお願いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの旅費につきましては、実績で落としてあります。この方の活動といたしましては、各学校の児童生徒また親御さんとかの相談に乗る事業を行っております。

○13番（樺山 一君）

この予算を見れば、当初で7万8,000円、3万9,000円の倍、旅費、費用弁償で組んでいました。あと1回、旅費は残っているわけですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

1回は行っております、2回の旅費を組んでおりましたが、1回分は支払われております。

○13番（樺山 一君）

なぜ落としたのか。私が聞いている範囲で、その旅費を認めなかったという話も聞いております。それが、このスクールソーシャルワーカーの方にその研修旅費を認めなかったという話も聞いているんですが、これは行かなかったのか、そして自費で行っているという話もありますけど、それはどうですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

2回の研修でございましたが、1回目は役場のほうから支給しております。2回目は自費で行ったということを聞いております。

○13番（樺山 一君）

だから、役場が認めないから自費で行ったというわけでしょう。

○教委総務課長（水本 齊君）

1回は役場の旅費で支払われておりますが、2回目の分、2回とも公費でということではなかったということでございます。

○13番（樺山 一君）

どれが本当かわからないんですけど、このスクールソーシャルワーカーっていうのは、今、子供の貧困とかそういうのが問題になっていますので、やはり必要な事業ですので、そういう勉強会等をなぜ認めなかったのか、それは私わかりませんよ。当初予算で予算化して認めない、やはりそういうことがないように、ぜひ平等に、そして町民総参加のまちづくりですから、それをぜひしていただきたい。

私の質疑を以上で終わります。

○議長（明石秀雄君）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第9条2項の規定により、会期日程のとおり議事進行を

行うため、あらかじめ延長します。

他に質疑はありませんか。

○14番（美島盛秀君）

令和元年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

12ページ、総務費目1の一般管理費節の17公有財産購入費、この目的をお尋ねいたします。

○総務課長（池田俊博君）

目的は、今の伊仙町庁舎建設のために、現役場の南側に庁舎の用地を購入する計画を立てているものであります。

○14番（美島盛秀君）

庁舎を建築するための用地ということによろしいかと思えますけれども、この庁舎を建てるにおいては、去年、新庁舎建設検討委員会が立ち上がりまして、場所を農高跡地というような説明があり、全町民、農高跡地ということ、今、伺っております。私も農高跡地ということ考えております。

その農高跡地から、いつ、今の隣に移転する場所を変えたかの住民説明会を行ったのか、お尋ねいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

以前に全協でもご説明申し上げたと思えますけれども、昨年度行った調査が、伊仙町庁舎整備基本構想と基本計画並びに徳之島農業高校跡地利活用ということで、アンケート調査並びに意向調査等を行ったわけでありまして、このときでも、確かに流れ的に農高跡地に学習支援センターを建設予定ということ等を計画していたわけでありまして、そして、その流れとして、庁舎もその位置のほうがいいのではないかということ等のアンケートをとったわけでありまして、農高跡地に決定したということは、誰も決定はしておりません。今みたいに、そのアンケート調査等を含めて総合的な計画を立てようということでありまして、農高跡地に決定したという事実はございません。

○14番（美島盛秀君）

町民は、そういう受けとめ方はしていないですよ。もう私も何人かに聞きましたけれども、農高跡地に新庁舎をつくるんだということしか、まだわかっていません。そうであれば、なぜ農高跡地から今の現地に、ゲートボール場の土地を購入する、この予算が計上される前に住民の理解が得られるようなことを説明しなかったのか。

それと当時、私、議長をやっております、この検討委員会が立ち上げられているようでありますけれども、中に議員が2人入っているということを知りまして、私もびっくりしたところでありまして、議員を委員とか委嘱する場合には、やはり議会の議長の推薦が、私は、普通であれば必要ではないかということ等を考えるわけなんですけれども、そういうような委員会を立ち上げるために、ただ、用地、新庁舎を建設するために議会を指名したと。しかも普通であれば、そうい

うのは行政審議委員会あたりにかけて、そして委員会を立ち上げ、そして報酬等も支払ってやるということなんですけれども、その件について、委員会を立ち上げるに至った理由、そしてまた報酬等を払っているのか、また行政審査審議委員会等にかけてそういうことをやったのか、説明をお願いいたします。

○副町長（稲 隆仁君）

以前の全協で、伊仙町新庁舎建設検討委員会を立ち上げるに際して、議員からも、東部、中部、西部、何名かをお願いしているということは全協でお知らせしたわけでありましてけれども、今、議員がおっしゃるとおりに、議長を通して議会のほうに正式に要請したということではなくて、もうその点につきましては配慮が足りなかったのかなと反省しているところでございます。

そして2点目でありますけれども、委員会立ち上げは偏りがないように、各団体、議員の皆さんにも3名お願いしたわけでありまして。東部、中部、西部という形で、区長さんのほうにも、東部、中部、西部ということをお願いして、1回目、2回目の検討委員会開催したところでありますけれども、議員のおっしゃるとおりに報酬等は支払ってございません。その点につきましては配慮が足りなかったかなと反省しているところであります。

○14番（美島盛秀君）

こういう委員会を、委員を委嘱するわけですよね。そうしたら、ボランティアでこういう委員会を委員を今後やってもいいという前例をつくったわけですよ。しかも、大事な新庁舎を建設するのに、予算あるいは土地移転の関係など、議会の議決が必要になると思います。そういうときに議会議員がおれば、恐らく私は迷うことがあると思います。そういうような、言ったら、町民に理解できないようなそういう委員会の中で審議をするということは、私は町民へ対する裏切り行為だと思っておりますけれども、町長、そのあたりを、町長で説明をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

この議会でちょっと答弁したと思いますけれども、先ほど副町長が話したように、その学習支援センターを農高跡地につくっていくという形の中で、熊本地震の後、いろんな熊本の庁舎が使用不能になったということで、国の政策で、これは今回限りという形でのいろんな過疎債を活用した有利な事業であるということで、伊仙町ほか幾つかの自治体がこれに参加したわけでありまして、そういった新しいこういう事業を獲得していくためにも、この庁舎建設の検討委員会が必要だということでした。

当初、私はこれには参加していなかった中で、どうもこの説明会を聞いたときに、これは多くの町民が納得するだろうかというふうな、個人的にはそう思っておりました。そういった中で、いろんな方々が私に個人的に、この農高跡地では非常に厳しいのではないかという話で、委員会の方々ともいろいろお話をしたら、いや、そうじゃないと、多くの町民は農高跡地を希望しているんじゃないかというふうな意見等がございまして、私も非常に悩んだ状況の中で、例のように、この議会の3分の2の同意が要するという事など、そしていろいろ再度試算した結果、農高の解体費と

取りつけ道路を考えたら、この庁舎跡のゲートボール場と借りている駐車場の一部を購入していったほうが費用が安くなるだろうという話などもありまして、その検討委員会を副町長名で緊急に立ち上げまして進めていく必要があったというふうに考えておりますので、そういった中で、土地の交渉が厳しいような状況、これは私は全協で1回説明したと思いますけれども、何回か交渉している間に、購入可能であるというふうなことになりましたので、その後、この検討委員会の中でもそういう意見がかなり出てまいりましたので、このことを早急に進めていく必要があるというふうに私は考えております。

行政運営調査会に諮っていないということと、それから報酬がなかったということに関しましては、これは今後こういうことのないように、しっかりとした形で取り組んでいかなければならないと思っております。

○議長（明石秀雄君）

3回を終わりましたので、質疑箇所を変えてください。

○14番（美島盛秀君）

あと1回で終わりますので。

今、町長の説明では、理解できることもあります。

これは29年度その交付税措置、過疎債利用できるということは、もう前もってわかっていたことですよ。他の町村がつくり出して、それに気づいて、老朽化した庁舎を建てかえなければならぬと慌ててやったとしか、私には受け取れません。

そういうような中で、急にこういう交付税措置に間に合わないと、過疎債を利用することに間に合わないと、32年度までに設計あるいは建設委託をしないと間に合わないという、私は日ごろから、大久保町政は行き当たりばったりだと、その場になって慌ててやるということを申し上げてきましたけれども、やはり今でもそれが続いていると、こうしか私には受け取れないわけでありまして。もう何回も申し上げておりますけれども、今後はこういうことがないとは思っておりますので、この件につきましては終わります。

次に21ページ、先ほどの款5農林水産業費、水産振興費の予算で浮魚礁を再生するという予算と受けとめましたけれども、牧議員の一般質問、先ほどの清議員の質問でありましたけれども、この浮魚礁については、これは下にあります目2の離島漁業再生支援事業の予算で、既に浮魚礁の上部は購入されている事業と思います。それは30年度に備品問題が発覚して、そしてこの漁業問題も発覚して、まだ備品問題も解決していない、まだこの浮魚礁問題も解決をしていないと私は思っております。そういう中で一般財源で補正を組んでやるというのは私は違法性があると、先ほど、その予算のあり方にも問題があるということが言われましたけれども、恐らくこの問題については、浮魚礁問題あるいはその漁業集落問題には監査請求が出てくるだろうと私は思っております。

そういう、今日監査委員長がおれば質問したかったんですけども、呼び出すお願いをする時間がなくてできませんでしたが、いずれそういう問題になってくるだろうと、そういうときに、

以前のこの備品問題にかかわったあの関係した職員、町長三役が懲罰委員会で支払い命令をされました。ここまで私は行くと思えますけれども、それを覚悟の上でこの浮魚礁を再生しようという考えなのか、お尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

美島議員のおっしゃるとおり、今、離島漁業再生支援事業のほうで解決していない問題等はあるかとは思いますが、この浮魚礁に関しましては牧議員の一般質問のときにも説明をいたしましたけれども、県のほうと協議をいたしまして、その離島漁業の集落民も意図的にしたわけではないということですので、問題解決を行う上で、魚礁の一部部材が現地にありますから、こちらを年度内に完成させ、魚礁を設置して、それを活用することが今後の漁業振興にもつながるのではないかと判断のもとで設置の手続を行う予定をしているということですのでございます。

○14番（美島盛秀君）

先般、この離島漁業再生支援事業の県への報告書を見させていただきましたけれども、12月の補正で浮魚礁を完成するということがあったんでありましたけれども、その118万何千円か、既に上部の部分は購入してあると。その部分については漁業再生集落支援事業の29年度の予算で買っている。そしてその下は、今後、今回一般財源ですということ報告をしてありますけれども、私が言うのはその下の部分、ちゃんと上の部分はもう金額も決まっておりますので、下の部分の見積もりをとって、そして今後、船の船賃、添え着けのための船賃、あるいは網の長さ、距離、そして船を、大きな船会社さん、こういう航海上ですから、そこらあたりの許可、こういうようなことを、いろんなこの浮魚礁を設置するために必要な条件があります。そういう条件等を整理してきちんと予算を出してあるのかお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

そちらにつきましては関係機関のほうと協議をいたして、以前にあった場所に設置をするということで手続ができるということで事業を進める予定にいたしております。

○14番（美島盛秀君）

そういう見積もり等を議会終了後に提出をお願いして、終わります。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑はありませんか。

○6番（岡林剛也君）

令和元年度一般会計補正予算（第4号）について質疑をいたします。

歳入の11ページ、農林水産業費の工作物補償費という45万入っていますけれども、これはどういったものでしょうか。

○耕地課長（上木正人君）

お答えいたします。

こちらの工作物補償費に関しましては、県道伊仙天城線、こちらのほうからいけば原豆腐の前の、

今、県道を拡張されていると思うんですが、こちらの農業用水の配管の移転補償費となっております。

○6番（岡林剛也君）

次は12ページ、先ほどから出ていますこの用地購入費、この8,650万円という値段の根拠、確か不動産鑑定をさせてこの金額になったということで資料請求をしたんですが、個人情報観点から開示できないと。ということは、何をもとに我々はこの購入費を審議したらいいのかが全くわからないんですけども、どういうことでしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

この金額は、不動産鑑定評価、評価の金額を一応もとにいたしまして、土地の所有者と交渉にこれからまた当たらなければならないということで、一番幅は、一応1m²当たり1万5,000円から1万7,000円、また金額的にそれで安いほうで抑えてできるものでしたらやっていきたいと思っています。

また、庁舎建設検討委員会の中においても、今の5,084m²では少し小さいのではないかと、そういうような意見もありましたので、その分、金額的に余りましたら、少し用地の面積等を拡大して購入できるものでしたら、そういうような方向で庁舎建設検討委員会のほうにも諮っていきたいというように考えていて、このような幅を持たせてございます。

○6番（岡林剛也君）

ということは、1m²当たり1万5,000円から1万7,000円で計算していると。ちなみにこの金額は、これは税込みの金額でしょうか。

○総務課長（池田俊博君）

それは交渉次第にもよりますけど、土地の場合に、これが消費税がかかるかどうかということで、消費税がかかる場合におきましては外税のほうになると思います。税込みの価格ということではございません。

○6番（岡林剛也君）

税がかかるのか、かからないのかも、わからない金額ということですか。

○総務課長（池田俊博君）

今そこまで調べてはいませんでしたが、とにかく1m²単価1万5,000円から1万7,000円の幅で、一番高いほうの金額を計上したという次第でございます。

○議長（明石秀雄君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 5時17分

再開 午後 5時34分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの総務課長の答弁をお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

先ほどの岡林議員のほうの答弁について、不動産売買の件に関しましては消費税はかからないということでございます。

○6番（岡林剛也君）

不動産には消費税はかからないので、この金額内でやるということですね。わかりました。

次に19ページ、農業総務費、損失補償費1,853万2,000円ありますけれども、これは今やっているビジョンがやる前の百菜の借金といいますか、それと申しますけれども、なぜこの旧百菜の借金を一般財源で入れなければならないのか、その法的な根拠、法的でなくても何か根拠があればお伺いします。

○副町長（稲 隆仁君）

一応根拠としておるところは、旧百菜との甲乙、甲が伊仙町であり、乙が旧百菜であるわけでありますけれども、この条文の中で、第1期の契約においては乙の責任ということとありましたけれども、5年の流れの中ではどちらが責任ということ等の文言がなくて、甲と乙それぞれでするべきではないかと判断したところでございます。

○6番（岡林剛也君）

甲と乙でそれぞれで損失を補償すると。普通は、損失補償契約というものが締結されていれば、確かに町はその損失に対して責任を負わないといけないと思うんですけども、そういう補償はあったのか。なければ、なぜ一般の町民の税金を使って、一個人企業かどうかかわからないですけども、そこにも補償しないとけないのか、1,800万も。これをぜひとも、みんな多分インターネットでも見ていると思いますけども、この1,800万円損失を補償する理由をお伺いしたいと思います。その前に、その契約はなされているのかどうかも含めてお願いします。

○総務課長（池田俊博君）

この件に関して、出資法人等に対して債務保証等、個人企業にはできないということにはなっています。しかし、この損失補償というこの補償のほうで、保つに証という保証と、補いを償うという補償がございます、字的にホシヨウという字は。今やっている損失補償は、補うということで、これは債務保証の契約でなくて財政援助であるという考え方から、このような形で予算を計上いたしました。

これが、これから先、新しく指定管理を受けていただきましたその方々から、その企業の方に、この直売所をスムーズに運営させるためには、どうしてもその前の段階の部分と4月1日の後ろの段階の部分では、1つの区切りができないといけないということで、その前の部分に関して、一応財政支援という形でこの予算を計上させていただいたという次第でございます。

○6番（岡林剛也君）

一般の商店街が、もう損失が出て、それには補償を多分まずすることは無いと思うんですけども、今やっていることは、それと一緒にですね。一般の商店などは当てはまらないが、これにはするという、そういう、多分町民誰もこれは納得できないこの補償費だと思います。こういう予算は認めたくありません。

次です。21ページ、離島漁業再生支援交付金事業で、ここに609万円落として、最終この現計が445万5,000円とありますけども、これでその新たな浮魚礁を設置するということだと思います。

だけど、こういうことをする前に、もう僕は1年半ぐらい前からずっとこの問題やっていますけども、そのたびに答弁では、総会を開くとかそういうことはまずやるべきだと答弁等がありました。あと、住民に説明、広報でやるのか、集めて説明するのか、そういうことも含めてやると言っておりましたが、そういうことはしないで、とりあえず魚礁だけ設置すると。そういうけじめのつかないことをしてから、また新たに来年度からやろうとしている。気持ちはわかりますけども、やっぱりやることをやってから、こういうことを予算をまた計上するなりして、町単独事業でやるにしても、やるべきじゃないのかと、町長どう思いますか、誰もこれは町民は知りませんよ、今どうなっているのか、何の説明もなく。どうですか、町長。

○町長（大久保明君）

経緯に関しましては、この新しい浮魚礁の予算が補助事業等で県から来たわけでありますので、このことはこのこととしてやっていかなければならないということになると思いますし、詳細な経緯につきましては担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（仲島正敏君）

すいません、今の町長の言葉で、補助事業という話だったんですけども、すいません、こちら町単独事業で調査していただきたいと思っております。

○6番（岡林剛也君）

町長、県の補助が出たとかじゃなくて、これは町単独でやるということなんです。わかりました。

それで、やるにしても、その前にやることあるんじゃないかと言っているんです。漁業集落の総会にしても、住民に説明するにしても、何一つやっていないじゃないですか。1年半前からずっとやるやると言っていて、やるやる詐欺みたいですけども、どうですか。

○町長（大久保明君）

詐欺師まがいのことまでおっしゃると思いませんでしたけれども、議員の品格といいますか、先ほどの前議長が、大久保町長はいつも行き当たりばったりだと、全ての政策が失敗しているかのごとく話をしておりました。いろいろ急に事業をしなければならぬとか、例えば学校校舎にしても新たな事業は準備をして待っておかなければなりません。それが年度末に来ることもあります。学校建設もそうであるし、庁舎建設もそうであると思います。それをあたかも我々が突然気がついて、

目の前に補助金があるからそれに飛びついて失敗したかのごとく考えるのは、いかがかと思っております。

ですから、伊仙町議会は、与党、野党はありますけれども、言葉の品格というものを、もう少しやっぱり品性を高めていくということも、ある意味必要ではないかと思えます。しばらく、議長、もうすぐ終わりますから。（発言する者あり）またそういうくだらないやじをしますけども、詳細は（「議長、さっきの詐欺発言は停止してください」「議長だめよ、あれは」「議場の中で……」「詐欺師とか……」と呼ぶ者あり）

○議長（明石秀雄君）

ちょっと待った、ちょっと待った。（発言する者あり）ちょっと待った。

○町長（大久保明君）

やるやる詐欺とか、品格というものを保つ伊仙町議会でなければなりませんよ。

詳細については、担当課長のほうから再度説明してもらいます。（「議長、これから先ですよ。さっき詐欺という、町長に向かって詐欺という言葉……」「あれね、話にならないよ」「取り消してください」と呼ぶ者あり）

○6番（岡林剛也君）

先ほどの私の発言には大変失礼しました。申しわけありませんでした。取り消していただきます。（「それから議長」と呼ぶ者あり）

○議長（明石秀雄君）

ちょっと、ちょっと待ってください。（「議長、先ほどの行き当たりばつたりの……」と呼ぶ者あり）取り消したと言っています。（「取り消さなきゃ」と呼ぶ者あり）取り消し……。（「個人の意見だから、いいんじゃない」と呼ぶ者あり）取り消しだね、オーケー。（「町長に向かって詐欺って言うのはないよ。それは議員の品格疑われますよ」「いや、もう取り消したからいいんじゃないの、取り消したから」と呼ぶ者あり）だから、取り消し入れます。

岡林議員、他に次にありますか。

○6番（岡林剛也君）

大変失礼しました。

次は23ページ、このスクールソーシャルワーカーの旅費が落ちていますが、このスクールソーシャルワーカー、先ほど教育委員会総務課長から説明がありましたけども、これは子供たちを取り巻くこの環境、貧困や虐待、不登校、いじめなど、そういうものに働きかける児童相談所、行政福祉等の関係機関のつなぎ役となって情報提供を行い、また調整を行い、学校や教員、家庭の支援問題の解決を図るのが職務であり、また問題を抱えている生徒を取り巻く複雑な現代社会に対応するためにも、このスクールソーシャルワーカーの研修というのは非常に重要なものだと思います。

そこで、このスクールソーシャルワーカー、3万9,000円、先ほど2回のうち1回落ちていると

言ったんですけども、先ほど1回は旅費が出て、2回目は自費で行ったという答弁がありました。それであと1回残っているということは、多分3回はその研修があると思います。

今回のこの研修旅費、これは決裁の過程をちょっと知りたいんですけども、誰のところまで決裁が行って、誰のところで決裁されなかったのか、またその決裁されなかった理由をお伺いします。

○町長（大久保明君）

町長のところで決裁をしませんでした。この理由は、このスクールソーシャルワーカーの必要性は、私は十分にわかっております。いろんな伊仙町のスクールソーシャルワーカーの実績とか、それからいろんな各学校の校長先生とかの意見も私の耳に入っております。ですから、またいろんなことを、自分もそういうものをやりたいという方もいるわけでありまして。長い間に、その予算が本当に適正に本当に貧困に悩んでいる子供たちのために最大限に使われているかどうかというチェックはなされておらなかったけれども、しかし現実には、誰でもそうですけれども、自分が予算を使って、旅費を使って研修をしているとかそういうことが、費用対効果、どれだけ町民の方に役に立っているかなどを検証する必要もありますので、これは私の判断で今回は決裁出すことはできないというふうになりました。

これが町長の独断とか特権とか、そういうことを私は言われる覚悟はあります。しかし、細かく長期的にいろんな形であらゆる分野の旅費ももう1回精査していく必要があると思っておりますので、きのうから課題になっております民生委員の件にいたしましても、町の方向性とずれがあるんじゃないかと、伊仙町をこのような長寿・子宝そして出生率高い町にしていこうとしている中で、それに反するような考え方の方々がいると、それは去年も、ある農業研修の件で、私はある方の旅費は決裁しませんでした。それは、町長の権限というのは予算編成権であり人事権であると、それは町民の方々が私を町長として選んだ私の権限でありますので、それを私の判断で結論したということでもあります。

○6番（岡林剛也君）

この方は、私は一生懸命伊仙町の子供たちのために頑張っていたと思います。他の町も年に2、3回ちゃんと予算を組んで、このスクールソーシャルワーカーの研修に行かせてもらっていたのです。伊仙町だけでなく、この方はそれまで自費ですずっと行っていたんです、自腹を切って研修に。やっぱり行政長は個人を差別的に、あの人はいいい、この人には出さない、この人には旅費出すけどこの人には出さないと、そういうことをしたらいけないのではないですか。それはまさしくこの裁量権の逸脱というやつではないですか、職権濫用とか。どうですか、町長。そして残りの3万9,000円は、そしたらどうするつもりなんですか、また。最後にお伺いします。

○町長（大久保明君）

先ほど申したとおり、自費で行かれているということも本人から聞きましたので、それでは今回は自費で行くという話をしておりました。もちろん誠心誠意、町民の貧困のため、子供たち、登校拒否の子供たちのためにやっていることは、私はよく知っています。ですから、このことは権限の

逸脱とかそういう問題じゃなくて、町長としてそのような判断する権利があるということを行使したまでのことですので、逸脱しているとは私は思っておりません。

○6番（岡林剛也君）

終わります。

○議長（明石秀雄君）

先ほどの岡林議員の質疑の中で、詐欺との発言がありましたが、この部分は議事録から削除いたします。

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第63号について討論を行います。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

○6番（岡林剛也君）

令和元年度一般会計補正予算（第4号）について、反対の立場から討論をいたします。

款5農林水産業費項1農業費目4農業総務費節22補償費、補償補填及び賠償金の1,853万2,000円は、損失補償費としては余りにも多額でありますし、なお、営利業者に損失補償としての町民に説明できる法的根拠もなく、むやみやたらに公金を支出するのは公平公正でなく、町民も納得できないし、我々も説明もできない予算であります。

また、先ほどのスクールソーシャルワーカー旅費予算カット、あと、離島漁業支援事業交付金の予算についても、とても認めることはできない予算でありますので、反対討論といたします。

○議長（明石秀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○7番（牧 徳久君）

令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の討論をいたします。

ただいま岡林議員が反対の討論をいたしました。先ほど全員協議会の中では、この予算については全員賛成のほうだと私は捉えておまして、（「そんな理由になるものじゃない」と呼ぶ者あり）これが伊仙町……。

○議長（明石秀雄君）

美島議員、ちょっと。

○7番（牧 徳久君）

町から出た補正予算でありますので、いろいろ離島漁業とかありますが、一議員として賛成の討論をいたします。

以上です。（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長（明石秀雄君）

これで討論を終わります。（「動議」と呼ぶ者あり）

これから議案第63号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）の採決をします。（発言する者あり）しばらく休憩します。

休憩 午後 6時15分

再開 午後 6時21分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま美島議員から、牧議員の賛成討論を討論訂正することの動議が提出されました。この動議は、伊仙町会議規則第16条の規定により、他に1人以上の賛成者がありますので成立しました。

この採決は起立によって行います。この動議を議題とすることに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、美島議員の動議は可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 午後 6時22分

再開 午後 6時37分

○議長（明石秀雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま美島議員より提出された動議が成立いたしましたので、ここで美島議員より動議の趣旨説明をお願いいたします。

○14番（美島盛秀君）

ただいまの動議の趣旨説明をいたします。

先ほどの牧議員の賛成討論は決して認めるわけにはまいりません。我々議会14名はプライドを持って真摯に議会活動に取り組んでいるものであって、さっきの発言はこれに不適格な発言だと思っております。今後も我々議会は、やはり町民のために襟を正して頑張っていかなければいけないという意味で、そういうような談合的なそういうような話し合い、あるいは過去の伊仙町議会の体質が見え見えした賛成討論だったと私は思っておりますので、この発言に対して撤回を求めます。

○議長（明石秀雄君）

ただいまの趣旨説明に対し、牧議員の発言を求めます。

○7番（牧 徳久君）

先ほどの賛成討論に対しましては、ここで撤回したいと思えます。

○議長（明石秀雄君）

それでは、牧議員より賛成討論の撤回がありましたので、賛成者の討論を求めます。

○10番（福留達也君）

一般会計の当初予算、補正予算に関して、いろんな数多くの質疑がなされてきました。いろんなそれぞれの価値観の相違的な部分もあって、どっちが正しい、どっちが誤りだとか、そういったなかなか言いづらい部分もあったんですけども、私個人としては、町長の考え方、方向性、これに共鳴できたし、この補正予算は役場の庁舎建設に関するその土地購入とか今後の伊仙町の大きな方向性を決める内容がかなり含まれている非常に大事な補正であります。ぜひ理解して、賛成していただきたいと思います。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第63号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第63号、令和元年度伊仙町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第64号 令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（明石秀雄君）

日程第9 議案第64号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第64号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額10億5,652万3,000円に、歳入歳出それぞれ234万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額10億5,886万6,000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきましては、6款県支出金につきまして、補正前の額8億5,514万2,000円から70万1,000円を減額し、補正後の額を8億5,444万1,000円とするものであり、主なものとして、保険者努力支援交付金の確定に伴い86万7,000円を減額し、特定健康診査負担金を15万3,000円増額するも

のであります。

10款繰入金につきましては、補正前の額9,248万8,000円に277万9,000円を増額し、補正後の額9,526万7,000円とするものであります。主なものとして、2項1目基金繰入金を、保険給付費等償還金の確定に伴い、23節償還金利子及び割引料212万1,000円を返納するための財源として194万2,000円を増額し、補正後の額を194万3,000円とするものであります。

11款繰入金は、補正前の額1,000円に前年度繰越金として17万7,000円を増額し、17万8,000円とするものであります。

12款諸収入につきましては、補正前の額49万5,000円に8万8,000円を増額し、補正後の額を58万3,000円とするものであり、主なものとして、一般被保険者返納金8万7,000円の増額によるものであります。

歳入合計、補正前の額10億5,652万3,000円に234万3,000円を増額補正し、補正後の歳入合計を10億5,886万6,000円とするものであります。

次に、歳出は予算書6ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費9節旅費において、普通旅費を費用弁償に組み替えるものであり、3,000円を減額し、同款2項徴収費及び3項運営協議会費において、運賃旅費改定に伴い、合わせて3,000円を増額する組み替えを行うものであります。

2款保険給付費1項療養費及び2項高額療養費において、被保険者の療養給付費及び高額療養費の伸びにより、退職者療養諸費及び高額療養費の組み替えを行うものであります。

予算書7ページになります。

3款国民健康保険事業納付金1項医療給付費分及び2項後期高齢者支援金等分においては、財源の組み替えを行うものであります。

4款1項1目共同事業費事業拠出金におきまして、退職者減少により減額するものであります。

6款1項保険事業及び2項特定健康診査等事務費において、主なものとして、賃金や旅費について組み替えを行うものであり、8ページをお開きください。同項14節使用料及び賃借料において、巡回健診等施設使用料として25万円を増額するものであります。

9款諸支出金1項償還金及び還付加算金において、前年度実績により国庫負担金返納金として212万1,000円を増額するものであります。

以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第64号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第64号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第64号、令和元年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第10 議案第65号 令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（明石秀雄君）

日程第10 議案第65号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第65号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算総額9億8,581万9,000円に、歳入歳出それぞれ105万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9億8,687万5,000円とするものでございます。

予算書3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。

歳入につきまして、5款繰入金、補正前の額1億6,799万7,000円に31万円を増額し、1億6,830万7,000円とするものであります。

1項一般会計繰入金において、介護保険事務に係るパソコン購入費費用として25万円を増額するものであり、2項1目介護給付費準備繰入金において、過年度償還金に係る費用として6万円を増額するものであります。

6款諸収入において、補正前の額84万3,000円に74万6,000円を増額し、補正後の額を158万9,000円とするものであります。徳之島地区介護保険組合負担金精算返納金として74万6,000円を増額するものであります。

歳入合計、補正前の額9億8,581万9,000円に105万6,000円を増額補正し、補正後の歳入合計を9億8,687万5,000円とするものであります。

歳出につきまして、6ページをお開きください。主なものについてご説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節備品購入費は、介護保険事務費の国保連合会への

伝送用パソコンに係るものであり、運賃旅費改定や通信運搬費の不足等について、目内において組み替えを行うものであります。

3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス事業費、2項一般介護予防事業費、3項包括的支援事業任意事業費においては、旅費、研修旅費不足について、款内で組み替えを行うものであります。

予算書7ページになります。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金については、23節償還金利子及び割引料において、介護給付費過年度精算償還金として6万円を増額するものであります。

また、2項繰出金においては、過年度徳之島地区介護保険組合負担金精算返納金を、28節繰出金において74万6,000円を一般会計に繰り出すものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願言申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

議案第65号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第65号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第65号、令和元年度伊仙町介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第66号 令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（明石秀雄君）

日程第11 議案第66号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（澤佐和子君）

議案第66号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、補足説明

をいたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算総額 1 億8,214万9,000円に、歳入歳出それぞれ81万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額 1 億8,133万7,000円とするものでございます。

予算書 3 ページをお開きください。

歳入につきまして、3 款繰入金、補正前の額 1 億4,355万円から105万3,000円を減額し、補正後の額を 1 億4,249万7,000円とするものであります。

1 項一般会計繰入金、2 目 1 節保険基盤安定繰入金において、負担金額の確定に伴い105万5,000円を減額するものであり、4 目 1 節保険事業費繰入金において、2,000円を事業費実績見込みに応じ増額するものであります。

5 款諸収入、補正前の額239万1,000円に24万1,000円を増額し、補正後の額を263万2,000円とするものであります。

対象者増に伴う事業費実績見込みに応じ、4 項 2 目要医療者等訪問事業収入を 3 万9,000円増額し、3 目重複・頻回訪問指導事業収入を 8 万8,000円増額し、4 目長寿健康増進事業収入を11万4,000円増額するものであります。

歳入合計、補正前の額 1 億8,214万9,000円から81万2,000円を減額補正し、補正後の額を総額 1 億8,133万7,000円とするものであります。

歳出につきましては 6 ページをお開きください。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金19節負担金補助及び交付金において、保険基盤安定負担金の確定に伴い105万4,000円を減額するものであります。

3 款保険事業費 1 項健康保持増進事業費においては、今年度、各事業費対象人数の増に伴い事業実績見込み額が増加したことから、2 目要医療者等訪問指導事業は 2 万9,000円を増額し、3 目重複・頻回訪問指導事業を 9 万2,000円増額し、保健指導に当たる看護師賃金の増、事業に係る消耗品や通信運搬費等に充てるものであります。

また、4 目長寿健康増進事業におきましては、これも事業見込み増に伴い12万1,000円を増額し、フレイル対策や食習慣の見直しなど、地域サロンに派遣している食生活改善推進等の謝金などに充てるものであります。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（明石秀雄君）

議案第66号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第66号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第66号、令和元年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第67号 令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）

○議長（明石秀雄君）

日程第12 議案第67号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（重村浩次君）

それでは、議案第67号、令和元年度、健康増進課、徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

予算書をお開きください。

1条、既定の歳入歳出予算額、予算総額1億3,733万4,000円に、歳入歳出それぞれ740万7,000円を減額し、歳入歳出の総額を1億2,992万7,000円とするものです。

3ページ目をお願いします。

歳入、款2繰入金、補正前の額7,858万6,000円から740万7,000円を減額し、7,117万9,000円とするものです。

歳入合計1億3,733万4,000円に740万7,000円を減額し、1億2,992万7,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費の7賃金580万円の減は、職員が退職したためでございます。

27公課費の150万円の減については、消費税が還付されたためです。

また、文化事業費の款3文化事業費項1文化事業費目1文化事業費消耗費用25万円を減額し、食糧費に組み替えるものです。この食糧費は、ほーらい館の感謝祭の食糧費です。

目13委託料については、今回、舞台設置をしなかったため減額しております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第67号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）について質疑をいたします。

このスタッフの530万ですか、やめたために減額ということですが、これは何名分で、また、そのやめたことによって業務に支障は生じていないのか、お伺いします。

○健康増進課長（重村浩次君）

この賃金の減額は3名分です。3名やめたので減額をしております。

あと、業務に支障ということですが、今、人数は足りていませんが、そこを何とか今の人数で対応しているところです。

○6番（岡林剛也君）

3名分ということですが、その中にインストラクターは何名いるのでしょうか。

○健康増進課長（重村浩次君）

3名です。

○6番（岡林剛也君）

これは3名やめて支障が出ていないっていうのも、ちょっとおかしい話だと思うんですけども、これはまた募集とかはかける予定はあるのかなのか。

○健康増進課長（重村浩次君）

現在、ハローワークのほうに募集をかけているところでございます。

○議長（明石秀雄君）

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第67号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第67号、令和元年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第68号 令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）

○議長（明石秀雄君）

日程第13 議案第68号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第68号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をいたします。

予算書をお願いします。

既定の歳入歳出予算の総額4億7,612万6,000円に、歳入歳出それぞれ153万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を4億7,459万6,000円とするものでございます。この減額につきましては、一般会計からの繰入金の減によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1款水道事業費1項一般管理費1目一般管理費、補正前の額5,991万5,000円に153万円を減額し、5,838万5,000円とするものでございます。これにつきましては、2節の給料、3節の期末手当は人勤による人件費の増、9節旅費の増であります。7節の徴収対策貸金167万1,000円を減額、差し引き額153万円の減とするものであります。

次に、1款に同じく2項の原水浄水費については、修繕費から水質検査費への組み替えでございます。

以上、簡易水道特別会計の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第68号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第68号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第68号、令和元年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第14 議案第69号 令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算(第3号)

○議長（明石秀雄君）

日程第14 議案第69号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算(第3号)について議題といたします。補足説明があればこれを許します。

○水道課長（福島隆也君）

議案第69号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算(第3号)について補足説明いたします。

1 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の補正の収入のほうから説明させていただきます。

第1、1 款水道事業収益、既定の予算額1 億2,295万5,000円に9 万2,000円を増額し、1 億2,304万7,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、2 ページの収入の欄、1 項営業収益3 目その他営業収益4,346万円に227万6,000円を減額し、4,118万4,000円にするものであります。これは、一般会計からの繰入金を減額とするものでございます。

3 項の特別利益2 目過年度損益修正益239万2,000円は、前年度の消費税の還付金であります。よって、増減の合計9 万2,000円を増額とするものでございます。

次に、支出について、第1 款水道事業費1 億1,087万8,000円に9 万2,000円を増額し、1 億1,097万円とするものでございます。

内訳といたしまして、2 ページの2 段目、支出の欄、1 目配水給水費20万円の減額、これは時間外手当の減、3 目総掛かり費32万1,000円の増額は、主に水質検査費の増額分であります。この支出の増減の合計9 万2,000円を増額とするものであります。

次に、支出の収入及び支出について、支出のほうから説明いたします。

1 項建設改良費2 目排水設備費4 万9,000円の減は、メーター購入の執行残であります。これにより、収入の欄、2 項他会計出資金1 目、2 目の他会計出資金補助金の合計4 万9,000円を減額とするものであります。

次に、1 ページの議会の議決を得なければ流用できない経費であります。

1、職員給与費2,029万1,000円に17万4,000円を減額し、2,011万7,000円とするものであります。これは臨時職員の減によるものでございます。

以上、上水道事業会計の補足説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第69号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第69号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立多数です。したがって、議案第69号、令和元年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 追加日程第3 議案第70号 平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事

○議長（明石秀雄君）

お諮りします。伊仙町長から、議案第70号、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事が提出されています。

これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。議案第70号、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事を日程に追加し、日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議案第70号、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

追加議案を認めていただきまして、ありがとうございます。

大阪地震それから熊本地震で、ブロック塀で犠牲になった子供たちもいます。そしてまた伊仙町

内においては、非常に、夏、温暖化の中で子供たちの教育環境が悪くなっております。こういった中での提案でございます。

令和元年第4回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました議案第70号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第70号は、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事の請負契約を採決いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべく契約及び財産の取得または処分に関する条例の第2条の規定により議会に提案してあります。

どうか議員の皆様方、子供たちのことであります。安全でそして快適な学習ができるようご審議賜り、可決していただくようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第70号について補足説明があればこれを許します。

○教委総務課長（水本 齊君）

それではご説明させていただきます。

議案第70号は、工事名、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事。工事場所は、大島郡伊仙町内伊仙。請負金額4,895万円。契約相手方、鹿児島市下荒田1丁目36番24号株式会社栄電社代表取締役、満石公一。

どうぞご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（明石秀雄君）

議案第70号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

議案第70号、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事請負契約について質疑をいたします。

先般、入札執行調書を資料としていただきました。なぜ指名業者の中に町内業者が1社も入っていないか、鹿児島市内の業者が全てなのか、まずお伺いします。

○教委総務課長（水本 齊君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

これは30年度からの繰り越し事業でありまして、年度内にどうしても完成しなければいけないということで、工事の事業量、工期等を考えまして、鹿児島市の大手の会社等を推薦させていただきました。

○13番（樺山 一君）

町長、公共事業は、ある程度やはり町内の業者がして、やはりそうしないと、やはり町内の経済は絶対潤わないんですよ。

近隣の町村に確認したら、もう6月に工事発注していますよ。平成30年度からの繰り越し工事で

すが、もう6月に発注して、町内業者がほとんどもう全件町内業者が落札して、工事を終了しています。そして6月に発注して、7月から夏休み期間中の学校の工事ということで、それでも9月、10月までかかっていますよ。

今からこの1社で4,800万発注して、冬休み、そして普通、小学校が授業をしているときは工事はできない、土日しかできない、そういう状況で、やはり突貫工事等もありますし、突貫工事、そういう意味合いじゃなくて、何で伊仙町内の業者を入れないのか、町長の答弁を求めます。

○町長（大久保明君）

諸所の町内業者等の伊仙町内に十分対応できる業者さんがいるかどうかなど、あらゆること、そしてもうこれは工期が延長することは恐らくできない状況でありますので、その辺も含めての指名委員会での経過だと私は考えております。

○13番（樺山 一君）

それは予算執行、職員の怠慢ですよ。職員が6月から発注できる方向でしておけば、町内業者で十分できるんですよ。

ぜひ町長、もうこれ鹿児島市内の業者に、この交付金は3分の1の補助の交付金ですよ。4,600万円で町外業者にさせるより、予算を返納して、一般財源で順次、町内業者にクーラーを入れてもらったほうがいいと思いますよ、来年度あたりから。

そして、資料のほうで中学校の入札の執行調査ももらっていますが、やはり同じ業者が落札している。これは、課長、議決が要らないから、中学校はそのまま落札した鹿児島の業者が工事はするわけですか。この工事が終わる、議会が認めなかったら、あれも一緒に関連でできないわけですか、どうですか。

○教委総務課長（水本 齊君）

小学校と中学校の契約は別々になっておりまして、予算の出どころも別々ですので、小学校と中学校は別だと考えております。

○13番（樺山 一君）

中学校のクーラーをつけれる、小学校のと別だということで、もちろん中学校の工事はできる。しかし、この小学校は、やはりたかが1,500万円ぐらいですよ、国からおける補助金は。それで来年度予算あたりから町単独事業で、順次、町内の学校にクーラーをつけていけるような形を私は要望したいと思います。

以上です。

○議長（明石秀雄君）

他に質疑はありませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第70号、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金工事についてお伺いします。

先ほど町長が、ブロック塀の犠牲になった方が全国にいるということで、一応このブロック塀・

冷房設備となっておりますが、このブロック塀も入るのか入らないのか、お願いします。

○教委総務課長（水本 斉君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、この工事請負契約にブロック塀の工事は入っておりません。

○6番（岡林剛也君）

ということは、名前にブロック塀はついているけど、今回の工事には入っていないということみたいですが、先ほど町長も言った、その危険なブロック塀が放置されているようなことは、やっぱり生徒の安全を守るためには、やっぱり町として何とかしないといけないと思うんですけど、それはどうするつもりですか。

○教委総務課長（水本 斉君）

ブロック塀も対象の交付金ではありましたが、各学校のブロック塀の調査をいたしましたところ、当初の建築法の法令に合致していないということで、県のヒアリングを受けたときに、その当初の設計基準に合っていなければ交付対象外だということで調査したところ、もうほとんどの学校が、当初のその建築設計が正しかったかどうかという確認がとれなかったために、今回、ブロック工事の事業は出しておりません。

○6番（岡林剛也君）

ということは、ブロック塀の工事はしないという工事みたいですので、しかし、その危険なブロック塀が放置された状態で置かれるというのは大変危険なことでありますので、町としてちゃんとした対応をしてほしいと思います。

○議長（明石秀雄君）

他にありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第70号について討論を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第70号について反対討論を行います。

今、質疑の中でも指摘がありましたけれども、私もこの事業におきましては、30年度の繰り越し事業でありまして、6月議会ごろから、これは早くしなさいよということを職員に喚起していたところであります。

また、10月ごろになって、どうしたのかなということを聞いたら、まだ入札が終わっていない、それで、11月に入りまして臨時議会をする予定だという情報等も聞いて、やっと入札が終わったのかなと思っておりましてけれども、たまたま私が議長のとときに職員を呼びまして内容を聞いてみたら、まだ仮契約ができていないと、これは12月の9日の朝です。できていないということで、何で

こういう大事な事業を議会前日になってまだ仮契約もできていないのか、どうするんだということを知りましたら、今日、あすで仮契約を済ませるということでありまして、今日、あすで仮契約ができて、恐らくこれはできないんじゃないかなということ等を指導いたしました。

そして、その中で、私が帰りまして、夕方になって、仮契約が終わりましたと、ちょうど5時前でしたけれども、事務局のほうから、明日の1番で追加日程に追加して採決してくれというような話がありましたので、私はすぐ教育委員会に行きまして、教育長もいました、課長もいました、その前で、これは私1人では判断ができないから、あしたの初日の議会運営委員会または全員協議会を諮らなければいけないということで帰ったわけなんですけれども、その中で執行調書等を見ますと、先ほど議員から指摘があったとおりで、1つも町内業者が入っていない。

そういうことで、私は他町村のことを知りました。天城町では4業者に分けて、そしてやったと、10月で終わったと。そして徳之島町では、このクーラー設置については検討する必要があるということで検討を重ね、検討を重ねているうちに電気代が4,000万かかると、費用対効果はないんじゃないかということで断念をした。もしこの費用対効果を考えるのであれば、町単で必ずやりますということ等が話し合われておりまして、ブロック塀についてはもう既に終わっていたということでありまして、私はこの入札について、どうもおかしな入札のあり方だということを気がかりにしまして、どうもこれはしっかりと内容を精査する必要がある、調査する必要があるということで、私は、私の議長のもとではできないだろうということで、私はその朝に、議長を辞職しますということ副議長に申し出たわけでありまして。

そういうような深いいきさつ等もありまして、この議案に対しては、ぜひ、取り下げはできないかもしれませんが、私は反対をして、恐らくこれ反対をしないと、このままを通してしまおうと、流したりすると、賠償問題がこれも起きてくると。ここで否決をして、反対をして、議会で責任を持ってこれを反対していただきたいという思いがありますので、ぜひ皆さん反対をして、後をもって問題等が起きないように、賠償責任等が起きないようにそういう形で議会で責任を持って反対をしていただきたいと思っておりますので、反対討論といたします。

終わります。

○議長（明石秀雄君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第70号、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事を採決します。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（明石秀雄君）

起立少数です。したがって、議案第70号、平成30年度ブロック塀・冷房設備対応臨時交付金伊仙町立伊仙小学校外5校空調設備設置工事は否決されました。

△ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（明石秀雄君）

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（明石秀雄君）

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（明石秀雄君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和元年度第4回伊仙町議会定例議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 7時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美 島 盛 秀

伊仙町議会議長 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 明 石 秀 雄

伊仙町議会議員 樺 山 一

